

《論 説》

「戦後労働法学」の先導者

——野村平爾の軌跡——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の課題
- 二 「戦後労働法学」以前——戦前・戦時期の経歴と社会活動
 - 1 米欧への留学と社会運動への関与
 - 2 二度の兵役勤務と三度の警察・検察・予審判事による取調べ体験
- 三 「戦後労働法学」への助走——労働関係の実態調査とその成果
 - 1 民主主義科学者協会政治法律部会への参加
 - 2 末弘「労働法学の遺産」の相続——野村自らの労働法学方法論の提示
 - 3 「生ける法」の探究としての実態調査と法解釈
- 四 「戦後労働法学」の先導者としての疾走——『日本労働法の形成過程と理論』
 - 1 野村労働法学の方法論の具体化
 - 2 争議権行使の正当化と労働基本権の擁護
- 五 啓蒙三部作の刊行と野村の文体
 - 1 啓蒙三部作の刊行
 - 2 野村の文体とその所以ほか
- 六 労働基本権回復に向けた長駆——『労働基本権の展開』への結実
 - 1 労働法の位置付けと労働者の権利意識——権利闘争論
 - 2 裁判例の展開にみる官公労組の権利闘争との伴走
- 七 結び——権利闘争論の行方
 - 1 「スト権スト」の敗北と最高裁・名古屋中郵事件判決批判
 - 2 公共企業体の分割・民営化と官公労働組合の権利闘争の挽歌

一 はじめに——本稿の課題

1951(昭和26)年9月11日午前4時、わが国労働法学の創始者たる末弘巖太郎が息を引き取った。末弘の労働法学の特徴としては、戦前来の法社会学への関心を基礎とした「事実」を重視した労働法学ということであった。そして、末弘の学問的後継者として衆目の一致したのが野村平爾であったのではなからうか¹⁾。野村は拙著『わが国労働法学の史的展開』(信山社・2018)において末弘や孫田秀春に続く「新たな労働法学徒」と呼んだ後藤清や、同じく戦前から民法学を専攻しながら労働法に関心を寄せた浅井清信と生年(1902〔明治35〕年)を同じくし、また吾妻光俊(1903〔明治36〕年生)よりも学齢を、わずか

-
- 1) 一冊すべてをもって末弘追悼記念号とした法律時報23巻11号(1951)に「労働法学における遺産(末弘博士と日本の法学)」(のちに同著作集1『資本主義と労働法』(労働旬報社・1978)287頁以下に収録)と題する論稿を公刊した野村は「『お前の先生は末弘博士か』と云われたことは何^(ママ)どころかある」とのべている(*「私の労働法の先生たち」法律学全集〔有斐閣〕月報38号〔1961・2〕1頁)。野村が末弘の存在を初めて知ったのは、水泳が正科であった千葉県の旧制安房中学校時代、館山の海岸で、旧制一高の水泳合宿所があったことから「脚立の上に黒い水泳帽をかぶって立っていた馬鹿^(ママ)に声の大きい小さな男」が末弘だと教えられたときだったとしている。さらに野村が学生(早稲田大学)時代、陸上競技の全国巡回講習会に、実技コーチの一人として参加したときの静岡で、講習会のあとの夕食時、末弘に呼ばれ、頭をなでられ『しっかりやれ』といわれたことも忘れられないとのべている。野村は、このことを「たぶんまだ丸坊主の頭をして大男ぞろいの競技者のなかでどちらかというとき小さかったわたくしに対する〔野村よりさらに背が低く150センチに達しない末弘の一引用者〕特別の鞭撻だったと思う」と回顧していた(同前稿2頁)。これら二つのエピソードについては、晩年にも語られている(後掲『民主主義法学に生きて』8-10頁)。

なお本稿で論稿の表題の前に*をふしたのは、野村の業績一覧——複数あるが、野村追悼特集号である法律時報51巻4号〔1979・4〕47-50頁掲載の「野村平爾先生 著作目録」がもっとも見やすい——には記載されていないものをさしている。また野村の「年譜」についても、同前誌46頁に掲載されている。

に1年長とするものであった。しかしながら野村はこれらの同世代の者たちとは異なり、たとえ関心を寄せ、またその勤務先である早稲田大学で戦時中の労務統制法制にかかわるものであれ、今日いうところの労働法学に係わる講義を担当していた²⁾としても、戦前および戦時中、労働法学についての業績はわずかなものでしかなかった³⁾。すなわち野村にとっての労働法学とは、日本が足掛け15年近くにもおよんだアジア・太平洋戦争に敗れたのちの戦後におけるそれに関わるものであった。本稿は、野村平爾の「戦後労働法学」とはいかなるものであったのかを検証することを目的としている。ただし野村の労働法学について言及・考察したものは、すでに多くある⁴⁾。本稿がこれらに新たに屋

-
- 2) 野村は1944(昭和19)年、再度召集される——詳しくは、後述する——直前、「産業厚生法」を講じたことがある(後掲『民主主義法学に生きて』138頁〔島田〕および島田信義・中山和久〔聞き手〕ほか「座談会／『早稲田法学の峰々』(1)——島田信義先生を囲んで」早稲田法学72巻2号〔1997〕448-451頁)。
- 3) 野村「ナチス新労働法と労働法の指導原理」早稲田法学14巻(1935)は、後述する戦前4年近くにおよんだ米欧留学に関する婦朝報告にあたるものであった。
- 4) 野村の労働法学、とくにその方法を検討したものとしては、それまでは片岡昇『現代労働法学の方法』(日本評論社・1967)110-118頁があるのみであった。しかし野村の没後、つぎのようなものが発表されている。

青木宗也・川口実・島田信義・中山和久〔司会〕・横井芳弘「座談会／野村法学について——その理論と思想」季刊労働法111号(1979)160-173頁

中山和久「戦後民主主義と野村法学」1・2法律時報51巻4号(1979)8-13頁、51巻9号(同)104-110頁

本多淳亮「野村先生の学風と労働法理論」労働法律旬報972号(1979・3下旬)25-29頁

島田信義「野村先生の労働法学」同前30-34頁

佐藤昭夫「私のみた野村法学——民主主義と科学の統一——」同前35-39頁

中山和久「日本の法学者一人と学問／野村平爾：労働者の立場から生ける法を形成」法学セミナー301号(1980・3)147-152頁

片岡昇「批判的体系としての労働法学——一研究者のみた野村先生の理論」早稲田法学58巻3号(1983)・のちに同『労働法の変革と課題』(三省堂・1987)242-261頁に再録。

上屋を重ねるとの類のものとなることを懼れながらも、あえて上記の課題に取り組みたいと思う。

二 「戦後労働法学」以前——戦前・戦時期の経歴と社会活動

1 米欧への留学と社会運動への関与

(1) 米欧への留学以前——その生い立ち

野村は1902(明治35)年6月1日、千葉県安房郡東条村——現在の鴨川市——の地主で、村長の子(長男)として出生した。地元の安房中学校を卒業したあと、1920(大正9)年早稲田大学の予科である早稲田高等学院に第一期生として入学し、野村は1923(大正12)年3月同校を卒業するとともに、翌4月には、早稲田大学法学部に進学した⁵⁾。その間、中学校以来続けていた陸上競技との縁は切れず競走部主将、大学卒業後、同大学に就職してからは、監督をつとめた⁶⁾。

5) 野村の伝記的事実については、その半生の回顧談記録である野村〔述〕、聞き手：潮見俊隆・島田信義・清水誠・長谷川正安『民主主義法学に生きて』(日本評論社・1976)——以下、「野村ほか・前掲書」と表記する——に詳しい(聞き取りは1972〔昭和47〕年9月22日を第1回として、翌73〔昭和48〕年1月24日まで、全部で5回開催され、法学セミナー誌205(同年1月)号から219〔1974年1月〕号まで11回連載された〔大石進・同前書「あとがき」258頁〕)。また同様の回顧談をまとめたものとして、野村〔述〕、中村吉三郎・矢頭敏也・直川誠蔵・三木妙子・杉山晴康(司会)「座談会・野村平爾先生に話を聴く会」早稲田法学58巻3号(1983)213-263頁(1977〔昭和52〕年7月12日実施)がある。後者では、とくに早稲田大学に関わることについて詳しい。なお末弘巖太郎の指導教官であったが、若くして亡くなった川名兼四郎(民法・1875~1914)も、野村と同じく安房郡東条村の出身であった(野村ほか・前掲書6-7頁〔清水・野村〕)。

6) 学校にプールのない時代、安房中学は水泳の名門校であったが、館山で行なわれた陸上競技会の100メートルと400メートル競走で1位となったことから、早稲田の陸上競技部から勧誘を受けて、高等学院では水泳部の幹事を辞めて陸上競技部に入っ

1926(大正15)年4月、野村は学部を卒業する——次の年は、100名程度であったが、その年は全員でも57名であったという——と同時に、早稲田で法学部教授陣の充実をはかるために設けられた——当時、専任教員は5、6名しかいなかった——助手制度(無給)により、これまた第一回目の人事として採用された者のうちの一人であった(24歳)⁷⁾。指導教授は、早稲田の文学科哲学専攻出身で新聞記者を経験したあと、高等学校卒業検定試験を受けて、東京帝国大学法学部に入学し、一年留年して末弘巖太郎と同期で卒業した、民法担当の中村萬吉(1883~1938)であった⁸⁾。助手2年目(1927〔昭和2〕年)には、野村は臨時講師として授業を担当する(有給)ことになったが、それは専門部法律科の英書購読であった。しかし、その学年の終わりに近い1928(昭和3)年2月1日、現役召集され、近衛歩兵第四連隊⁹⁾において兵役についた(なお同年、

た。その後、大学に進学した1923(大正12)年の春、極東オリンピック(選手権)大会——現在のアジア大会の原型か——(日本・大阪で開催)に800メートル走代表選手として参加した。大学2年次以降、しだいに競技には参加しなくなったが、その後も、陸上競技部監督などにもなり、「完全に縁を切ったのは戦争後です」とのべていた(野村ほか・前掲書8-14頁)。なお自転車に乗れなかった野村は、このことを、自転車よりも、自分で走った方が早いので必要ないのだと「威張っていた」ようだ(青木ほか・前掲座談会161頁〔島田])。

- 7) 同じ年に採用された者としては、ほかに千種達雄(1901~1991・元東京高裁判事)、江家義男(1900or3~1958、早稲田大学教授・刑事法)、金沢理康(1901~1948、早稲田大学教授・法制史)がいた(野村ほか・前掲書18頁)。蛇足ながら、野村は左利きであったという。それは、大学卒業に際し、新調の背広を購入したが、ネクタイの結び方を知らなかった千種が、本来右利きにもかかわらず、野村から教えられた左利きの結び方を、それ以来しているとのエピソードのなかで伝えていた(千種「労働法の解釈」野村平爾教授還暦記念論文集『団結活動の法理』〔日本評論社・1962〕493頁)。
- 8) 同人は戦前わが国で初めて、労働法に関わる主題である『労働協約の法学的構成』(巖松堂書店・1926)にて学位を取得した(野村平爾「中村萬吉：新しい労働協約理論の提唱」早稲田大学創立七十五周年記念『近代日本の社会科学と早稲田大学』〔同大学社会科学研究所・1957〕339-347頁参照)。
- 9) 同連隊は1886(明治19)年6月、東京・霞が関に創設され、1891(同24)年5月青

国家権力による三・一五および四・一六両事件の左翼運動への弾圧があった)。それは、戦前の陸軍の徴兵制で3年の兵役が1年に短縮される志願兵制度が幹部候補生制度に切り替わった第一回目によるものであった¹⁰⁾。翌1929(昭和4)

山の新兵舎(現・東京都立青山高校敷地)に転営(1897〔同30〕年2月から2年間千葉県佐倉に移駐)し、1945(昭和20)年インドネシアのスマトラ島にて軍旗を焼却して終焉にいたった(近衛歩兵第四聯隊史編集委員会〔編〕『近衛歩兵第四聯隊史』〔近歩四錦紫会・1981〕参照)。

- 10) 野村の兵役時については、野村・前掲「私の労働法の先生たち」2頁、野村ほか・前掲書35-36頁、中村ほか・前掲「座談会」241-242頁で語られている。ほかには、野村よね〔編〕野村平爾『想うまま思い出すまま』(非公刊・1981)80-82頁に収録されている小野千代太郎「模範兵交友録」新時潮11巻3号(1963)がある(同稿は、同前書収録されている文章のうち、唯一野村平爾以外によるものである(同人は、戦後千代田生命専務取締役を務め、1966〔昭和41〕年亡くなった)。野村は在営中に知り合い、戦後に続く交友として、とくに二人の人物をあげている。一人は、戦後、最高裁々判官(1966〔昭和41〕年5月10日—1973〔昭和48〕年1月29日)にも就いた弁護士の色川幸太郎(1903~1993)であり、もう一人は東京商大の助手を務め、戦後は東洋経済新報社の副社長となった斉藤幸治という人物であった。野村は、二人から、それぞれ彼らの師にあたる平野義太郎(色川〔東京帝大法学部〕)と孫田秀春(斉藤〔東京商大])に紹介された。孫田には(旧)如水会館——東京商大・一橋大学の同窓会々館で1919(大正8)年建設され、中庭のある3階建ての瀟洒な建物であったが、1979〔昭和54〕年に解体され、同じ敷地に現在のビルディング(地上14階)が建設された——で2、3回お茶や食事をご馳走され、カスケルやジンツハイマーの話聞いた。野村はそれ以前に孫田の『労働法総論』(改造社・1924)を購入していたが、当時、そのような表題の書籍は「大へんものめずらしいものだった」とのべている(野村「孫田先生と私」孫田秀春先生米寿祝賀記念論集『経営と労働の法理』〔専修大学出版会・1975〕470-472頁)。また平野には2回ほど会って、後述するアメリカ留学に際しては、紹介状をもらっている。このような経験が野村にとって、労働法学に関心をもつにいたる機縁となったと回顧している。野村が色川・斉藤両人に、その師である中村萬吉を紹介したかどうかについては、何も言及されていない。なお色川幸太郎「野村『候補生』を憶う」労働法律旬報972号(1979)41頁は、当時の野村の風貌をつぎのように描いている。

「その頃の野村は、色は浅黒いが顔立ちが端正で、挙措進退すべてに一点の厭

年除隊し(具体的な月数は不明)¹¹⁾、1年間早稲田高等学院で法学通論を講じるとともに、助手論文を執筆し、大学に提出した¹²⁾。

(2) 米欧への4年近くとなる留学への旅立ち

野村は1930(昭和5)年4月、横浜を出帆し、当時多くの法律学専攻者とは異なり、ドイツではなくアメリカへとむかった(26歳)。それは確たる研究課題を抱えているものではなかったと、本人はのべていた。野村にとって第一外国語が英語であったことや、当時日本で末弘などによりもたらされたケース・メソッドに由来する判例研究の新しい傾向が現われたり、ロスコー・パウンド Roscoe Pound(1870~1964)の理論が紹介されたりしていたことから、それらに関心をいただいたことによるものであったと、戦後回顧している¹³⁾。末弘および孫田秀春を始め、菊池勇夫や後藤清ら戦前の労働法学を担った者たちにとっ

味もなく、口数は少ないが、言うべきことはハッキリ言う、温厚で出しゃばらず、それでいて僚友や部下が困っているときには進んで手を貸す人柄からいって、勿論陰気ではないが、さればといって軽躁の風はいささかもない。一個の人間としても第一級だった。兵隊としては、身体強健、学術優等、歩兵の表芸である脚力にいたっては、何びとの追随も許さない。要するに近衛に相応わしい間然するところなき模範兵と認められていたのである」。

小野・同前稿82頁も、在営時の野村について「思想上の立場は可成激しかった〔左傾していたということか?—引用者〕ように思われたが、其の模範兵振りも、一般初年兵の水準を相当越える程度の及んでいた」とのべている。

- 11) ただし小野・同前稿81頁によれば、1928(昭和3)年2月1日、在営期間10カ月、一等兵で入隊し、2カ月ごとに一つずつ階級が上がって同年11月末に曹長の階級で除隊したとのべている。
- 12) 野村の助手論文は早稲田法学11巻(1931)1-89頁に掲載されている「英国における労働者災害補償制度の歴史的考察」である(野村ほか・前掲書36-37頁〔野村・島田〕)。なお野村にとって、最初に活字化された論稿は、同じく早稲田法学9巻(1929)1-57頁に収録された*「英国会社法に於ける目論見制度」というものであった(同前書23頁)。
- 13) 野村ほか・前掲書40-41頁および野村〔述〕、中村ほか・前掲「座談会」241頁。

て、その学問形成に際し、欧米留学が大きな役割をはたしたものと思われる¹⁴⁾。野村の場合は彼ら以上に、その約3年半以上におよぶ在外生活とその過程で遭遇・経験したことが、同人の学問的な態度や社会活動への積極的な姿勢を形作るのに決定的な影響をおよぼしたものと思われる¹⁵⁾。野村の留学がいったいいかなるものであったのか、その具体的な様子を探ってみることにしよう。

途中旅程期間も併せて統合すると、4年近くにもなった野村の海外留学の旅は、つぎのようなものであった¹⁶⁾。

アメリカ	1930(昭和5)年5月22日—1931(昭和6)年4月25日 ¹⁷⁾ (11か月)
イギリス	1931(昭和6)年4月29日—7月24日(3か月)
フランス	1931(昭和6)年7月24日—1932(昭和7)年2月25日(7か月)
ドイツ	1932(昭和7)年2月25日—1933(昭和8)年11月30日(1年9か月)

- 14) 拙著『わが国労働法学の史的展開』(信山社・2018)23-38頁、92-107頁参照。
- 15) 潮見俊隆・島田信義・清水誠・野村稔・長谷川正安・渡辺洋三「座談会／野村平爾先生を偲んで」法律時報51巻4号(1979)21-22頁(潮見および長谷川発言)。
- 16) 野村よね〔編〕前掲書11頁。これら旅程の日付は、旅券上に押印された印章に依拠しているのであろうか。あとで言及する野村自身がのべているのと異なる場合も、見られる。
- 17) 私が野村平爾の戦前の経歴に関心をもつにいたったのは、菊池勇夫の場合(前掲・拙著39-40頁(注)60参照)と同様に、加藤哲郎『ワイマール期ベルリンの日本人：洋行知識人の反帝ネットワーク』(岩波書店・2008)の記述内容に触発されたことによるものである。ただし同前書119頁は、野村のアメリカ滞在期間を「一九三二—三三年」と記しており、その在独期間と混同している(巻末に付された「在独日本人反帝グループ関係者リスト」14頁のそれは正しい)。なお同欄は野村の当時の地位を「早大法助手」するが、本文249頁では「早稲田大学専門部講師」と表記している。ただし、これについては、どちらも誤りではない。すなわち1935〔昭和10〕年4月、法学部助教授に任用されるまで、野村の同学部における職位は「助手」であり、同じく早稲田でも、本科ではなく、専門部に出講するときは「講師」として処遇されていたのであろう。

(この間、ベルギー、オランダ、チェコスロバキア、オーストリアへ旅行)
イギリス 1933(昭和8)年12月1日—5日

そしてこのあと、野村はイギリス(ロンドン)よりフランス(パリ)にもどり、マルセイユから香取丸(日本郵船)にてフランスを離れ、1934(昭和9)年1月中旬(当時インド洋経由の航海で約40日を要した)日本に帰国した。同人の留学の様子を今少し、詳しくみることにしよう。

(3) ニューヨーク滞在11か月とロンドンでの3か月

野村は、おそらく末弘と同じ航路をたどって日本を出国してから3週間後の5月アメリカ西海岸サン・フランシスコに上陸したが、居を構えたのは東海岸のニュー・ヨークであった。前年10月24日、ニュー・ヨーク証券市場における株価大暴落に始まる世界恐慌による不況が進行する当時の様子を野村は、つぎのように回想している¹⁸⁾。

「アメリカには当時もしっかりした労働保護法も体系的にはできておらず、社会保障制度はなくて慈善的な救済が唯一の失業、老廃疾者のためのものであり、組合運動はあったが立法としての労働組合法などは未だ存在していなかった。慈善団体の配給するパンとミルクをもらうための長い行列を街角にしばしば見かけたものだった。そんな中で全国からのワシントンに向かっての失業労働者の示威行進が行われたわけである。／ニュー・ヨークだけでも当時百万に近い失業労働者があったと記憶しているのであるが、私の興味の一つがそういう方向に向かったのは自然であった」。

このような状況のもと失業保険法の制定が強く主張され、集団的労使関係法分野については、アメリカで19世紀以降半世紀にわたり、労働組合運動を圧迫していた反トラスト法の制定と並んで、ストライキやピケティングに対するインジャンクションinjunctionの適用——わが国の仮処分と相当し、命令に従

18) 野村*「三十五年前のアメリカ遊学」講座の周辺(新労働法講座第7巻しおり)(有斐閣・1966・9)1頁。

われないときは、裁判所侮辱contempt of courtの刑事責任が問われる——を除外すべきであるとの議論がなされていた¹⁹⁾。これらのことについて、野村はアメリカ労働立法協会AALL, American Association for Labor Legislation(当時日本でも著名であった『労働法原理Principles of Labor Legislation, 4th ed.[1936]』の共著者の一方であるアンドリュースJohn B. Andrewsが会長)や、離日前に平野義太郎から薦められていたアメリカ人権協会ACLU, American Civil Liberties Unionに加入し、その活動や出版物を通じて人種差別問題や労働組合運動の動向を知ることができたとのべている²⁰⁾。また野村は複数の「学校と名のつくものに出かけてみなかったわけではなかった」²¹⁾。とくにあらかじ

19) アメリカの労働インジャンクションについては、わが国では昭和20年代の生産管理や職場占拠ストに対する占有解除・立入禁止仮処分に関する議論に関連して、大きな関心をよんだ。主要なものとしては、平田隆夫「労働禁止命令の研究」(1) - (4 未完) 法と経済(立命館大学) 99(II)(1947)、103(1948)、104(同前)、110(1949)の各号に掲載、川田壽「レーバー・インジャンクション研究」末弘博士還暦記念論文集『団結権の研究』(日本評論社・1950) 251-277頁、法務資料314号『労働差止命令』(前編：福島正夫、後編：高島良一・1950) および有泉亨『レイバー・インジャンクション』〔法学理論篇〕(日本評論社・1952) などがある。野村は上記の各邦語文献のなかでも主要文献として、しばしば引照されているFelix Frankfurter and Nathan Green, *The Labor Injunction*, Macmillan, 1932を、アメリカ滞在中に読んだとのべている(前掲「三十五年前」3頁および野村ほか・前掲書48頁)。しかし上に記したように、同書が刊行された1932年という年は、野村がドイツに滞在していた時期であり、上記のような発言は野村の記憶違いによるものであろう。

20) 野村・同前「三十五年前」1-2頁、野村ほか・前掲書40-44頁。

21) 野村・同前「三十五年前」3頁。その一つは、コロンビア大学であった。アメリカの大学の受講料は高いが、当時同大学に留学していた吉村正(1900~1984・政治家。早稲田大学、のちに東海大学)の「好意」で授業料を支払わずに「リンゼー教授の労働立法のセミナー」に参加した。ただし野村は「講義の内容の点であまり有益ではなかった」とのべている。またダウントウン〔具体的な地名は不明〕にあった「ランドスクール・オブ・ソーシャル・サイエンスという社会党系の学校」——第二次世界大戦中、ナチスの迫害を逃れてきた知識人が多く教壇にたったNew School for Social Researchのことか、あるいは、それとはまったく異なるものかは、不明——にも、「何か月」

め日本を発つ前に平野から紹介状を得ていたセイボスDavid J. Sayposs——John R. Commons (1862~1945) and Associates, History of Labor in the United States, 4 vols(Macmillan, 1918,1935) の共同執筆者の一人——を訪ねたところ、歓待され、また同人が夏期はニューヨークから汽車で1時間ないし2時間ほどの距離のブルックウッドという町の端の森のなか、アメリカ繊維労組が運営していた労働学校で教えているので見学しないかと誘われ、寄宿舎に泊まりながら1週間ないし10日間ほど参加したことがもっとも印象深く、記憶に残るものであった²²⁾。

またニュー・ヨーク滞在中、野村にとって石垣栄太郎(1893~1958)と綾子(1903~1996)夫妻との出会いと交流も、同地における労働者の生活状況や、社会活動の様子を知るのに有用であったと思われる²³⁾。1909年以来在米期間の長く、社会運動に携わる知人も多かった栄太郎から、野村は「アメリカ労働組合運動の常識の手ほどき」²⁴⁾を受けた。また二人は、ロシア十月革命のルボル

(「三十五年前」3頁)ないし「半年」(野村ほか・前掲書46頁)通ったとのべている。

- 22) 野村と同室となったのは、中米コスタリカの組合指導者であった。野村は戦後、労働者が休暇をとって外国の学校に研修に来ることや、それを労働組合が管理・運営していることに「当時の日本から行った私にとって強烈な驚きであった」と回顧している(野村・前掲「三十五年前」3頁および野村ほか・前掲書45-46頁)。なお些末なことながら、まずニューヨーク・ブルックウッド間の距離について、野村・前掲「三十五年前」3頁は1時間と記す一方、野村ほか・前掲書45頁および同・前掲「座談会」242頁は2時間とし、つぎに野村の同地での滞在期間について、同前「三十五年前」3頁は1週間としているけれども、野村ほか・前掲書では10日間とのべて、それぞれ異なっている。時間が経過すれば、人の記憶もあいまいなものとならざるをえないことの表われであろう。
- 23) 野村ほか・前掲書50-51頁。なお加藤・前掲書148頁は、彼らについて「アメリカ共産党員石垣栄太郎・綾子夫妻」と記しているが、その論拠は示されていない。石垣綾子自身は、その著書である『さらばわがアメリカ：自由と抑圧の二五年』(三省堂・1972)262頁以下、とくに284-297頁および335-344頁で、FBIや移民局での担当官との尋問のやり取りについてのべるのに際し、自身が共産党員であったこと、またはであることを否定している。
- 24) 「三十五年前」4頁。栄太郎は、ロシア十月革命当時ニューヨークにいた片山潜(1859

タージュとして有名な『世界を揺るがせた十日間Ten days that Shook the World』(1919)²⁵⁾の著者であるジョン・リードJohn Reed(1887~1920)を記念したジョン・リード・クラブ——不況のなか社会的関心をもち、ペンや絵筆をもって、公権力に対抗しようと結成された——会員であった(栄太郎は、創立メンバー)ことから、野村もその集まりに参加し、画家や作家、評論家に会ったのも、通常の留学生生活では経験しえないものであったであろう²⁶⁾。

~1933)と親交があり、片山を中心とした社会主義研究会で、早稲田大学専門部卒業の猪俣津南雄(1889~1942)や戦後社会党々首となった、同じく早稲田大学出身(政経学部)の鈴木茂三郎(1893~1970)とも知り合いであった(石垣綾子「アメリカ留学時代の野村さん」野村平爾著作集第2巻月報[1978・11]1頁。なお同稿に若干の加筆をしたものが、「野村平爾——返せなかった借金」という表題に改められて、同『美しき出会い:回想の十八人』[ドメス出版・1983]148-154頁として収録された)。このようなことから、社会運動や労働組合活動の実情を知りたいと考えた野村が彼のもとを訪問するにいたったのではなかろうか。なお片山は1896(明治29)年アメリカから日本に帰国した直後、早稲田大学の前身である東京専門学校英語学部の主任講師として英語を教えたが、わずか3か月で解職された。それは、学生に英語を教えず、社会主義ばかりを教えたからであったという(梅森直之「社会状況の変容と早稲田大学」進取精神・時代への〔第三回総合研究機構研究成果報告会 自由・進取の精神と反骨の系譜—早稲田大学における伝統の創造〕プロジェクト研究[2007]2頁)。

25) 複数の邦訳があるが、伊藤真〔訳〕(光文社古典新訳文庫・2017)が最新のものである。

26) 当時二人は前年(1929年)末、結婚したばかり(当時・栄太郎36歳、綾子26歳)であった(石垣綾子『わが愛、わがアメリカ』[ちくま文庫・1991]114頁。同書は『我が愛——流れと足跡』(新潮社・1982)を改題したもので、石垣・前掲『さらばアメリカ』と内容的に重なる部分を多いが、より自伝的要素が強いものとなっている)。

野村はクラブの資金集めのための仮装パーティーに、手持ちの着物を朱色に染めて着た綾子に連れられ、地下鉄に乗って出かけたり、綾子が寝込んだとき、仕事に行かねばならない栄太郎に代わって、慣れないご飯炊きをするなど懇意にし、綾子は「野村さんは、なんでも気楽に話せる人で、家族同様となり、食卓を共にかこむこともたびたびであった」とのべている(石垣綾子・前掲「アメリカ留学時代」2頁および野村ほか・前掲書50-51頁)。さらに生活に窮した綾子が借金を申し込んだ

このように野村は「留学というには値しない遊学の十一ヶ月をアメリカで過ごし」²⁷⁾ たあと、大西洋をわたり、4月末にロンドンに到着し、北郊のハイゲートに一室を借りた。ロンドンでは、到着直後メーデーを見学したり、寄宿先近くにあるマルクスKarl Marxの墓を訪れたりした。同地はニュー・ヨークと同様、生活費が高いことから3か月しか滞在しなかった。ただし日本を離れる前に入手していた紹介状——横浜の茂木財閥に連なり、ロンドン大学で政治学を学び、日本に帰国した茂木何某という人物（委細不明）²⁸⁾ からえた——をもって訪ねたロブソンWilliam A. Robson(ロンドン大学教授・行政学。戦後來日したという) から、その「国際労働関係」の夏期講習を1、2か月受講するよう薦められ、受講した²⁹⁾。それは当初から予定したことでなかったと思われる。しかしそれは結果的には、戦後野村が官公労働者の労働基本権回復問題に関連して深く係わることになるILO問題について「最初の洗礼を受けさせてくれ

ところ、野村は快く、これに応じたという。野村がヨーロッパに出発することになったとき、手持ちのカメラを借金のカタとして渡したが、結局返済することのないままとなったようだ（石垣・同前稿は、金額も忘れてしまったと書いているが、借りた方からすれば、そのようなものなのであろうか）。なお加藤・前掲書148頁はこのエピソードについて、在米時、野村は石垣夫妻と「家族同様に接して生活費まで与え」たとのべている。このような表現と「借金を申し込む」というのでは、随分と意味合いが異なるように思われる。野村が早稲田大学から受け取った留学費用は1万円で、当時アメリカで一か月生活するのに、日本円で200円あれば十分であった（野村ほか・前掲書47頁）ということからすれば、留学費用としては潤沢で、金銭的に余裕があったのであろう。

27) 野村・前掲「三十五年前」4頁。

28) この人物は、〔三代目〕茂木惣兵衛(1893~1935)のことであろうか(加藤・前掲書64頁参照)。

29) なぜロンドン大学かということについて、野村は茂木からえた紹介状とともに、留学前にラスキHarold Joseph Laski(1893~1950)のA Grammar of Politics(1925)——邦訳は『政治学大綱』上・下(法政大学出版局・1951)——を読んでしたが、当時同人がロンドン大学で講じていたことをあげている(野村ほか・前掲書56-58頁)。

るものとなったと回顧している³⁰⁾。

(4) フランスにおける1931年8月から1932年2月までの7か月

1931年8月、野村は英仏海峡を渡って、3か国目の滞在地であるパリに赴き、翌32年2月まで同地にとどまった。ヨーロッパにおける2年半以上におよぶ滞在は、野村にとってニュー・ヨークおよびロンドンでの留学前半期とは大きく傾向ないし性格の異なるものとなった。しかし、その兆候はニュー・ヨーク時代すでに現われており、それが明確になっていったと考えるべきかもしれない³¹⁾。

第二外国語がドイツ語であった野村は「せめて新聞を読んだり、辞書を持っては参考書も読めるという程度になりたい」と考え、語学学校——野村は「アテネ・フランセ」と語っている。しかしこれは1913（大正2）年、東京に創立されたもの（現在、東京都神田駿河台に校舎がある）で、正しくは「アリアンス・フランセーズ Alliance Française」のことを指していると思われる——に約4か月通い、中級クラスまで進級した。ところが「よからぬ連中がいろいろ誘い出しにやってきたものですから、自然と……やめてしまった」³²⁾。すなわち、それは同年10月ないし11月、画家の内田巖（1900～1953）³³⁾が突然訪ねて来て、

30) 以上、野村ほか・前掲書54-58頁および中村ほか・前掲「座談会」243頁では、野村は「ロバートソン」とのべているが、「ロブソン」という表記の方が正しいと思われる。

31) 留学のいわば前半期ともいうべき米英在留時の場合とは異なり、後半期のパリ・ベルリン時代について野村は晩年、前掲『民主主義法学』59-123頁のなかで応答するまで言及することは一切なかった。また中村ほか・前掲「座談会」ではニュー・ヨークとロンドン滞在時（241-243頁）についてのべられたあと、「今度は戦後の問題についてお願いします。」（杉山）（243頁）として、パリおよびベルリンにおける留学については一切触れられずに唐突に話題が転換されている。

32) 以上、野村ほか・前掲書61頁。

33) 同人のプロフィールは、野村自身により、語られている（同前書67-68頁）が、明治時代の評論家・小説家である内田魯庵（1868～1929）の長男で、「社会的関心の強いヒューマニスト」であり、戦後1948（昭和23）年10月に日本共産党に加盟して

パリ在住の研究者や芸術家が集まり、研究や懇談する会を作るので参加するように求められたのが始まりであったという。メンバーにはパリという場所柄か、芸術家が多かった³⁴⁾。会の名称は「在巴里芸術科学友の会」、略して「ガस्प GASP, Groupe des Amis de Art et Science en Paris ou Groupe des l'Artist et le Scientst en Paris」と呼んでいた³⁵⁾。回顧によれば、それは必ずしも政治的な

いる(内田巖「自分の生長のために」土橋一吉・岩間正男〔編〕『私はなぜ共産党に入ったか』〔解放社・1949〕159-177頁および同「青春の歌」労農救援会〔編〕『自由の旗の下に：私はなぜ共産党員になったか』〔三一書房・1949〕81-101頁)。「早稲田」という共通項(内田は旧制早稲田中学卒業)もあったためであろうか、野村にとっては「世田谷に住んで僕の家と近かったせい、日本に帰ってから近しくつき合った唯一の仲間でした。中日戦争が始まってからもお互いに心をゆるして勝手なことのいえる友人でした」(野村ほか・前掲書68頁)とのべている。

- 34) 野村によれば、メンバーは大岩 誠(1900~1957・政治学、京都帝大のちに立命館大学、戦後は南山大学)、佐藤敬(1906~1978・洋画家)、田中熊雄(1903~1995・洋画家)、吉井淳二(1904~2004・洋画家)、大野俊一(1903~1980・ドイツ文学、慶應義塾大学、のちに武蔵大学)、富永惣一(1902~1980・美術評論家)、坂倉準三(1901~1969・建築家)など15、6名であったと回顧している(野村ほか・前掲書61-62頁)。

これに対し、加藤・前掲書巻末「付録 在独日本人反帝グループ関係者リスト」15-16頁収録の「パリ・ガस्प〔芸術科学友の会〕グループ」によれば、それ以外のメンバーには、つぎのような者がいたとする。すなわち嬉野満洲雄(1907~1993、東京帝大中退、のちに読売新聞記者でドイツにも滞在?)、和井田一雄、平田文雄(1898~1968・膠質科学、当時桐生高工教授)、鳥居敏文(1908~2006・洋画家)、竹谷富士雄(1907~1984・洋画家)、土方興志(1898~1959・本名・久敬〔ひさよし〕、伯爵・演出家)およびねずまさし(欄津正志1908~1986・歴史学、当時京都帝大助手)の8名で、野村があげた者と併せれば、16名となる。なお同前所には、佐野碩(1905~1966・演出家)の名前もあがっているが、同人と野村との行き来はパリ(1932年1月)のみならず、ベルリン(1931年9月-32年夏ごろ)でもあったのではなかろうか(詳しくは、岡村晴彦『自由人佐野碩』〔岩波書店・2009〕参照)。

- 35) 大岩誠の後掲・検事調書1頁、10-11頁によれば、G.A.S.P.ガस्पとはGroupe Amicale de la Section Parisienne(パリ地区親睦団体)という表記であるが、野村は自分の記憶の方が正しいのではないかとのべている(野村ほか・前掲『民主主義法学』62頁)。しかし東大文学部仏文科を卒業した小中陽太郎(1934~・作家・評論家)に

意識から組織されたものではなく、当時日本の「革新的な文学や芸術に対して同情的であるような若い人たちの集まり」であった³⁶⁾。具体的には、研究会をしたり、フランスの名士に会ったり、映画を見に行くというようなものであったとのべている。野村の在仏(パリ)した当時、フランスではさほど大きな社会問題はなかったが、日本が満州事変となる柳条湖事件(1931〔昭和6〕年9月18日)を起こしたことなどが現地の新聞でも大きく報道されていたという。しかし野村はつぎのように語っている³⁷⁾。

「在仏の後半は『タン〔Le temps、1829年創刊の日刊紙〕』とか『リュマニテL'humanité』——1904年〔旧〕社会党〈S F I O〉のジャン・ジョレ

よる『青春の夢：風葉と喬太郎』(平原社・1998)504頁は、この訳名にはフランス語に堪能な大岩の供述の苦心がうかがわれるという。すなわちAmicaleは通常「友人の」であるが、『ロベール仏仏辞典』〔Le Petit Robert de la langue françaiseのことか〕を引けば「同一業種の同一行動を目的とするアソシエーション」という意味をもち、Sectionも「政治党派の地方組織」である。物々しく訳せば「パリ支部所属友愛会」といえなくもないとのべている。しかし、これは牽強付会のように思われる。

- 36) 「ガスブ」はいつ結成されたのであろうか。先に引用した野村の言によれば、1931年11月ころということになる。これに対し、加藤・前掲書・付録「パリ・ガスブ〔芸術科学友の会〕グループ」15頁は、大岩誠の後掲・検事調書・同前所の記述にしたがって、1932年1月中旬としている。しかし、そうだとすると、野村が参加できたのはドイツへの出国までの、わずか1か月間でしかなかったことになる。野村の談話の方が正しいのではなかろうか。ただし加藤・同前所は、野村がベルリンに居住場所を移したのちも、同地とパリのあいだを行き来していたとしている(ただし、そのようにのべるに際し、具体的な論拠は示されていない)。
- 37) 野村ほか・前掲書65-66頁(野村)。研究会とは、日本では発禁とされていたマルクス・エンゲルス『共産党宣言』の仏訳などをとりあげていたようである(同前書119頁〔野村〕)。その際大岩誠がチューターであったが、史的唯物論については自分の方が理解していると思ったと野村はのべている(同前書62-63頁〔野村〕)。映画は、当時フランスで初めて公開されたエイゼンシュタインの『戦艦ポチョムキン』(1925)などを見たという(同前書66頁〔野村〕)。また日本とは異なり、フランスでは当時でも共産党は合法政党であり、機関紙の発行部数も多く、街頭で販売され、カフェなどで紙面を拡げて公然と読むことも、当然のことであった(70-72頁〔野村・長谷川〕)。

スJean Léon Jaurèsが創刊、野村の在仏時は、仏共産党機関紙〔引用者〕——など新聞をていねいに読み、本など買いあさるのが僕の独りでの生活。あとは……〔ガスの会員には〕芸術家などが多いものですから、みんなから、そういう方面の初歩的指導を受ける機会にも恵まれました。美術館へ行くにも誰かが一緒に行って『この絵はこういう履歴がある』とか、『この画家はこういう人だった』とかいうようなことを教えてくれたりした。内田巖君などは、ときどき僕をパリの郊外サン・ジェルマン〔・アン・レイSaint-Germain-en-Layeか〕やムードンの森などに誘ってくれたり、林の中のコロー（Jean Baptiste Camille Corot, 1796～1875, 印象派の画家）のアトリエの跡などを案内してくれたこともありますよ」。

このような7か月におよんだパリでの生活について、野村は普通の留学生とは異なり、「いわゆる勉強以外のことにかなりの時間をさいた」。しかしそれは無駄なことをしたというよりも、むしろ「視野を広げることができた」。また「学問は何のためにやるのかということ、平和や人権のために役立つためにするものだ」という姿勢を身につけることができたとのべている³⁸⁾。

（5）ドイツ・ベルリンでの生活：1932年2月から1933年11月まで

1932年2月、野村はパリからベルリンへと移動し、1933年11月までの1年9か月を同地で過ごしている。これは野村の留学期間のなかで、もっとも長い在留期間であった³⁹⁾。野村は、当時のドイツの様子を詳細に説明していた。ドイツでは、第一世界大戦の英雄、ヒンデルブルグ大統領のもと、ブリューニング、パーペン、シュライヒャーの各内閣へと変わった。野村がドイツ（ベルリン）に滞在していた期間は、まさにナチスが複数の選挙を通じて国民の支持を増加させていき、ついには政権を獲得した時期と重なっている⁴⁰⁾。1930年には、世

38) 野村ほか・前掲書76-77頁（野村）。

39) 野村は当初、三枝博音^{さんくさひろと}（1892～1963・哲学・科学技術史）が半年の在独から帰国するに際し、下宿を引き払うということから、そのあとを引き継いだ。その後は、ベルリン西部から「ティーアガルテン〔Großer Tiergarten〕裏側」の東部に近いところへと移った（同前書78頁、82頁）。

界大恐慌の波がドイツに波及し、不況のなか失業者も多数にのぼっていた。1933年1月にはヒトラーが政権につき、1月30日の国会放火事件をへて、3月の総選挙でナチスが議会多数派をとり、独裁へと突き進んでいった。野村が滞在していた約2年間は、社会的にも、政治的にも、経済的に混乱のなか、ナチスが政権を獲得し、独裁制をとるにいたった激動の時代であった⁴¹⁾。

ベルリンでは数年前の1920年代中頃(昭和年代初め)から、旧帝国大学を中心とした文部省派遣留学生らが中心となって「読書会」ないし「社会科学研究会」(千田是也)が組織されていた⁴²⁾。しかし、その中心をなしていた有澤廣巳(1896～1988・統計学)も日本に帰国し、残っていたのは土屋喬雄(1896～1988・日本経済史)、1927(昭和2)年以來渡独していた演出家で俳優の千田是也(1904～1994)、東大新人会々員で卒業後、やはりドイツに向かった与謝野鉄幹の甥である与謝野謙(1903～1939)などであった。その主導的役割を担ったのは、東京帝国大学医学部助教授の職を依願免官(1929年5月)となり、ベルリンに留まった国崎定洞(1894～1937・社会衛生学)⁴³⁾であった。

40) 野村は、そのドイツ滞在期間中、大統領選挙と、国会選挙を併せて、5回の選挙を経験したとのべている(野村ほか・前掲書79頁〔野村〕)。

41) 類書は多いが、ここでは、ナチスが当初から「国民と国家の指導の精神的かつ意思的統一」を図るといふ『民族協同体』の建設へと突き進んだとの観点から論じる南利明『ナチス・ドイツの社会と国家：民族協同体の形成と展開』(勁草書房・1998)をあげておく。

42) 1926年11月頃に発足した同「読書会」には、すでに法律学を専攻する者として菊池勇夫(1898～1975・社会法・労働法)が留学時の初期と帰国間際の一時期の長く見積もって9か月、また舟橋諒一(1900～1996・民法)は3年に及んだ留学期間中のうちおそらく2年ほどのあいだ(1926年7月から1928年夏)ベルリンに滞在したことから、これに参加していた(前掲・拙著99-103頁)。しかし菊池は1928年6月、舟橋はおそらく1929年の初めにドイツを離れていた。すなわち、野村が渡独した時期とのあいだには、すでに3年ほどもの時間差があった。

43) のちにソヴィエト連邦に移住し、山本懸蔵(1895～1939)の密告により、大粛清のなか1937年8月当局にスパイ容疑で逮捕され、同年12月銃殺された同人については、川上武・加藤哲郎『人間国崎定洞』(勁草書房・1995)を参照。なお山本もまた、野坂参三(1892～1993)の密告によって、1937年11月に逮捕され、1939年3月銃殺

当時のドイツには、日本共産党を中心とした左翼陣営を弾圧した3・15（1928〔昭和3〕年）および4・16（1929〔昭和4〕年）の両事件で高校や大学を追われ、日本国内での進学の道を断たれた裕福な家庭の子弟がドイツにやって来ていた。また作家・芸術家のなかにも日本の重苦しい空気をきらって外国に、脱出・逃避した者たちもいた。藤森成吉（1892～1977・作家）、勝本清一郎（1899～1967・文芸評論家）や島崎藤村の三男である島崎翁助（1908～1992・画家）らであった。彼らは間もなく日本に帰国する千田是也のもとを訪れた。おそらく「ガスプ」のメンバーにも、そのような者もいたであろう⁴⁴⁾。このように、パリ以上に、ベルリンには、社会主義ないしマルクス主義を信奉する日本人社会が出来上がっていた。

その後、野村は同年8月、片山潜らとともにアムステルダムで国際反戦大会にも参加した。当時ベルリンに在留する法学研究者はほとんどいなかったと、野村は回想している⁴⁵⁾。しかし野村はそれぞれ滞在した国ぐにのなかで、いったいどのように過ごしたかということについて、ドイツ滞在時期に関し、もっとも言葉少ない。その半生を語った座談会（聞き手〔潮見俊隆・島田信義・清水誠・長谷川正安〕)のなかで、たとえば、ドイツの政治情勢や、国会放火事件（1933年2月27日）、続く3月のディミトロフGeorgi Dimitrov, 1882～1949・コミンテルン書記長）の逮捕、そして政権獲得後、ナチスが公然と共産党や社民党のみならず、自由主義を含む反対派をしだいに暴力的に追い詰めて

された。詳しくは、小林峻一・加藤昭『闇の男：野坂参三の百年』（文藝春秋社・1993）、加藤哲郎『モスクワで肅清された日本人：30年代共産党と国崎定洞・山本懸蔵の悲劇』（青木書店・1994）および和田春樹『歴史としての野坂参三』（平凡社・1996）を参照。

44) 加藤・前掲書10頁、31頁および88-90頁参照。

45) 当時ベルリンにいた日本人法学研究者としては、安田幹太（1900～1987・京城帝国大学教授・民法）、常盤敏太（とぎわとした1899～1978・東京商大教授・民法・刑法）、それに野村と同じく、早稲田大学より留学派遣された江家義男や金沢理康らの名があげられた。しかし同人らが野村の参加していた「読書会」には関与することはなかった（野村ほか・前掲『民主主義法学』87-88頁〔野村〕）。

いく様子（歴史的経緯）については、積極的に語っている。しかし野村個人がそのような状況の進展の推移のなかで、ドイツ国内のみならず、オーストリアへの旅行に出かけたこと以外には、どのように過ごしたかは必ずしも明らかではない⁴⁶⁾。

（6）4年振りの日本への帰路

ナチス政権獲得後のドイツが急速に反ユダヤをかかげた暴力や左翼・労働組合活動家に対する弾圧の様子や再軍備を進めて、大きく変貌していくのとは対照的に、野村にとって「帰りの旅は一口でいえばきわめて平穏なものでした」とのべている⁴⁷⁾。1933年12月初旬、先述したように5日ないし10日間ほどロンドンに立ち寄り、前回の滞在したあとにイギリスで出版された書籍を購入し、パリにもどり、マルセイユからインド洋を経由して翌34（昭和9）年1月中旬、日本に3年9か月ぶりに帰国した。ただし野村は日本に近付くにつれて、自ずと緊張感をもたざるをえなくなっていくようだ。上海に寄港した際には、特高警察官が乗船し、日本人乗客を一人ひとり注意深く観察していたというエピソードを紹介していた⁴⁸⁾。

46) 旅行中、野村は紹介状を携えてウィーン大学やミュンヘン大学を訪れたことや、ハイデルベルクでは、留学中の常盤と金沢の3人でラートブルフGustav Radbruch（1878～1949）の自宅を訪問したとのべている（野村ほか・前掲書113頁〔野村〕）。

47) 同前書115頁〔野村〕。

48) 自伝を語る座談会のなかで、島田信義が冗談交じりに、特高により船中とくに目をつけられたのではないかと問いかけた（同前書116頁）のに対し、野村は「そんなことはないと思うけど、ぼくを見ているような気がするんだ（笑）」と応じていた（同前所）。しかし実際には、野村の在外研究時の行動については、帰国時のみならず、日本を出国する前からすでに当局の注目するところであったようだ（加藤・前掲書249～250頁）。すなわち警保局保安課外事係作成「昭和七年中に於ける外事警察概要」（1932年末謄写版刷り）荻野富士夫〔編〕『特高警察関係資料集成』第16巻〈外事警察関係〉（不二出版・1995）412、413頁収録には、野村の簡単な略歴記載のあと、同人が「渡航前より社会問題に関心を有し、早大職員により組織せらるし社会問題研究会の一員として熱心研究を続け同学主催の送別会に於ても大いに社会問題を研究

2 二度の兵役勤務と三度の警察・検察・予審判事による取調体験

(1) 二度の召集による兵役勤務

1934(昭和9)年1月に帰国した野村は、当初2年の留学予定期間を4年近くにまで延長し、その間、早稲田大学に対し滞在・研究状況を示すべき報告書の提出を怠ったことなどから、帰国後1年3か月のあいだ、いわば謹慎扱い(大学への出勤・論文執筆、されど無給)とされたと言語っている。その結果、野村は自らと相前後して助手として採用された者たちに遅れて、1935(昭和10)年4月法学部助教授に任用された⁴⁹⁾。その後、野村は1940(昭和15)年4月、教授に昇任した。ただし、その間の業績としては、自身の講義に際しての教科書と思われる『債権法総論』(東山堂書房)および『債権法各論』上巻(同前)⁵⁰⁾

して帰る旨を語り居たり」として、その留学地と渡航予定先を詳細に記している。また同前所では、パリ到着後の様子として国際大学都市——パリ14区にある、フランスの高等教育機関に学ぶ留学生・研究者のために東京ドーム7個以上の敷地内に37棟設けられた学生寮群——の日本館(1929年完成)に滞在し、「反植民地反帝国主義連盟(Ligue Anti-impérialiste de l'Oppression Colonial)^{〔ママ〕}の一部長にして毎週一回開催せらるる同聯盟の会合に常に出席し居りたり」とあり、またベルリンに移動した後は「同地左傾分子の首領と仰がるし国崎定洞方に寄寓し、反帝〔同盟〕本部に關係を有し出入し居れり」などと書かれている。つまり少なくとも、ヨーロッパにおける野村は、現地日本大使館の外事警察等の監視下にあったということであろう。それを裏付ける資料は見つからなかったが、おそらく野村は在米時すでに、当局の注意すべき人物であったのではないかと推測される。

49) 野村ほか・前掲書124-126頁。野村が海外留学から帰国後、最初に公刊した「ナチス新労働法と労働法の指導理念」早稲田法学14巻(1935)1-50頁は、その助手論文であると同時に、4年近くに及んだ在外研究に関する帰朝報告であったと思われる。ほかの者たちとは異なり、野村だけはいまだ助教授に任用されていなかったことから、その肩書きも「法学士」としか表記されざるを得なかった(同前書124頁〔島田])。

50) 前者は、当初3分冊(第1分冊〔未見のため、刊行年は不明〕第2分冊〔1937・12〕、第3分冊〔1938・2〕)に分かれて刊行されたものが合冊され(1938・4)、新訂版上・下巻(1940)、同合本(1941)刊行された。後者(契約総則~消費貸借)も、

があるだけである。それは、大学教員としては稀とも思われる、二度にわたる応召と関連があったのかもしれない。すなわち野村は教授昇任直後の1940（昭和15）年5月から1943（昭和18）年12月までの約3年半のあいだ臨時召集され（陸軍少尉）⁵¹⁾、さらに半年後の翌44（昭和19）年6月に三度目の召集がなされ⁵²⁾、敗戦をはさんで1945（昭和20）年10月によりやく除隊した（召集解除時は、大尉）⁵³⁾。野村は、日本国内であれ併せて総計5年間も兵役についていたことになる。

（2）三度の警察・検察の取り調べを受ける

野村は米欧留学から帰国後、敗戦までの10年ほどのあいだ、上記のように早稲田大学で民法（債権法）を講じる一方、その半分にもおよぶ長い期間、兵役についた。加えてその間野村は、特高（特別高等警察）、検察官および予審判事による、三度にわたる事情聴取を受けていた。最初の取り調べは、帰国直後の1934（昭和9）年春、警視庁外事課（中野警察）によるものであった。パリ滞在時のガスの活動について尋ねられたが、取調それ自体はわずか半日程度で終わったという⁵⁴⁾。つぎに1938（昭和13）年、大岩誠一・小林陽之助の治安維

初版（1930）ののち、改訂版（1939）、改訂増補・上巻（1940）として刊行された。いずれも前扉・本扉と奥付は活字印刷であるが、本文は手書き謄写版刷りというしろものであった（早稲田大学中央図書館所蔵）。

- 51) 野村は1939（昭和14）年に教育召集を受けたが、それは本召集を受ける前ぶれを意味したという（野村ほか・前掲書127-128頁）。比較的高齢で召集された（38歳）ためかどうか不明であるが、野村が最初に召集された近衛第四連隊補充隊が東部第七部隊と名称を変更され、そこで動員計画作成という任務を担当したという（同前書130頁、133-134頁）。
- 52) その直前まで、野村は専門部法律科で「産業厚生法」という前半・後半の二部構成の講義の後半を担当し、労務統制法を講じた。島田信義がこれを受講したという（同前書138-140頁〔野村・島田〕）および島田信義／聞き手・中山和久ほか「座談会／『早稲田法学の峰々』（1）——島田信義先生を囲んで」早稲田法学72巻2号（1997）449-450頁（島田）。
- 53) 以上、「野村平爾先生 年譜」法律時報51巻4号（1979）46頁。

持法違反事件に関連して、京都地検に1週間留め置かれて取り調べを受けた(日月不明)⁵⁵⁾。そして三回目として、応召中の1942(昭和17)年(日月不明)には、在独時の知人であった小栗喬太郎に関わる、やはり治安維持法事件で丸一日予審判事の取り調べを受けた(場所は不明〔名古屋であろうか])。野村は最後者について、日本の治安機構が縦割りで、警察と軍隊とのあいだには横の連絡がなかったことから憲兵隊に取調事実を捕捉されることもなく、その結果何事もなくすみ、安堵したとの感想をのべている⁵⁶⁾。このように晩年に断片的に語られている事柄には、いかなる経緯や背景があったのであろうか⁵⁷⁾。

野村とともに、バリ滞在当時ガスブの主要メンバーであった大岩誠は1933(昭和8)年1月に帰国したが、同年4月以降勤務していた京都帝国大学法学部で滝川事件に際会して、これに抗議して7月、他の同僚らとともに京都帝大を辞し、立命館大学に移っていた。当時日本共産党は、1933(昭和8)年の佐野学・鍋山貞親のそれに始まる「転向」の雪崩現象と宮本顕治らによる「スパイ査問致死事件」で自滅し、党としての活動を停止していた。大岩は中井正一(1900～1952・美学・評論家)、新村猛(1905～1992・フランス文学)、真下信一(1906～1985・哲学)、和田洋一(1903～1993・ドイツ文学)、久野取(1910～1999・哲学・評論家)ら、関西知識人らによる反ファシズム雑誌『世界文化』

54) 野村ほか・前掲『民主主義法学』118-119頁。

55) 野村は旅館に泊まりながら、検事局に出頭し、取り調べが朝から午後4時ごろまで続いたとのべている(同前書120頁)。野村は同前所で具体的な月日をのべていないが、折あしく恩師の中村萬吉が「逝去されたことを新聞で知った」とする。同人が肺気腫のため56歳で亡くなったのは1938(昭和13)年5月24日(火)であり(中村宗雄「[中村萬吉] 追悼記念論文集刊行の辞」早稲田法学19巻[1940]2頁)、新聞に報じられたのは、同月26日(木)朝日新聞(夕刊)2頁9段であった。このことから野村は取り調べを受けたのは、同月23日(月)から始まる1週間であったのではないと思われる。

56) 野村ほか・前掲書123頁。

57) 以下の記述については基本的に、加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』に教えられることが多かった。ただし本稿が同書の記述に全面的に依拠するものではないことは、以下の行論から理解されよう。

(1935〔昭和10〕年2月-37〔昭和12〕年10月、通巻34冊)の同人であった。一方、小林陽之助(1908~1942)は治安維持法違反容疑で拘束・取調を受けたことから旧制二高を中退(論旨退学)し、1929年8月以降ベルリンに滞在し、翌30年ベルリン工科大学に入学した留学生であった。同人は、1931年6月、国崎に勧誘されてドイツ共産党に入党した。1933年1月ナチスが政権に就いたあと、ハンブルクでの日本人船員向けの反戦ビラ配布活動を行なったが、そのことをドイツ治安当局の知るところとなり、国外追放となった。モスクワに政治亡命した同人は、1935年夏のコミンテルン第7回大会に日本青年代表として出席し、演説をした。同人は翌36年初頭、コミンテルン=野坂参三の密命——分派・対立する日本共産党の党組織を調査するとともに、情報収集をし、コミンテルンがそれらに基づき決定する具体的活動方針により党再建活動に従事する——を受けて同年(昭和11)年7月7日、長崎よりひそかに日本に帰国した⁵⁸⁾。野坂から信頼できる者のみと接触せよと指示された際に、小林は帰国後、

58) 以上、近代日本社会運動史人物大事典編集委員会〔編〕『近代日本社会運動史人物大事典』第2巻か〜し(日外アソシエーツ・1997)622-623頁(「小林陽之助」加藤哲郎)による。なお同所の記述の主要部分は、林虎雄〔編〕『野坂陰謀を發く——共産党秘録：コミンテルン密使小林陽之助の告白』(道理社・1950)1頁以下も参照。なお加藤哲郎『国民国家のエルゴロジー：『共産党宣言』から『民衆の地球宣言』へ』(平凡社・1994)103-104頁における小林に関する記述も、同前書によるものと思われる。そして加藤・同前『国民国家のエルコロギー』105-109頁は前掲『野坂陰謀を發く』について、小林が逮捕されて(1937〔昭和12月2〕年12月)から7か月後の同年7月25日から10月まで、のべ32回におよぶ聴取記録の一部が特高関係者により持ち出され、戦後手放されて活字化されたものであろうと推測している。林〔編〕同前書「まへがき」は小林が逮捕後「いく度か自殺を企て頑強に供述を拒否し続けたが、ある警察官の温情に感じ、行動の一切を告白したものである」と説明している。また加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』166頁は同書について、同人がアメリカ東部のハーヴァード大学(ボストン郊外・ケンブリッジ)での在外研究に従事していた1987年、ハーヴァード^{イェンチン}燕京研究所Harvard-Yenching Institute図書館にて発見したとのべている。しかし国外でなくとも、同書は日本国内の国立国会図書館(東京)をはじめ、京都大学人文科学研究所や同志社大学、大阪商業大学および高知大学の各図書館に収蔵されている(CiNiiによる検索)。私の場合は、国会図書館所蔵の

接触し、協力を仰ぐべき人物の第一候補として「東條(条)」——野村の生地の名に由来する組織名——こと野村平爾の名をあげていた。その理由として、当局による取調に際し、小林はつぎのようにのべていた⁵⁹⁾。

在独時の日系ないしアジア人グループ内で「同人は無口な方であったが研究会では、なかなかすぐれた卓見をのべていたから、同人なら余計なおしやべりはしないだろうと信じたからである。もちろん同人が党活動をしているとは思われなかったが、確実に信頼できる人から漸次連絡をつけるという原則から同人を選んだのである」。

小林の当局への発言内容から、野村のパーソナリティーがいかに評価されていたのか、自ずと理解することができよう。小林は秘密裏の帰国から2か月後の同年9月、早稲田大学に野村を訪ねた。しかし「彼との会見の結果は必ずしも満足できるものではなかった」⁶⁰⁾。野村が小林の協力要請乃至打診を明確に拒否したかどうかは不明である。しかし少なくとも、国内の共産党の動向調査に消極的な対応に終始したのは、確かであろう。そこで11月5日、8月下旬より勤務していた「富国徴兵保険」(今日の富国生命保険の前身)の外交員を辞めて西下し、滝川事件の当事者であるたきがわゆきとき瀧川幸辰(1891~1962・当時、弁護士)の斡旋により翻訳および家庭教師である「森永丈典」として、小林は第二候補として考えていた大岩誠に接近することになった。小林は「大岩とは〔在独時〕^(ママ)二度しか逢ってゐないが、……自らの理論的信念からわざわざマルセイユまで赴いて〔日本人船員向けの〕宣伝活動に従事したことがあり、この事実からして……信頼するに足る人物だと思った」⁶¹⁾ ようである。こうして同年11月初

もの(現在は、デジタル資料化され、閲覧・複写可)を利用した。

59) 林〔編〕同前書26頁。

60) 同前書41頁。なお野坂参三『風雪のあゆみ』第8巻(新日本出版社・1989)105-109頁は、モスクワから日本に送り込んでも、途中で逮捕されたり、逮捕されれば、すぐに転向するのは、日本の実情を心得ていないからだとして、小林については、ほぼ1か月余りのあいだ、野坂自身が関与して綿密に作成されたカリキュラムに基づいた教育をほどこして日本に潜入させたとのべている。

61) 林〔編〕同前書27頁。

旬、京都に大岩をたずねた。小林はさらに、GASP同人であった、ねず・まさし(欄津正志・1908~1986)を紹介され、その地下活動を援助された。彼ら以外にも、複数の者と接触したが、結局小林にとって「信頼し得る人物として最後まで残ったのは大岩誠、欄津正志の兩人であった」⁶²⁾。翌1937(昭和12)年4月15日再び上京して、野村や平野義太郎と接触するも、何らの成果を得られなかったことから、5月初旬帰洛し、以後大岩とねず(欄津)と連絡をとっていた。ところが特高警察は同年11月、治安維持法違反を理由に新村猛、真下信一、中井らとともに、ねず・まさしを検挙した。そして翌月の12月2日に森永こと小林が逮捕され、3日後の5日には大岩誠も逮捕された⁶³⁾。

1925(大正15)年成立の治安維持法は三・一五事件に関して、当初「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ……情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者」(同法1条前段・結社罪)に対する取締法規として当局が想定していたほどには機能しなかった⁶⁴⁾。そこで政府は同年4月第五十五議会に同法改正案を提出

62) 林〔編〕同前書50頁。

63) 林〔編〕同前書77-79頁。小林については、内務省警保局保安課「特高月報」昭和十三年十月分(〔復刻版〕政経出版社・1973)5-12頁にも、ドイツ留学からの秘密裏の帰国以降、逮捕にいたる経緯が記載されている。また同人に対する治安維持法1条等違反により、公判に付すべき旨の予審終結決定書(京都地裁昭和14年12月28日)は司法省刑事局「思想月報」69号(昭和十五年三月)(〔復刻版〕文生書院・1973)103-107頁に掲載されている。なお小林の弁護を担当したのは、瀧川であったが、それは転向を肯じない同人に確信犯の典型を見たからであったという(小田中聰樹「瀧川幸辰・潮見俊隆・利谷信義〔編〕『日本の法学者』〔日本評論社・1974〕395頁)。同人は懲役5年の刑で千葉刑務所に服役中、1942(昭和17)年2月25日に34歳で獄死した(松本三益「党の旗をまもってたおれた小林陽之助同志をおもう」前衛200号〔1962〕その後、日本共産党中央委員会宣伝教育文化部〔編〕『党をきずいた人々』〔日本共産党中央委員会出版部・1962〕110-115に収録)。

64) 1928(昭和3)年3月15日午前5時を期して、全国一道三府二七県で、共産党と密接な関係があると認められた団体の事務所および個人の自宅百数十か所が探索を受け、約1600名が検挙されながら、起訴された者は、483名であった。詳しくは、小田中聰樹「三・一五、四・一六事件——治安維持法裁判と法廷闘争」我妻栄ほか〔編〕『日本政治裁判史録』昭和・前(第一法規・1970)123頁以下および奥平康弘『治安

し、衆議院で審議未了となるや、同年6月ほぼ同じ内容の改正案を、緊急勅令により改正し、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」(同前)をも、規制の対象となるように法文が改められるにいたった(目的遂行罪)⁶⁵⁾。これにより本人の意思に関係なく、当該活動が客観的につまり、警察または検察が状況証拠から「国体変革」を目的とする結社を支援する行為に該当すると判断すれば、同法に違反することとなった。実際、1932(昭和7)年以降、治安維持法の起訴理由は第1条に集中するが、協議罪や煽動罪が形骸化するとともに、目的遂行罪が本格的に適用されていった⁶⁶⁾。それは当初の同法適用対象としていた共産党が壊滅したあとも、それ以外の多様な場面へと拡大適用されていった。大審院1931(昭和6)年5月20日判決は、当人の活動が結社の目的と合致すれば、客観的に目的遂行罪に該当するとの判断を示し、警察や検察はそのような対応をしていった⁶⁷⁾。

維持法小史』(岩波現代文庫・2006〔原著は、1977年刊行〕)93-127頁を参照。警察は検挙された者に対し、暴虐の限りをつくして拷問した(同前稿145頁)が、その様子は、自身の特高警察による拷問死につながる要因となったとされる小林多喜二「一九二八・三・一五」(1928・『蟹工船・一九二八・三・一五』〔岩波文庫・2003〕収録)で描かれている。

- 65) その内容は、(1) 国体変革目的の結社に刑を重くし、その「組織者、役員その他の指導者」に対し、死刑または無期若しくは5年以上の懲役・禁錮とし、「結社加入者」に対しても2年以上の有期懲役・禁錮とし、新たに目的遂行者」も、加入者と同様の処罰をするとし、(2) 私有財産制度否認目的結社については、「組織者」「加入者」の刑は従来と同じく、十年以上の懲役・禁錮とし、新たに「目的遂行等行為者」についても、同様の刑罰を科するとした(小田中・同前稿136頁)。改正の経緯については、奥平・同前書110-120頁を参照。
- 66) その背景には、大審院が1931(昭和6)年5月20日判決で、当該行動が結社の目的に合致すると客観的に判断されれば、本人の意思に関係なく、目的遂行罪が成立すると判断し、また同年11月13日、26日判決が結社加入罪と目的遂行罪を包括一罪とする判断を示したことがあった(中澤俊輔『治安維持法：なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』(中公新書・2012)123-124頁)。
- 67) 中澤・同前書126頁。

大岩は、取り調べの過程で、フランス国内で自ら従事した活動内容——1932年マルセイユで「国際海員倶楽部日本人部」名で反戦ピラをまいた——とともに、留学時のパリおよびベルリン時代の活動内容や「同志」の名前まで詳しく供述した(1938〔昭和13〕年3月18日、31日、4月1～3日、5日の6回)⁶⁸⁾。大岩の『被疑事実並に検事聴取書』中「犯罪事実の概要」として要約されている箇所、野村に関わる部分として、つぎのようにのべられている⁶⁹⁾。

「(一) 昭和七年一月中旬当時巴里に滞在中の佐野碩……の指導下に左翼分子内田巖(画家)同佐藤敬(画家)同野村平爾……同平田文夫(桐生高等工業学校教授)……等と合謀りガस्प(G.A.S.P.)を組織し在巴里左翼日本人画家等を糾合し同人等に映画批判等を通じて共産主義的世界観を涵養せしめ帰国後日本画壇等の文化分野に共産主義思想を浸透せしめて以て

68) 加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』85頁および165頁は、大岩が供述に際し「おそらく拷問を受け」と推測している。前掲「特高月報」昭和十三年十月分5-6頁は、大岩やねず(禰津)の背後には、コミンテルン派遣員が「潜在するやに認められたるを以て嚴重追及の結果」、小林の検挙にいたったと記している。なお加藤・同前書165頁は、大岩の供述から「名前を挙げられた勝本清一郎、野村平爾、小栗喬太郎らは、そのために検挙され、拷問を含む取調べを受けた」とのべている(下線は、引用者)。しかし野村は検挙されておらず、拷問も受けてはいなかった(正確に表現すれば、同人は外事警察による事情聴取に際し、拷問を受けたとはのべていない)。先の野村の京都地検での取調に関する発言が示すように、大学教員という社会的地位にある者に対しては、太平洋戦争時に冤罪を問われた横浜事件(1942〔昭和17〕-1945〔昭和20〕年)の場合とは異なり、当時ははまだ拷問をして供述を引き出そうとすることなく、むしろ官憲がすでに入手していた情報や証拠に基づき、論理的に問い詰められ、自発的に供述させられていったと解する可能性もあったのではなかろうか。当局の取調に際し、野村はおそらく言質をとられることなく、巧妙に対応したものと推測する。

69) 「昭和十三年七月／被告人大岩誠に対する治安維持富違反事件概要並に検事聴取書」社会問題資料叢書第一輯・思想研究資料特輯号62回配本『治安維持法違反事件大岩誠の被疑事実並に検事聴取書 治安維持法違反事件の再犯に関する研究』〔復刻版〕(東洋文化社・1977) 1-3頁。

日本共産主義運動の貯水池たるの任務を果せしめんことを企図し……二十数名を会員に獲得し活発なる活動を為し居りたるが同年三月上旬独逸共産党員和井田一雄……を伯林より迎へ……同人の指示に従ひ「ガスプ」幹部会は反帝同盟仏蘭西支部に加入し右幹部会全部を以て同支部東洋人部日本人部を構成し……会員に反戦思想を注入すべき方針等を協議決定の上該決定方針に従ひその頃より同年五月中旬までの間数回「ガスプ」会員を映画鑑賞会に出席せしめ「巡洋艦ポチエムキン」……映画「工場」……映画「記憶を失ひたる男」を以て共産主義社会を謳歌する等映画を通して「ガスプ」会員の共産主義意識を昂揚せしめ……」⁷⁰⁾

「(二) 昭和七年三月上旬……頃前示野村平爾を勧誘して同党に入党せしめ同人と共に仏蘭西共産党巴里市第十四地区細胞に所属し「ガスプ」幹部会に於ける同党フラクションと為り其の頃より同年五月中旬迄の間屢々同地区細胞会議に出席して仏蘭西共産党第七回大会に提出せらるべき新綱領草案中日本に関する部分を検討訂正し又「ガスプ」幹部会の組織並活動方針に関する協議を遂げ且前記和井田一雄より指示し来れる独逸共産党日本人セクションの「ガスプ」会指導に関する決定事項並同人より送付し来れる日本共産党及其の外郭団体の運動資料等に基づき「ガスプ」幹部会に対する指導方針を決定し」⁷¹⁾

(三) 昭和七年六月上旬伯林に赴き独逸共産党日本人セクションが在伯林左翼日本人の組織する伯林会中の独逸共産党員国崎定洞……、佐野碩、野村平爾、和井田一雄等並同党準党員勝本清一郎……島崎翁助等を以て結成せられ日本共産党其他日本の左翼組織との間に相互各種の情報を蒐集交換し独逸共産党並日本共産党の情報局の一部としての使命を有する共に伯林会々員を啓蒙し其の共産主義意識を昂揚して共産主義運動に従事せしむる為の貯水池たる任務を有することを知悉し乍ら其の頃野村平爾の紹介により独逸共産党準党員として右日本人セクションに加入し仏語左翼文献

70) 大岩「聴取書(第二回)」35-38頁に対応する。

71) 同前39-43頁に対応する。

を日本語に翻訳の上資料として同セクションに提供し且又独逸共産党新聞紙等を伯林会員に配布する等活発なる活動を為し⁷²⁾

このような大岩調書の記述をみたとき、(一)は、「ガスプ」の活動内容として、野村の回顧談と内容的に一致している。大仰な物言いながらも、ソヴェト映画鑑賞会をもったこと自体、日本国内法に照らしても、罪に問われるべきものではなかったであろう。

同(二)について、野村の入党時期が1932(昭和7)年3月上旬とすれば、同人は同年2月末には、パリからベルリンに移っていたことを考慮(前提と)すれば、時期的に合わないし、またなぜフランス共産党に加盟しながらフランスではなく、ドイツ共産党のもとで活動したのかという疑問が生じる。たとえコミンテルン(第三インターナショナル)のもと、各国の共産党がその支部と位置付けられていたと考えたとしても、平仄が合わない⁷³⁾。加藤哲郎がいう⁷⁴⁾

72) このあと大岩供述調書は(四)でマルセイユでの反戦ビラ配布にふれたあと、(五)として日本に帰国後、各種の雑誌に論文やエッセイを寄稿したことを「学者として合法場面に在りて共産主義運動に従ひ大衆を啓蒙すべく……指令に従ひ右自得したる方策により共産主義思想を宣伝すべき作品を中央公論、改造等に寄稿し以て文化分野に於て大衆に共産主義思想の浸透を図り來たる」(同前5頁)と論難し、具体的な論文等の内容を一々解説し、結論として「以てコミンテルン並に日本共産党の目的遂行の為にする行為を為したるものなり」(同前7頁)と断じている。しかし、これは検察側の牽強付会とも評すべき主張であろう。そして小中・前掲書504頁はこれについて、つぎのような感想を記している。すなわち「これ〔大岩検事聴取書・第1回—第6回—引用者〕を読むと悲惨な気持ちになる。事実の供述も詳細だが、その反省の文体が徹底的であり、治安維持法下の聴取書が、事実調べというより、反省文であることを示し、転向というものの実体を示している」と。

73) 加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』208頁は、野村や大岩のドイツ共産党所属——フランス共産党からの所属変更ということか——は、国崎がベルリンからモスクワに亡命する1932年夏のアムステルダム国際反戦大会のころであったとのべ(推測し)ている。

74) 同前書89頁。

ように、野村は居をベルリンに移したあとも、「学問にかこつけて」独仏のあいだを頻繁に行き来していたのであろうか。むしろ当時は今日以上に、外国人が両国間の国境をまたいで移動することは容易ではなかったと思う。

同(三)については、引照すべき野村側の発言がない。そこでこれについては、つぎの小栗喬太郎の発言を参考にすることにしよう。なお、大岩はいかなる罪に問われたのであろうか。本来在外時の行動について、日本法の罪に問疑されることはないはずである。しかし1930年代半ばの時代においては、在仏時の活動(1930年5月から33年1月までのあいだフランス共産党員として行なった、マルセイユ港での反戦ビラ配布等)が、帰国後の行動(小林陽之助への支援)とあわせて日本の治安維持法1条(目的遂行罪)違反の罪が問われる状況となっていたということになろうか⁷⁵⁾。

野村は先述したように、兵役に就いていた1942(昭和17)年当時、小栗喬太郎に関わる治安維持法事件で丸一日予審判事の取り調べを受けた。小栗は「ベルリン反帝グループ」のなかで同人「のみが高等教育の体験のない草の根的な一庶民であった」⁷⁶⁾。同人は軍隊を除隊した(1928〔昭和3〕年5月)後、左翼

75) 奥平・前掲書271-272頁。大岩は予審で小林と同じく、治安維持法1条等に違反に該当する(同「終結決昭和15年3月14日」前掲「思想月報」70号〔昭和十五年四月〕103-114頁)とされながら、公訴審でいかなる刑罰を科せられるに至ったのか——実刑に服したのか、執行猶予が付されたのか——を示す資料を見出すことができなかった。なお加藤・同前書85頁は、大岩のケースを「典型的な『転向』」とし、同人は戦時中、平野義太郎と同様に大東亜共栄圏賛美を説き、カトリックに入信し、戦後は岩波文庫のマキアヴェルリやモンテスキュー、カムパネラなどの古典翻訳に徹し、時局について発言することはなかったという。

76) 佐藤明夫「草の根の抵抗者・小栗喬太郎」同『戦争動員と抵抗：戦時下愛知の民衆』(同時代社・2000)165頁。同人の生涯を知るには、同前稿が簡易にして有用である。なぜ同人が取り上げられてきたのか。それは従来、1931年から1933年にかけての在ベルリンの日本人左翼グループの動向を知るためには、大岩および小林二人の供述調書とともに、同人が遺した文書が重要であったからである。すなわち同人が戦後1955(昭和30)年から57(昭和32)年にかけて書いた「自伝」と併せて、その「予審終結決定書」が死後に、私家版として刊行された遺稿集である、佐藤明夫〔編〕

運動に関与するにしがたい、系統的な社会科学を学習することの必要性を覚え、マルクス主義の本場であるドイツで学ぶために私費で留学する決意を固めて、1931（昭和6）年7月、シベリア鉄道にてドイツに向けて、出発した（25歳）。ベルリンでは、外国人を対象とするベルリン大学付属ドイツ語研究所に入学した。しかし同年9月18日柳条湖事件（満州事変）が勃発すると、中国人・日本人留学生を中心とした反戦・反帝国主義運動の会議や集会にさそわれ、次第にそれに深く関与していった⁷⁷⁾。ドイツにおける野村の活動について言及している箇所を抜き出してみよう（下線は、引用者）。

「第一、在独中

（一）独逸共産党日本語部（略称エルジー）ハ独逸共産党ノ指導下ニ在リテ、当時在ベルリン邦人タル国崎定洞、南コト和井田一雄、東条コト野村平爾、嬉野満洲男、西村コト喜多村浩、小林陽之助、大岩誠、佐野碩、勝本清一郎、八木誠三……等ヲ以テ組織セラレ居リタル左翼日本人グループニシテ、部員各自其ノ分担関係ヲ持テ其ノ参加スル独逸共産党及其ノ指導下ノ各関係左翼組織ト日本共産党及其ノ外廓組織トノ間ニ介シテ理論的実践的闘争経験ニ関シ各種情報資料ノ蒐集交換ヲ為シ、其ノ間ノ情報局的

小栗喬太郎『ある自由人の生涯』（1968）に収録されている。本稿ですでに引照しているが、その妻が喬太郎の従妹である小中陽太郎により、同書を主要な基礎資料としながら、喬太郎の叔父である小栗風葉（1875～1926・明治・大正時代の小説家）のそれとともに、喬太郎の生涯を描かれた——おそらく意図的なものであろうが、評伝とも、私小説とも、どちらとも判別しがたい——のが、『青春の夢：風葉と喬太郎』（平原社・1998）である。

77) 以上、佐藤・同前稿163頁。なお小栗——以下、小栗は「喬太郎」をさす——は出国を前に、伝手をえて名古屋で公演中の、プロレタリア演劇の俳優・演出家である佐々木孝丸（1898～1986）から、当時在独中の藤森成吉（1892～1977・小説家・劇作家）宛の紹介状を書いてもらったにもかかわらず、それを友人宅に忘れてしまった。藤森の滞在先がわかっていたので、そのままベルリンに到着後すぐに藤森を訪ねて、同夫人の援助により、下宿先を見出した。しかし後日、帰国した藤森が小栗をスパイではないかと疑っていたことを知った（小中・同前書206～230頁）。

役割ヲ果シ、一面邦人進歩分子以テ組織セラレ居リタル其ノ影響下ノベルリン倶楽部会員中ヨリグループ員獲得シテ、其ノ組織ノ拡大強化ヲ図リ、集会ヲ催シテ各自担当事項ノ研究実践状況ヲ報告シ、之ヲ批判検討シテ互ニ啓蒙シ、以テ其ノ左翼意識水準ノ昂揚ニ努メ、依テ帰国後日本ニ於ケル共産主義運動ノ中堅分子養成ヲ図ル組織ナル……」⁷⁸⁾。

「第二、昭和八年二月帰国後三月上旬上京シタルモノナルトコロ

(一)『国際反帝同盟』ハ反帝国主義並ニ植民地独立運動ヲ支持シ、共産主義社会ノ実現ヲ企図セル国際的政治結社ニシテ、『日本反帝同盟』……ハ其ノ支部トシテ其ノ目的タル事項ヲ実行セントスル日本共産党ノ外廓団体タルコトヲ知悉シ乍ラ、前掲帰国ニ際シベルリン市シャルロッテンブルグ所在アッシンガー食堂ニ於テ、独逸共産党日本語部(エルジー)反帝同盟関係担当者ニシテ、独逸反帝同盟員タリシ東条コト野村平爾ヨリ、日本反帝同盟ニ対シ伝達方指令ヲ受ケ、交付セラレタル活動資金百円ヲ帰国後三月中旬頃、東京浅草区浅草橋附近ニ於テ反帝同盟員谷川巖ニ手交シ、以テ該金員ヲ同同盟ニ提供シ」⁷⁹⁾。

78) 小栗の「予審終結決定書」同・前掲『遺稿集』110-111頁。

79) 同前書112頁。ヒトラーが首相になった(1933年1月28日)直後の翌2月、小栗が1年半ほどのドイツ滞在を切り上げて日本へ帰国するに際しての情景を、小中・前掲書348-349頁が描いている。すなわち小栗がシベリア鉄道を利用して、ドイツに来たときは一人の出迎えもなかった。これに対しインド洋経由の海路で日本に帰ろうとしているとき、ツォーZoo(ベルリン動物園) 駅のプラットホームには多くの人びとが見送りに来ている。そのなかに、朝鮮人も中国人もいた。まるで中野重治の有名な詩である「雨の降る品川駅」(1929)に描かれた情景を彷彿させる。そして、小中・同前書は、つぎのように描写している。

「野村平爾が、ふとったからだでプラットホームの中央にいた。野村からは、日本反帝同盟に対する指令書と、100ドイツマルクの金をあずかっていた」。

しかし、この箇所は小中による過剰な潤色ではなからうか。当時、野村は野村よね〔編〕前掲書に収録されている写真を見るかぎり、晩年の小太り体形ではなく、やせていたし、手渡された活動資金は100「マルク」ではなく、100「円」であったであろう。なお佐藤〔編〕前掲『小栗遺稿集』64-65頁には、マルセイユに行く途

先の大岩取調調書と読み合わせてみれば、野村がパリよりは、むしろベルリンにおいて、国崎定洞を中心とした「反帝同盟」ないしドイツ共産党の下部組織のメンバーとして積極的に活動していたことが理解できよう⁸⁰⁾。なお小栗は帰国後、地下活動に従事するが、1940(昭和15)年8月30日、名古屋(新栄署)に治安維持法違反を理由に逮捕され、翌41(昭和16)年4月、予審が始まった——小林陽之助予審調書に基づいて——が、約2年間の未決獄中生活を送り、42(昭和17)年6月保釈され、8月4日に第一回の公判が開かれ、その約1か月第二回公判開廷とともに検察は懲役2年を求刑し、小栗は懲役2年、執行猶予4年の判決を受けた⁸¹⁾。同人の「予審終結決定書」の日付けが「昭和17年7月2日」であることから、野村が予審判事の取調を受けたのは、同日以後の名古屋地裁においてであったと思われる。この点について、野村は主にドイツのことを尋ねられたが、同前判事は「『あなたのことがかりに関係したとしても、もう時効にかかっているから……』などという調子で」あったと回顧している⁸²⁾。それが重大な意味をもつものではなかったことを強調したかったのであ

中に立ち寄るパリについて、パリからベルリンにやって来た野村も大岩も、見るべきほどのものはないといながらも、史上最初の社会主義政権であるパリ・コミューン(1871年3月—同年5月28日)終焉の舞台となったペール・ラシェーズ墓地と、ルーヴル美術館を「一寸のぞいて見る」ことを小栗に勧めたと記されている。

- 80) 加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』256頁は、野村がパリのガスプ・グループとベルリン反帝同盟を結びつける役割をはたしたとのべている。はたして、このような評価が適切なものかどうかを判断する資料を持ち合わせていないので、なんともいえない。
- 81) 佐藤・前掲稿174—177頁。佐藤〔編〕前掲『小栗遺稿集』93頁によれば、小栗は「執行猶予とはいうものの私は警察のブタ箱と未決で完全に二年の懲役の実刑をすませているようなものだ」とのべていた。
- 82) 野村ほか・前掲書123頁(野村)。なお小栗事件を担当した予審判事は「浜田従六」という者であった。同人は、戦前軍部による政治への干渉を真向から批判した例としてしばしば引照される、1937(昭和12)年1月第70回帝国議会における寺内寿一陸軍大臣(当時)との「腹切り問答」の当事者である浜田国松(1868—1939・立憲政友会代議士)の子息であった(佐藤〔編〕前掲『小栗遺稿集』89—91頁)。

ろう。

(3) 野村の在仏・独時代の行動に関する沈黙とその意味

野村は生前、自らの4年近くにおよぶ在外研究について、後においても前半のニュー・ヨークにおけるそれはともかく、後半のバリおよびベルリンでいかなる生活を送ったのかについては、ほぼ沈黙を守り、最晩年に多少発言はみられたが、それも不承不承、ようやく重い口を開いたというような態のものであった⁸³⁾。小林や大岩そして小栗と野村との生きざまの違いとは、何であったので

小栗は同人について「判事は今まで接してきた特高の連中や二・三の検事とちがって罪人扱いをせず、好感のもてる男だった」との感想を『自伝』のなかでのべている(同前書89頁)。それは、野村に対するそれにもあてはまるものであったのであろう。

83) 小中・前掲書382-389頁は、小栗が帰国に際し、日本反帝同盟への指示と活動資金100円を手渡すよう託されことの真偽をめぐる野村(当時、72歳)とのやり取りを紹介しており、興味深い。それによれば、同人は日本評論社を介して——当時、小中は同社刊行の月刊労働問題誌にエッセイを連載していた——紹介され、1974(昭和49)年8月、野村の自宅——東京都新宿区「下落合の住宅街にあ」とするが、実際は世田谷区豪徳寺であったから、あえて異なる住所としたのであろう——に赴いた。

「野村は小太りで、ややせかせかと話した。まず、当時のベルリン事情については、ていねいに教示」した。それはおのずと「世界史の講義のようになる。……しかし、日本人グループとの関係について口から出たことは少なかった」(383頁)。「喬太郎については、野村はよく記憶していた。／……／そこまで語ってもらえた。〔しかし〕そこまでだった、というべきか。／自分に対する検事の取調べについては『何もない』というだけだった。わたしは、喬太郎の予審最終決定書に野村の名があることを示したが、野村は、／『それは特高資料』でしょう／と、にべもなかった」(384頁)。大岩は『日本人セクションの運動は〔ドイツでは合法的な〕ドイツ共産党の運動であると同時に〔日本では非合法的な〕日本共産党の運動であった次第で私の其の活動中に於ては此の点に関する認識は持つて居たのであります。／ここまで認めたので、野村たちは大岩を許さないのだろう。……特高の筋書きに合わせてしまったという批判はうなずける。

あろうか。小林は転向することはなかったかもしれないが、官憲にドイツでの左翼活動についてメンバーの名前や役割までも詳細に多く語りながらも、法廷では抵抗を試みて、生き急いだ。大岩は、獄中で転向し、マルクス主義から

……／野村は、ここを頑として否定しとおした。……野村は、ベルリンで、藤森、千田、勝本、佐野らとは、あくまで『国際的に勉強しよう』ということで集まったにすぎないと、がんばった〔と小中は推測している〕。／『でも、大岩誠の検事聴取書ではそうはいいませんが』／とわたしがくいさがると、／『大岩は、自分自身をさも重要な人物のように供述しているが、少し思いあがりです』／と冷たく言い放った。／『私も大岩も、日本で運動をやっていない。考えてごらん下さい。日本で何もやっていない人が大きな役割をふられるわけじゃないですか』／というのである(386-387頁)。「ともかく野村は、こうやって検事の追及を逃れきった。ほとんど同じ行為だが、喬太郎が起訴され、野村が逃れることができたのは、喬太郎が帰国後も〔共産党再建に関わる〕活動〔を〕したからで〔あり〕、野村の行動はあくまで海外だからということになるのだろうか。いずれにせよ……野村が喬太郎に100ドイツマルクを渡し、喬太郎がそれを谷川〔巖〕に渡した実行行為は、さいわい野村に墨の及ぶことがなかった。／最後に野村は、1933年のアムステルダム世界反戦〔大会〕に参加したことは語ってくれた」(388頁)。

このような二人のあいだの会話の内容はおおよそ、野村ほか・前掲書78-116頁と基本的に同じものであったと理解してよからう。なお野村が自らの戦前欧州での行動について口が重いことについて、小中・前掲書263頁は、野村が小栗喬太郎を国崎定洞と同様に、スターリンの粛清にあった側の間人と考えて、かかわりを「惧れていたらしい」とするが、そのような説明に説得力があるようには思われぬ。この点について加藤・前掲『ワイマール期ベルリンの日本人』164頁は、野村がそのような対応をとった背景には、特高警察に『党の秘密』をもらしたり、自分たちの名前をあげた者は許せないがゆえに、そのことに関するコメントもしないし、インタビューにも応じなかったのではないかとのべている。このような推測が妥当であろう。また同前書290頁以下(「あとがき」)には、自身が20歳代であった1970年代、国崎定洞の名誉回復運動の事務方や二度にわたって開催された国崎を「偲ぶ会」開催に関与したことが、同書を構成する原型稿の執筆や同書刊行の発端であったと記されている。そのなかで加藤は、野村は『「偲ぶ会」には出てきたが、国崎との関わりが明るみに出るのを迷惑そうにし沈黙していた』と回想している(同前書292-293頁)。

離れていった（それは、当局が実現を企図したことでもあった）。小栗は戦後、活動を再開し、労働組合の組織化や地域での活動を行なった。彼ら三人共通するのはドイツから帰国後、その態様や関与の度合いは異なるものであれ、国内で日本共産党の再建につながるべき組織活動に従事したということである。それゆえに治安維持法の目的遂行罪違反の刑事責任に問われた。これに対して野村は慎重にも、そのような行動を取ることなく暗い時代をやり過ごした。要するに、それが野村とほかの三人と異なることであったように思われる。そしてこのことが、彼らのその後の運命を大きく変えることになった事情であったのであろう。

三 「戦後労働法学」への助走——労働関係の実態調査とその成果

1 民主主義科学者協会政治法律部会への参加

野村は、日本の敗戦と戦後をどのように迎えたのであろうか。1944（昭和19）年6月再度の召集を受け、現在の千葉県柏市と我孫子市のあいだ（当時の富里村）にあった歩兵部隊（東部第七三部隊）に勤務していた際、野村は周りの者から『軍人らしからぬ将校』と呼ばれていた（ただし当時いわれた「軍人らしさ」とはどのようなことをいったのであろうか、必ずしも明確にすることができない）。当時の野村にとっては、「当時『軍人らしく』なくと心がけることが〔軍隊内部のみならず、戦時体制への〕ずいぶんとか弱い形での一種の抵抗であった」と振り返っている。野村は、1940（昭和15）年最初の動員の頃から敵が本土に上陸すれば、自分の親も妻子も無事ではすまないとの「半ばあきらめの心境」にあったともいう。そのような無気力が『せめて軍人らしくなく』との姿勢をとることになったのではないかと自己分析している⁸⁴⁾。数日前から

84) 野村は軍人らしからぬよう振る舞うことには、「反戦的思想の持主と思われていた——だけでなく、実際にそうだったのではないか〔引用者〕——私は、戦時反動の嵐の中で、止むを得ずとはいえ『今後は致しません』と約束させられていた」（後掲「私の戦後史」275頁）ことに関係していたとものべている。これは先述の小林一大岩

発熱したまま、「カンカン照りの何とも暑」かった8月15日、「部隊の庭に集合して、直立の姿勢で詔勅をきいているだけでも、とうてい堪えられなかった」⁸⁵⁾。この頃から野村はすでに結核を発病していたのであろう。しかしその後も、野村は動員係として書類の焼却や遺骨・遺品の整理に従事し、10月に入ってからようやく除隊し、早稲田大学法学部に復職した(43歳)。

事件に関連して、京都地検で1週間にわたり取り調べを受けた際に、恩師である中村萬吉が死去し、野村がその葬儀に出席しないわけにはいかないと主張したことに對し、検察官が応じた文言であった(野村ほか・前掲書120-121頁)。野村は「これはどうも私の本意ではなかったように思われる」(後掲「私の戦後史」275頁)とのべている。しかし「思われる」との中立的・客観的表現を装っているけれども、野村の対応が自身の「本意ではなかった」ことは、検察側でも承知のことであったのではなかろうか。

85) 野村はこの点について、「八月十五日の思い出」として、つぎのような文章を残している(野村ヨネ〔編〕前掲書83頁。同所によれば、いつ書いたのか不明であるが、便箋2枚に書かれていたという)。これが、野村にとって、日本敗戦の心象風景なのであろう。

「そのとき私は営庭のまん中に立っていた。

夏の真昼の太陽の下で

微熱七度五分、血沈十六!

冷たい汗といっしょに、頭から血が下っていく

それでも私の二本の足は私を支えていた。

痴呆者のうたうような声

先年余の血の汚れのせいか、

玉音という生き神の声をつくり出す特殊訓練のせいか。

地の底の方からか、宇宙のどこからか

『忍びがたきを忍び、堪えがたきをたえ……』

私はそれだけしか覚えていない

追って命令を待て!解散!

部隊長はひどく貧弱にみえた

空はあくまでも静かで広がった。

田甫をこえて、森をこえて広がっていた」。

晩年になって野村は当時の感慨として「一度捨てた生命だから惜しがる必要はない。……／誰にも憚かることもなく、平和や人権や民主主義のために、研究にも身を捧げようし、教育のためにも努力しよう、もとめられれば些かな力をその実現のための実践にも役立たせてやろう」と決意したと振り返っていた⁸⁶⁾。そして野村の戦後について語られるとき、その重要なエピソードとして、発足(1946〔昭和21〕年1月12日)間もない民科に参加したことが、しばしば語られている⁸⁷⁾。

民科すなわち民主主義科学者協会は、敗戦の翌年である1946(昭和21)年1月12日、東京芝区(現在の港区)日本赤十字社本社講堂にて、創立大会を開催した。会長に小倉金之助(1885～1962・数学)、副会長には細川嘉六(1888～1962・横浜事件で逮捕されたが免訴となり、戦後は日本共産党参議院議員)、大内兵衛(1888～1980・財政学)が選任された。総会では規約が決定されるとともに、「宣言」が採択されて、そのなかでつぎのようにのべられていた⁸⁸⁾。

「今や、日本封建主義軍国主義は凶暴な侵略戦争の無残な敗北と並に民主主義勢力の台頭により瓦解しつつある。国民は政治・経済・文化の各方面における民主主義的建設こそ、自分を解放する唯一の道であることを意識し、そのための闘争に蹶起しはじめた。……民主主義日本の成長と確立は、科学及び科学者が自己をとりもどし、日本国民の間における革新的民主主義と歩調を揃へ、その支持を得つつ封建的反動科学及び思想との闘争、民

86) 以上、「民主主義法学と私(私の戦後史)」世界339号(1974・2)のちに著作集第一巻『資本主義と労働法』(労働旬報社・1978)275-277頁、また野村ヨネ〔編〕前掲書83-88頁にも収録。

87) たとえば、野村ほか・前掲書154-156頁、170-190頁および潮見俊隆ほか「座談会／野村平爾先生を偲んで」法律時報51巻4号(1979)27頁(潮見・長谷川正安発言)を参照。

88) 柘植秀臣『民科と私—戦後—科学者の歩み』(勁草書房・1980)44-45頁に引用されているものから重引用。また同「創立総会議事録」が同前書33-48頁に引用されている。

衆に役立つ真の科学の研究と普及、反民主主義的教化制度及び政策との闘争を通じて、それに協力することなしには不可能である。……日本民族と世界の平和的発展のために科学者の使命と責任は実に重大であり、厳粛である。そして、この使命と責任とは、国民と共にあるすべての進歩的社会科学者・自然科学者・技術者・教育者等が契盟相助して、長期不撓の活動を続けることによってのみ果し得られるのである」。

発足準備の中心となって努力したのは、主として戦前にプロ科（プロレタリア科学研究所）——1929（昭和4）年10月13日創立、33（昭和8）年1月3日「プロレタリア科学同盟」と改称——や唯研（唯物論研究会）——1932（昭和）7年、戸坂潤（1900～1945）、三枝博音（1892～1963）らにより結成——で活躍した人たちであった⁸⁹⁾。それは、上に引用した「宣言」の内容から容易に理解できよう。しかし民科の設立に参加した者のなかには、マルクス主義者のみならず、戦前軍部から目の敵にされた自由主義者までも含む多様な思想のひとびとたちであった。また学問分野においても、社会学者のみならず、自然科学者や技術者までの広範囲をカバーするものであった。これは確かに、画期的なことであったといえよう⁹⁰⁾。そして民科では、日本各地に支部や、それぞれの学問分野に応じた「部会」が多数形成されていった。法律部会——当初は、「政治法律部会」と称した——については、当初、山之内一郎（1896～1959・ソビエト法）、平野義太郎（1897～1980・民法）、熊倉武（1910～1971・刑法）、風

89) 渡部義通述／ヒアリング・グループ〔編〕『思想と学問の自伝』（河出書房新社・1974）310～316頁。

90) 広重徹『戦後日本の科学運動』（中央公論社・1960）135頁。具体的には、柘植・前掲書294頁に掲げられている発起人（創立総会）および幹事（創立大会選出）の一覧に示されている面々の名前を見れば、容易に理解できよう。このことを渡辺洋三「よくぞ生き残った民科法律部会」法の科学25号（1996）71頁は、戦前の軍国主義・全体主義に反対し、民主主義・平和・自由を求めるといふ点では一致していたので、「マルクス派も非マルクス派も」、「結構、仲よく付き合って、初期法律部会の土台が築かれたと思う」とのべている。

早八十二(1899~1989・刑法・社会政策)、杉之原舜一(1897~1992・民法)など、やはり戦前のプロ科に属していた人びとが中核となって形成されていった。その運営については、平野が民科全体を指導し、法律部会は山之内と熊倉が組織していたという⁹¹⁾。ただしこれらの者以外には既述のように、当初は必ずしもマルクス主義に親近性をもたない、横田喜三郎(1896~1993・国際法)や宮沢俊義(1899~1876・憲法)など、プロ科以外の者も多く参加していた。ただし横田は早くも、1947(昭和22)年には民科を離れ、そのほかの者も1948、9(昭和23、4)年ごろから、アメリカの対日本政策の転換にともなう時期に、「クモの子をちらすように」退会していったという⁹²⁾。最盛期(第5回大会〔1950(昭和25)年4月22、23両日〕当時)には、朝鮮戦争勃発——同年6月25日、北朝鮮軍が38度線を越えて、韓国に侵攻——直前の時期であったが、会員1万人(ただし専門会員1772名、普通会員8243名)を超え、支部数114(前年67、ただし6か月間連絡のないもの12、連絡不十分のもの12をのぞけば90)を数えていた⁹³⁾。しかし以降「民科活動は冬の時代に突入する」⁹⁴⁾。1951(昭和26)年第6回大会(5月26、27両日)以降、民科の活動には、強く政治的色彩が現われていった。翌52(昭和27)、石母田正^{いしもたしろう}(1912~1986・歴史学)が「国民的科学的創造」を提唱し、それが第7回全国大会(同年5月31、6月1両日)において民科の正式な方針として採用され、路線も「国民的科学的創造と普及」

91) 潮見ほか・前掲座談会録27頁(潮見)。

92) 野村ほか・前掲書171、174-175頁。民科が科学者の団体であることを標榜していたけれども、その指導的な役割をはたした幹事のなかには、日本共産党の党員である者も多かったことから、設立当初から国政選挙などに際して、選挙候補者として立候補する者や、その当選を目指して選挙活動や応援する者も多かったようだ(柘植・前掲書88頁、120頁)。ただし当初は、共産党が民科の運営そのものに干渉しようとすることはなかったようである(同前書121-123頁)。しかしアメリカの対日政策が、世界的に急速に高まっていく東西対立を背景に大きく右旋回していくのを背景にして、政治法律部会における「非マルクス派」の人びとは民科から離脱していったのではなかろうか。

93) 柘植・前掲書163頁

94) 清水誠「民科法律部会の軌跡」法の科学25号(1996)7頁。

を目的としたものに変化していった。一方政治と学問の結合をめざした運動という考え方に対しては、これから離反する者も多くいた。それは、民科の活動方針が科学運動そのものの必然的な発展から出てきたものではなく、政治方針に従属して外から押しつけられたものであったからであった⁹⁵⁾。3年にわたる「国

95) 広重・前掲書158-162頁。なお、この点について清水・同前稿8頁は、「私の感じとしては、当時民科会員にはられた『レッド・マーク』という外部的攻撃の要素も大きいであろうが、内部的にも共通理念の薄弱さ、権威的な押しつけというような要素があったのではないかと思われる」というにとどまり、また渡辺・前掲稿72頁は「その主な理由は（詳しいことは分らないが）、政治運動と科学運動との区別が当時はっきりしていなかったことだと思う」とのべるだけである。おそらく自らの当たりにしたであろうにもかかわらず、民科崩壊の経緯について、いずれも要領の得ない物言いに終始している。

当時、日本共産党が1950（昭和25）年1月のコミンフォルム批判——米軍主体の連合軍を解放軍と規定し、占領下でも平和革命は実現可能との方針が誤っていると批判された——に対し、これに反発した主流（所感）派と、批判を容認した反主流（国際）派とに分裂していた。朝鮮戦争の帰趨もいまだ明らかではない情勢のもと、前者は翌51（昭和26）年の五全協（第5回全国協議会）で「軍事方針」と呼ばれる武装闘争路線を採択し、「中核自衛隊」による警察派出所襲撃や火炎瓶闘争、中国革命にならった「山村工作隊」などが組織された。1952（昭和27）年破防法（破壊活動防止法）が制定され、同年の総選挙では、同党候補者全員が落選した。このような緊迫した社会情勢を背景に、石母田が提唱したのは、「国民的科学」の創造というものであった。広重・前掲書156-157頁によれば、それはつぎのようなものであった。

「サンフランシスコ条約によって、日本の対米従属・植民地化はいっそう深まったという現状分析から、日本民族のアメリカ帝国主義からの解放こそ最重要の課題である……。この民族解放のたたかいに大衆をたたせるには、大衆の民族の意識をもたせる必要があるが、大衆は歴史を通じてのみ民族を自覚するとして、そのように大衆を自覚させるのに役にたつような歴史学を創造しなければならない……。さらにこの主張を科学一般にひろげて、“国民科学”をつぎのように規定した。すなわち、“われわれは、『国民的科学』という言葉をもって、今のべたような民族解放と民主革命の偉大な事業に奉仕し、その事業の一部であるような学問をいみしているのであります”」。

こうして当時、若い研究者や学生にとって「バイブル的権威」として受け入れら

民的科学」「国民のための科学」の無理は、すでに1954（昭和29）年の終り頃には目立つようになっていたという。そしてついに1956（昭和26）6月23、24両日に開催された第11回全国大会では、前年7月末の日本共産党六全協（第6回全国協議会）における自己批判——中国革命に範を求めた「農村から都市を包囲する」との武装闘争方針を放棄した——の混乱のなか、民科の改組問題をめぐって紛糾し、臨時大会まで延期されながらも、結局開催されず、本部事務局は1952（昭和27）年夏まで存続したけれども、それも実質的に解体するにいたった⁹⁶⁾。

法律部会は同年10月20日、立命館大学（京都）で開催された総会で、新たな規約を採択し、再出発した⁹⁷⁾。そして野村は、1958年選出以来4期6年のあいだ初代理事長を務めた末川博（1892～1977・民法）のあとを継いで、1966（昭和41）年から1979（昭和54）年1月に死去するまでの13年間、第二代理事長の地位にあった⁹⁸⁾。

戦前、アメリカおよびヨーロッパに4年近くにわたって滞在していた野村が、フランスやとくにドイツで、当地の社会運動に積極的に関与していたことや、戦後晩年にいたるまで、労働法学以外に、多くのさまざまな社会的活動に関与し、またその責任ある地位にも就いた⁹⁹⁾ ことに想いをめぐらしたとき、野村にとっ

れたのが石母田の『歴史と民族の発見』正・続編（東京大学出版会・1952〔平凡社ライブラリー・2003〕、53）であった（広重・同前書156頁）。

96) 広重・同前書・174-176頁。なおこのような理解に対して、柘植・前掲書265頁は「科学者の統一戦線体として組織の運営と、客観情勢の変化そのものが民科の存続の意義を失わしめていった」と批判しているが、これでは、なんら説得的な反論といえるものではないように思われる。

97) 清水・前掲稿13頁。規約2条は、「本会は、すべての分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進して民主主義法学の発展をはかることを目的とする」と謳っている。それは民科解体の事情を考慮したうえでのものであろう。そして今日「民主主義科学者協会」を名乗るのは、法律部会のみとなっている。

98) 同前稿14頁。

99) このことは、野村追悼特集号である法律時報51巻4号（1979）46頁に掲載されている「野村平爾先生 年譜」を見ることにより容易に知ることができる。それによ

での「戦後」が民主主義科学者協会（法律部会）に参加し、その組織的な運営活動にも積極的にかかわることから始まったことは象徴的なことであるように思われる¹⁰⁰。ただし野村の場合、その準備段階ないし設立当初から民科に関与したのではなかった。野村が民科との関係をもつようになったのは、設立から約8か月後の1946（昭和21）年9月、同じく早稲田大学出身である熊倉武に誘われて、民科の労働基準法に関する研究会に参加したことにはじまる¹⁰¹。野村は同年11月には、労働基準法制定に対し、民科として同法「改正意見書」を取りまとめるのに関与し、その翌年（1947〔昭和22〕年）の同法制定直後には「労働基準法制定と将来の問題」なる論稿を発表（労働評論2巻5号〔1947〕）している¹⁰²。敗戦後、大学に復帰した野村は民法のほか、労働法を担当することになった。しかし同年、野村は結核（肺浸潤）のために講義を休講——当時、末弘厳太郎が所長と理事長を兼ねていた政治経済研究所に勤務していた磯田進

れば、早稲田大学内における役職や同大教員組合および生協理事長に加えて、民科法律部会の理事長を亡くなるまで務めたほか、日本法社会学会、日本労働法学会、国際法律科連絡協会（国法協）、日本民主法律家協会（日民協）、日本学会議、生活問題研究所、明るい革新都政をつくる会等の理事や代表理事、（代表）幹事に就いている。また野村よね〔編〕前掲書142-144頁には、「野村平爾追悼文献目録」に掲載されている各界からの追悼文の多さから、野村の幅広い社会活動をしのぶことができる。この点については、野村ほか・前掲書222-247頁および潮見ほか・前掲「座談会」31-32頁でも、話題となっている。

100) 潮見ほか・前掲「座談会」22頁（潮見・長谷川発言）は、野村の戦後の実践活動の「原点」がナチスの政権獲得前夜のバリとベルリンでの政治活動の経験があったのではないかと述べている。

101) 野村は同人の民科加入の推薦人となったのは、熊倉と、もう一人は、浜口金一郎（初期の衆議院労働委員会専門委員でのちに国士舘大学法学部で労働法を講じた）であったと述べている（野村ほか・前掲書155頁）。民科設立時（1946〔昭和21〕年1月）と加入した同年9月までの期間は、実父が郷里の千葉県鴨川で病床に臥していたことから、見舞い・看護のために片道4時間をかけて頻繁に東京とのあいだを往復していたという（野村ほか・前掲書170頁）。

102) 同前書156頁。

(1915～2002)が代講した——とし、半年ないし一年近く療養生活を送らざるをえなかった¹⁰³⁾。すなわち敗戦後の数年間は戦時中と同様に、野村には学問業績というべきものは、ほとんどなかった。

野村が戦後の労働法学構築へと向かって長軀を開始するのは、1948(昭和23)年秋以降であった¹⁰⁴⁾。野村は、当時すでに40代半ばを過ぎた年齢であった(46歳)。戦前・戦時期には、野村の業績としては既述のように、民法の債権総論・各論に関するガリ版刷りの概説書(教科書)とイギリス法およびナチス・ドイツの労働法に関する論文2本しかなかった。敗戦後には、やはり小さな論稿が二つ——前掲「労働基準法制定と将来の問題」および「労働法上の公務員」法律時報20巻11号(1948)——があるのみであった。それは長きに渡った兵役や敗戦直後の時期の病気療養のためとはいえ、同世代の労働法学徒とくらべて、はるかに出遅れた本格的な学問人生の始まりであったといえよう。

103) 同前書158頁および野村「労働運動と労働法《私の覚え書から・2》」法学セミナー158号(1969)64頁。

104) 野村は、発足間もない民主主義科学者協会が刊行した同〔編〕『科学年鑑』第2集1947.5→1948.4(日本科学社・1948)第一部「概説」中*「労働法」を担当し、当該年度の労働法に関する業績を紹介している。その際冒頭(139頁)で、野村は前年度担当の木部達二による、つぎのような結びの言葉を引用している。

『今後の労働法学が単なる解釈法学に墮することがないことを期待し度い。それは被支配階級解放の武器としての労働法学の発展であるし同時にまた法と経済と、一般的には下部構造と上部構造に対する規定の仕方及びその反作用の具体的な科学的な分析にむかつての、科学としての法律学樹立への要望なのである』。

そしてそのあと、野村は、つぎのように続けている。

「遺憾乍らその期待せられた方向には、殆んど見るべき足跡をしるしていない……故木部の残された要望はまたそのまま引続いて一九四八年度への要望とすることが出来る」。

このような発言は、当時の野村が抱いていた労働法学への思い(学問観)や期待がいみじくも表現されていたと考えることができよう。

2 末弘「労働法学の遺産」の相続——野村自らの労働法学方法論の提示

本稿の冒頭に記したように、末弘巖太郎は奇しくも1年前に大腸ガンの手術を受けたのと同じ日の1951(昭和26)年9月14日に亡くなった。その1半月後の11月、末弘が創始した法律雑誌である法律時報(日本評論社)23巻11号は、全ページを末弘追悼にあてて刊行された。そのなかで、野村は「労働法学の遺産」との表題のもとに、末弘における労働法学の方法について、検討している¹⁰⁵⁾。それがどのようなものであったか、紹介しよう。なぜならば、野村は末弘の労働法学を語りながらも、そこではまた自身の労働法学の方法について論じているからである¹⁰⁶⁾。

野村は同稿の冒頭まず、末弘の遺著となった『日本労働組合運動史』(同刊行会・1950)をあげて、「歴史と法律という関係は、日本の伝統的な『法律家』という概念を媒介として考えた場合、どちらかといえば異例な結び付きのようである」(26頁)との感想をのべている。しかし野村は続けて、労働運動の歴史が既存の法体系とその維持をはかる権力との闘いであるとともに、労働法が労働組合運動を通じて形成・発展してきたことから、両者は「切り離しがたい関係」にあると(同前所)とのべている。これはのちに見るように、野村労働法学の通奏低音というべき基本的考えである。ついで野村は、末弘の戦後の代表的な著作である『労働法のはなし』(一洋社・1947)や、後身への遺言ともいうべき、前年秋に設立されたばかりの日本労働法学会の学会誌である「労働法」創刊号に掲載された「労働法の解釈と伝統」(1951)のみならず、戦前わ

105) なお同稿が『野村著作集』第一巻資本主義と労働法(労働旬報社・1978)287頁以下に収録されるに際し、「(末弘博士と日本の法学)」という副題が新たにふされた。

106) 中山和久・竹下英男・同前書「解説」325頁および本多淳亮「野村先生の学風と労働法論」28頁。本稿を発表してから5年後、末弘の戦前・戦後に刊行された著書・論文からの発言を引用しながら、その考え方について解説した野村研究室「末弘博士の労働法理論——戦後労働法理論のスタート・ライン」法律時報28巻9号(1956)70-80を発表している。「野村研究室」とは、野村平爾のほか、その弟子である島田信義・村上昭夫・中山和久・榎井常喜の4名からなるものであった。

が国で労働法学が生誕したことを世に示した『労働法の研究』(改造社・1926)や、労働法学の概要を10回にわたって論じた戦前の連載稿「労働法講話」の第一話「労働法の本体」経済往来10巻1号(1935)を引用して、つぎのように紹介した(27頁)。

「資本主義社会の発展とこれに伴う労働運動の発達に対する歴史的理解を通じて労働法の基礎理論を導き出されることと、わが国における特殊な条件の下におけるものとして、わが労働関係上の諸問題を歴史的に把握することから具体的な立法や解釈を考えられることは、〔末弘〕博士が当初から唱導され、実践されてきたところであった」。

ここでは、資本主義社会の発展とそれにとまなう労働運動との関係を考察することを通じて、普遍的な原理を導き出す一方、わが国の特殊事情——イギリスなどとくらべて、遅れて始まった後進資本主義ということか、それとも講座派的な「半封建的」性格との意味をも含むのか——を「反映させた」法理の構築の必要性が強調されている。そして野村は「歴史的研究ということが博士の労働法理論の一方の礎石であるとするれば、それと不可分に関連する事実の正確な把握ということは、もう一つの礎石部分だといっていいであろう」(同前頁)とする。すなわち野村は「法規の文言からのみ出発する伝統的な法学の態度」に対し、「眼をまず事実に向けさせることに努め」たとして、末弘が『労働法の研究』に収録し、今日でも引用される「就業規則の法律的研究」稿が月島で開催された集会で聞いた工場での罰金制度の話から説き起こしていたことについて、法律論文の叙述形式として珍しいものであったとする(27-28頁)。このように要約的に示された末弘の法学方法論は、末弘の特徴であるのみならず、のちに言及するように野村にとってのそれでもあった。

では、末弘は労働法学と法社会学との関係を、いかに考えていたのか。野村によれば、それは3点に集約されるとする。第1は、伝統的な法学は、労働問題という新たな法現象を把握することができず、「法社会的な考え方が、労働法の領域存在を見出させ、労働法学を可能にした」(28頁)ことである。なぜならば、成文法が妥当するためには、制定時の安定的な社会関係の存続が最低条件である。しかしそれが変動するようならば、既存の成文法規は妥当しえ

ない。第2に、労資の対抗関係のなかで、既存の成文法規と現実の社会規範との関係は「甚だしく流動的な性格をもつ」ことから、妥当な解釈と適切な立法を考えるにあたって、「そのような社会規範を捉え、その流動する実相と諸条件とを明かにすることとが結び付かなければならない」(同前所)¹⁰⁷⁾。第3に、労働法学が裁判規範としてではなく、現実の労使関係における社会規範として機能するとの「労働法学の特種な実用性」^(マア)を考慮したとき、「法社会学的考え方」を十分に蓄積していくことが重要である(29頁)と理解する。それは『裁判所に訴えられた時にどう取扱うかを考える解釈法学では間に合わない』のであって、『社会の生ける労働関係についての知識を豊かにした上で法社会学的な考え方を十分に練つておく』ものであるとの末弘のことは(『労働法のはなし』38-39頁)を引用している。このように法の裁判規範としての役割よりも、むしろ行為規範としての側面を重視するのは、野村の立場でもあった。このことは、のちの同人の議論を紹介するなかで、自ずと理解できよう。

そして末弘が伝統的な解釈学的方法に反対したとしても、労働関係に関わる法解釈を無用とするものではなかった。末弘によれば、『立法は法的伝統を基礎として成り立』ち、『法規の前提となつてゐる法的伝統の何たるかを理解すると同時に、それを将来に伝えて発展させる』ために、解釈がなされる。しかし戦後労働法は法的伝統に関係なく制定されているがゆえに、『事実の忠実な観察と精確な分析を基礎として法的処理方法——従つて法規の解釈——を考へ、又自ら新に概念を構成——理論を案出する必要がある』り、第2に比較法学的研究が必要だとされる(30頁)と、野村は理解した。こうして、野村は末弘の法解釈論をつぎのようにまとめている(同前所)。

「豊かに培われた法学的素養を以て、事実の精確な分析の上に概念を構成し理論を展開することが博士の解釈であり、そのための〔法的な〕素養の

107) 関連して、野村は末弘の比較法学について『各国の法制や理論の背景をなしている社会的・経済的・政治的の事情を理解すると同時に、各国の法制が実施された結果を正確に調査研究する』(末弘「労働法の解釈と法的伝統」)必要のある、法社会学的方法の必要性に言及した部分を引用している(29頁)。

涵養を、解釈法学に関する伝統の理解を含めて、若き人に要望せられたのでないか」。

野村は、このように末弘の方法をまとめている。それはまた、野村自身があるべき法解釈の姿でもあったのであろう。野村の研究の特徴は、つぎのように要約されている。すなわち、第一に「事実の把握に基づいて概念や理論を立て、さらにそれらを事実に基づいて検証するという『実証的研究方法』である。もう一つは「歴史的研究方法」である。それは法規定の論理的解釈や概念的理解することよりも、歴史的事実の展開過程を重視し、それを分析的に理解するというものである¹⁰⁸⁾。これは既述のように、末弘の方法を引き継ぐものであった¹⁰⁹⁾。

そこで以下、論文集に収録されたものを中心に取り上げながら、野村労働法学の理論的営為について、検討することにした。

3 「生ける法」の探求としての実態調査と法解釈

上に紹介したように末弘巖太郎の労働法学の解説に仮託して、自らの方法を闡明にした野村は、1940年代末から50年代のアメリカを中心とした連合国による占領下で、すでに具体的な実作をもって、その労働法学のありさまを明かにしていった。

108) 片岡・前掲「批判的体系としての労働法学」249-253頁。

109) ただし中山・前掲「野村平爾」(注・4)148頁は、野村の「在野の精神が〔野村と末弘の〕両者をひきはなした」としている。すなわち野村は末弘とは異なり、労働委員会や法制定のための審議会委員などの公職には生涯を通じて一切就かなかつた。また1950年代「討論労働法」誌では、研究者のみならず、労使双方が参加し、報告者が時どきの労働法の課題について「報告」したあとに討論がなされ、その発言録が雑誌に掲載されるという方式をとり、同誌が取り上げた課題と記録は、その後の労働法学の発展に寄与した。野村は同誌の発行団体である「労働法懇談会」には日本労働法学会の理事に就いていたことから「名前だけ出」していても、「一度も懇談会には出席」することがなかった。「その理由は、どうも懇談会が資本側の線につながっている」と、野村が考えたからではないかと説明されていた(前掲「座談会／野村平爾先生を偲んで」30頁〔島田〕)。

(1) 資本主義社会の歴史的発展と労働組合運動の展開

野村は、一方で資本主義社会における労働組合運動について、歴史的に把握することを重視する。他方、野村は労働法が適用される対象である日本の労使関係の特殊性を認識することの大切さを強調している。前者の側面を示しているのは、末弘巖太郎の還暦を祝して刊行された『団結権の研究』（日本評論社・1950）に寄稿した「アメリカにおける団結権の歴史」（のちに『野村著作集』第2巻団結権と組合活動〔労働旬報社・1978〕11-35頁に収録）であった。同稿は、戒能通孝「イギリスにおける団結権」および長谷川正安「フランスにおける団結権」と並んで『団結権の研究』中、I「団結権の歴史的研究」の一環をなすものとして執筆されたものであった¹¹⁰⁾。同稿は「法的意識としての団結権の問題には、社会的事実としての労働組合の誕生乃至存在が先行する。だから団結権の歴史は労働組合の闘いの歴史と不可分であり、それとともに歩んでいく」という書き出しから始まっている¹¹¹⁾。これは、野村にとって団結権理解の基礎であり、同様の言い回しは同稿以外でも、繰り返し表明されている。ただし、その副題が示すように同稿が扱っているのはアメリカの「初期における団結と共謀罪の適用」にとどまっていた。しかし、たとえそうであっても、同稿は国家権力の弾圧や資本の妨害との闘いを通じて形成された労働組合の歴史を考察することにより、団結権のもつ法的意義を明らかにしようとしたものであった¹¹²⁾。

110) 同書の構成はI「団結権の歴史的研究」3篇／II「労働争議」10篇／III「団体規約と労働協約」7篇の、三部構成全20篇の論文からなるもので、これらに先だって「序章——本書の構成」という「見取図」がおかれ、その概要の説明されている。

111) このことはすでに、初井常喜『野村著作集』第2巻「解説」301頁が指摘している。

112) 同稿は、野村が戦前の留学時、ニューヨークに滞在していたところに蒐集した文献・資料を中心に執筆されたものであった（野村ほか・前掲書47-48頁〔野村〕および中村ほか・前掲「座談会」242頁〔同前〕）。その後、野村はアメリカの団結史を論じることがなくなっていったが、それは当時、蓼沼謙一（1923-2011）が同じ主題を扱った論稿を前後して発表したことから、「若い精力のある人がやればいいと思って、あの仕事はあれっさり」としたとのべている（野村ほか・前掲書47-48頁〔野村〕）。しかし野村は後掲『日本労働法の形成過程と理論』に収録された後掲「ストライキ

(2) 労働実態調査の実施とその成果

つぎに労組法が改正された1949(昭和24)年からサンフランシスコ平和条約による主権回復(1952[昭和27]年)の時期、東西間の冷戦構造が進化するなか、野村は改正労組法や経営協議会、そして労働協約に関する実態調査に従事し、その有り様を分析・検討した論稿を多く発表していった。それは野村にとって、戦後日本の現実の労使関係のなかに「生ける法」を探索する試みであったのであろう。

(ア) 1949(昭和24)年の労働組合法の改正労働組合の自主性

野村がまず、取り上げたのは、旧労組法の制定・施行からわずか3年ほどしか経過していないにもかかわらず、「労働組合の自主性」確立を謳ってなされた法改正がはたして実際には何をもちたのかということの検証であった¹¹³⁾。それは「労働組合の自主性について——労働組合法改正意見の一批判」早稲田法学24巻3・4冊(1949)313-334頁(のちに、前掲『野村著作集』第2巻71-92頁収録)であった(引用は、後者による。以下同じ)。1947年、ヨーロッパにおけるマーシャル・プランが開始するとともに、NATO北大西洋条約機構が創設された。一方、中国大陸では、毛沢東率いる共産党軍が国民党軍に対して優位に内戦を進めるなか、「日本の民主化の方向を社会主義化の方向

の規模とその合法性」(早稲田法学27巻4号[1952])において、アメリカ判例法理の展開を論じていた。なお野村が言及する蓼沼の論稿は、同じく「罷業権の生成過程——アメリカ資本主義の生成過程と労働争議法理の展開過程」という表題のもので、一方は蓼沼が私法学会での研究報告中の「序論」「結論」部分を掲載した私法5号(1951)・のちに同著作集Ⅷ巻(信山社・2008)3-20頁収録と、もう1つは、同報告「本論」部分を載せた一橋大学法学会〔編〕『現代法学の諸問題』(勁草書房・1952)・のちに同著作集Ⅲ巻(信山社・2005)3-42頁収録のことであると思われる。

113) 〔旧〕労働組合法の現行法への改正過程については、遠藤幸嗣『日本占領と労資関係政策の成立』(東京大学出版会・1989)285頁以下、第6章「労働組合法の改訂」および竹内(奥野)寿「第2次世界大戦後における労働組合法立法史：総則、労働組合、団体交渉および労働協約にかかわる事項に焦点をあてて」島田陽一・菊池馨実・竹内〔編〕『戦後労働立法史』(旬報社・2018)547頁以下を参照。

に強く傾斜させようとしていた」労働運動を抑制しようとしたとき、GHQはアメリカ的労働運動の理論と法理の導入を企てていた。それが労働組合の「自主性」「民主性」確保という指導理念に基づく労組法改正の動きであった¹¹⁴⁾。

野村がこれに「事実」をもって対抗しようとしたのは、つぎのような問題であった。まず(1)野村は旧労組法2条但書1号「使用者又ハ其ノ利益代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ」および2号「主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ」について法的保護の対象から除外しようとしたことが、「労働組合の側からではなく、却つて使用者団体の側から、しかもその自主性の名前において改正の提案がなされるに至つた」(72-73頁)ことに問題の本質があると指摘している¹¹⁵⁾。ついで(2)野村は経費援助について、当時それは「使用者側が労働組合運動を助長する目的で意識的かつ主導的はじめたものだというよりは、寧ろ敗戦による打撃と国際的民主的勢力の圧力のもとに、使用者が経営主導の自信を喪失した過程から、急激にもり上がった組合運動に譲歩してこれを承認させられたというのが実相に近いのではないか」(78頁)と論じていた。また(3)使用者の利益代表者の範囲を拡大することについては、「労働者が組合に加入することは労働者の基本的権利なのであつて、肆意的に法律を以て左右すべきものではない。問題〔は〕個人の組合加入が組合の御用化を来すことを防ぐ趣旨なのであるから、その人が本質的に労働者側にあるのか使用者の

114) 片岡昇『現代労働法の理論』(日本評論社・1967)102以下、とくに115-118頁および沼田稲次郎ほか〔編〕『労働法事典』(労働旬報社・1979)151-153頁(横井芳弘ほか執筆担当)。片岡・同前書110-111頁は、敗戦後、短期日のあいだに公務員を含む労働者に対し承認されていた労働基本権がマッカーサー書簡(1948〔昭和28〕年7月)以降に制限されていったことに対する「防衛」論としての課題には、第1にマ書簡が公務員を国民「全体の奉仕者」として否定した「労働者」性を日本労働法学が自ら再確認しなければならなかったこと、第2に、マ書簡の示唆に基づき新設された公共企業体(国鉄・専売)職員に対する争議権禁止の根拠とされた「公共の福祉」論への批判の二つがあったとする。そして労働組合の「自主性」「民主性」確保を理由とする労組法改正への批判として提起されたのが、第3の課題であった。

野村は、これら三つの課題のいずれについても発言をしていた(同前書110-118頁)。

115) 初井常喜『野村著作集』第2巻「解説」305頁。

立場にあるのかによつて事を定めるため『使用者の利益代表』の考え方を採用した〔旧〕労働組合法の態度は、たとえその範囲に明確さを缺くとしても基本的には全く正当であつた(88-89頁)とした。このような反論をするに際し、野村はとくに経費援助の実態を示すために、早大労働法研究会¹¹⁶⁾ 調査資料と東大学生労働問題研究調査報告(「戦後労働組合の動向」経済評論3巻1号〔1948〕)を引用している(75-79頁、81頁)。

そして野村が同前稿で「試みた実態調査結果の分析に依拠した『改正』案批判の正当性を、『改正』法実施後の実態調査結果の分析をもって論証するという、いわば第一論文〔同前稿のこと〕のアフター・ケアの論文といってもよい」¹¹⁷⁾ のが、「資料／改正労働組合法施行の実態」早稲田法学26巻2・3冊(1951)

116) 同研究会設立の経緯として、野村は1946(昭和21)年末か、47(昭和22)年はじめ、のちに労働旬報社社長となった木檜哲夫(こぐね)が言い出し、同年数人の学生が参加し、「女子労働者の実態」調査をし、「中央労働委員会に付属していた出版社」から刊行された(ただし、現物は未確認)とのべている(野村ほか・前掲書192頁〔野村〕)。なぜ女子労働者の実態調査か(同前所〔島田])と問われたのに対し、野村は当時、日本の労使関係のなかでもっとも問題であったのが「青年と女子労働者の地位と労働条件であったから」だと答えている。島田信義(1925~2013)によれば、当時、野村は学生に対し、戦前ドイツにおける労働の従属性をめぐる議論を紹介し、労働関係を法的に債権関係と身分関係との矛盾の統一と捉える津曲蔵之丞『労働法原理』(改造社・1932)を読むような「スコラの勉強」よりも、むしろ日本の労使関係の実態を追究し、「生きた労働法理論」を把握することが必要であるとの指導をしていたという(野村ほか・前掲書191頁〔島田〕)。実態調査とは、まさに労使関係のなかで生じる法現象の実態を知ることであったといえよう。なお野村は「労研会誌」創刊号(1964・6)に「巻頭のことば」を寄せている(野村ヨネ〔編〕前掲書98-99頁収録)。同研究会(法学部公認サークル)のホーム・ページwww.geocities.jp/waseda_rouken/は2011(平成23)年4月以降、更新されておらず、同Twitter・twitter.com/2014roken?lang=ja-(2016・4・4)によれば、同年度末をもって活動を休止するとしていた。

117) 初井・前掲『野村著作集』第2巻「解説」307頁。なお同前所は、これら二つの論稿には「事実をもって語らしめるという『野村労働法学』の方法的特性」が現われているとしている。

221-247頁(のちに『野村著作集』第2巻112-135頁収録)である¹¹⁸⁾。同稿は労働組合法改正から約1年が経過した1950(昭和25)年7月、早大労研の学生ら20名¹¹⁹⁾とともに実施した、京浜間における約80の労働組合に対する調査を基にしている。野村は、「立法化によつて作り出された事実における自主性と法規における形式的『自主性』との背離ということは、然らばこの立法のその後の実施過程でどのように解決されてきているのであろうか、そして真実に労働組合の生命であるところの自主性はどうか」という問題関心から分析を行なっている(114頁)¹²⁰⁾。同稿では、具体的には、専従役員の給与/就業時間中の組合活動と給与の関係/争議中の賃金支払/使用者の施設・物品の利用の4項目を扱っている。調査結果を分析して、結論として野村はつぎのようにのべている。すなわち戦後、企業別に組織された組合が亢進するインフレにともなう諸要求をし、使用者から組合活動に関する様ざまな便宜や利益を獲得してきた。改正(現行)労組法2条但書1号および2号が同法5条1項と結び付くことにより、「形式的自主性を以て全く真実の組合の自主性を圧迫さえもする結果を生み出した。使用者に対抗して闘う組合が却って御用組合だという背理さえも生み出したのである。……真実の姿における自主性については……何ら憂うべき徴候も存在しないからなのである。これに反して、一層重大なことは、いわゆる法内組合となつて、労働政策上の要求をそのまま形式的に表現している場合に却つて憂うべきものが存在している。……従来公然として協約上において処置されてきた事柄が、法規の要求とこれに反した場合における保護の停止という手段によつて、口頭の約束によるやみ専従の問題に転化し

118) 前掲『野村著作集』第2巻112頁では「労働組合の自主性特に労組法第二条第二号関係について」という副題が付されている。また同巻には、同稿後段(早大労働法研究会による、二「組合規約と労働協約関係資料——第二條関係を除く」早稲田法学26巻2・3号238-247頁は、収録されていない。

119) そのなかには、中山和久と佐藤〔当時は、村上姓〕昭夫の名前が記されている。

120) 初井・前掲『野村著作集』第2巻「解説」306頁。これに関連する野村の論稿として、ほかに「労働組合は法律上どう取扱われるか」全法協〔編〕『新労働法の問題点とその対策』(近代評論社・1949)のちに『野村著作集』第2巻101-111頁がある。

たり、他の名義を以てする金銭授受に移つたりすることとなり、自主性の形式と実質との分離を齎^{もた}らしながら、真実の自主性を育てるには殆んど何らのなすところもなかつた」(133頁)¹²¹⁾。これが労働組合の自主性を確保するためになされた労働組合法改正が現実^に何をもたらしたかについて、野村の到達した結論であった。

(イ) 法学理論篇『経営協議会』(1950)における経営参加の分析

野村が敗戦直後の日本労使関係に関する「実態」調査の対象として、つぎにとりあげたのは、労働者の経営参加問題であった。それは、法律学体系第二部——同第一部が「コンメンタル篇」であることに対応していた——法学理論篇¹²²⁾として、A5版の冊子形式のもとに刊行された『経営協議会』(法学理論

121) これら実態調査の対象となった労組法改正と労働組合の自主性問題に関連して、野村が法解釈について発言しているのが、同『野村著作集』第2巻93-100頁に収録されている「労働組合法の改正と組合法に依らざる組合」法律のひろば2巻7号(1949)、のちに全法協〔全国労働組合法規対策協議会〕〔編〕『新労働法の問題点とその対策』(近代評論社・1949)に収録(ただし未確認)および「自主的組合の育成と立法政策」季刊労働法1号(1951)である。また改正=現行労働法2条および5条2項に規定される資格要件に該当しない「法外組合」については、遠藤幸嗣「『アウトサイダー組合』構想」(上)(下)日本労働協会雑誌260号、261号(1980)参照。

122) 世界的冷戦構造が顕在化し、すぐのちに朝鮮戦争が勃発し、それを契機とするレッド・ページがなされた1950(昭和25)年前後の時期、このようなシリーズの刊行を企画したのは、戒能通孝(1908~1975)であった。同人は文科に参加した研究者がレッド・ページにより「クビになって食えなくなった」りするような状況が出現することを予知し、「若い者たちへのめんどうみも含め」て、このような双書の創刊を構想したのだという(野村ほか・前掲書178頁〔潮見〕)。なおレッド・ページは朝鮮戦争勃発超後の1950(昭和25)年7月18日付けの吉田茂首相宛マッカーサー書簡による報道機関からの共産主義者排除命令による新聞・通信・放送部門における「共産主義者およびその同調者」のページから始まった。ただし同指令に便乗した政府・経営者により、対象範囲は全産業分野におよび、同年末までには民間企業537社・1万0972人、政府機関1196人が排除された。それは労働組合運動にとっては、産別会議系の組合活動家が排除されることにより、運動を弱体化させた(沼田ほか〔編〕前

篇112、日本評論社・1950)であった(のちに野村著作集第3巻『団体交渉と協約闘争』〔労働旬報社・1978〕165-206頁に収録)。戦後労働運動は、資本の生産サボタージュと亢進するインフレに対抗して、生産復興と経営民主化(生産管理・業務管理)を実現するために経営協議会による「経営参加」を実現していった。しかし1949(昭和24)の改正労組法により、当時、経営協議会設置・存続の根拠であった労働協約上の基礎が失われ、経営協議会は労資の共同決定から業務・生産に関する諮問機関となるのか揺れ動いていた¹²³⁾。同書の目次構成は、以下の通りである。

第一 経営協議会の実態例

一 考察の対象について／二 経営協議会の実態例

第二 経営協議会の型

一 経営協議会の型とその型を決定する諸条件／二 歴史的な経営協議会の型との対比

第三 経営協議会の設置と存続

第四 附議事項と権限

一 附議事項の実態／二 権限／三 附議事項の範囲に関する諸問題

これはおそらく、先の「労働組合の自主性」調査と同じく、またはそれに近接した時期になされたものであると思われる¹²⁴⁾。野村は検討対象となるべき「経営協議会」について厳密な概念規定をすることなく、「労資対等の立場で経営事項について協議する制度」であるというにとどめ、名称の如何にかかわらず、労資が協議するものは含まれるべきとして広く捉えている(166頁)。同書の「第一」で「実態例」を紹介したあと、野村は「第二」の冒頭、当時の経営協議会と呼ばれたものには、「二つの型」があると指摘する。すなわち、一

掲書154-155頁)。

123) 鳥田信義・前掲『野村著作集』第2巻「解説」284-285頁。

124) 『野村著作集』第2巻166-167頁によれば、同書は1949(昭和24)年7月、早大労研の学生による京浜地区の機械器具製作会社の労使関係を対象としたもので、そのうちの「五十余工場」の経営協議会に関する調査結果を「代表的事例」として考察したものであった。

方は「団体交渉の常設的代行機関或いは常設的な紛争処理機関」の性格をもつものである。これに対し、他方は「労働者の生存権を擁護するため積極的に使用者の経営内容に発言していくための機関」すなわち「一面経営参加機関、他面団体交渉の補充機関」との役割をはたすことにより「全体として組合運動の一環を担う地位」を有するものである(182-183頁)。野村は、このような相違が「組合運動の指導方針」に関係するとしている(183頁)。すなわち総同盟系労働組合が経営協議会の役割を重視する一方、産別会議系の組合は「労働者の日常的な利益を確保するための経営手段だ」と位置付けていた(183-185頁)。しかし野村は経営協議会に対する「考え方の流れ」は、「個別経営毎の組合と資本の力関係」により、つぎのような「経営協議会の目的」として整理することができるとしている(186頁)。

- 〔(1) 経営民主化、経営に対する組合員の総意の反映。
- (2) 経営の刷新合理化、企業の正当能率的運営。
- (3) 会社の事業発展、企業の発展、会社存立基礎の強化。
- (4) 組合員の生活の安定向上、福祉の向上、利益の助長。
- (5) 紛争の防止。
- (6) 生活の向上。
- (7) 日本産業に寄与、産業興隆に寄与〕。

野村によれば、普通多く見られるのは(1)をもって(3)(4)を結果せしめんとするもの、(3)(4)を併記するものであり、ほかに(6)をもって(7)を結果させ(1)(2)を実現しようとするもの、(2)(3)を併記するもの、(1)(4)をもって(3)を結果せしめようとするものなどがある。そして産別系組合は(1)を中心とし、総同盟系の場合は(3)(4)を併記する場合が多いとした(186-187頁)。このようにのべながらも、野村は経営協議会が労働協約に基づき設置され、労資が協議会に関して必ずしも一致した見解をもつものではないとすれば、経営協議会の「型」を決定するのは「資本に対する労働の団結の差」によるものであると続けている(187頁)。すなわち「資本に対する団結力の差」により、「団体交渉の常設的代行機関」としての性格をもつものであったものが、「組合の日常活動・組合員の意識等」から、「団

体交渉の日常的機関としての任務」すら放棄し、経営協議会としての役割を有名無実化したり、「組合幹部が組合員から遊離することによつて……懇談会に転落解消」させていったことなどを指摘している(187-188頁)。

ついで野村は第二の二で第一次世界大戦後のドイツの経営協議会やイギリスの工場委員会における「歴史的」な「型」との比較を行なっている。またわが国では、経営協議会は法令ではなく、労働協約により設置されたが、協約失効後も事実上存続する例が多いと指摘している。第三で野村は、その背景として、それが「一種の常設的な団体交渉の代行機関」として、使用者にも便宜であり、必ずしも協約との「密接なつながり」を考える必要がなかったからではないかと推測している(195-196頁)。

そして第四では、一「附議事項と権限」で、まず経営協議会が何を扱うのか、附議事項の範囲についてのべている。それは経営協議会の性格により、自ずと「団体交渉代行型」「共同管理型」「闘争型」というふうに分類できるが、圧倒的に多いのは……賃金・給与に関する事項である(196-200頁)。ついで二「権限」に着目したとき、現実の経営協議会は、協議機関が協議事項に関する決議機関のいずれかといえ、前者の方が多いとした。そして三「附議事項の範囲に関する諸問題」は、労働者が関与しえない使用者側の専権事項があるとの理解に基づく「経営権」議論について、「経営権と労働権との対比関係を検討する場合にも結局は財産権殊に所有権と労働権の関係として考えて大体において誤りが無い」(204-205頁)としている¹²⁵⁾。

125) 野村は4年後、「日本の経営参加と労働組合」季刊労働法12号(のちに、『野村著作集』第3巻207-220頁に収録)で経営参加問題を取りあげている。同稿は、朝鮮戦争後のデフレ政策のもと、三鉱連(全国三井炭鉱労働組合連合会)の「経営方針変革闘争」に刺激された賃上げ闘争が推進された時期であった。それは野村にとっては、労働協約上規定された制度や手続を通して、経営参加に関する条項を勝ちとろうとする過程のなかで現われた問題であり、いわば協約闘争の問題であったという(島田・前掲同巻「解説」287頁)。

(ウ) 法学理論篇『労働協約』(1954)における労働協約の検討

前著『経営協議会』における分析をふまえ、野村にとって、敗戦直後からの昭和20年代の労働協約中の諸規定を手掛かりにして、労使関係実態調査を総括的に検討したのが『労働協約——規範としての実態』法学理論篇109b(日本評論社・1954)——のちに『野村著作集』第3巻団体交渉と協約闘争(労働旬報社・1978)57-111頁に収録——であった¹²⁶⁾。同書はこれまでと同じく、早稲

126) 労働協約、とくにその実施状況に対する関心は、一人野村だけではなかった。たとえば関西では敗戦直後の1946(昭和21)年末、後藤清が『労働協約の理論と実際』(朝日新聞社・141頁〔本文48頁〕)を公刊している。同書では、第二部「労働協約の実際例」(50-141頁)として、1946(昭和21)年8月末までに届出られた大阪府および兵庫県内で締結された、A 金属部門11例、B 機械器具部門13例、C 化学部門5例、D 繊維部門4例、E 交通部門2例の併せて35例の企業内協約について、論評している(24-48頁)。その項目は、1「概説」、2「労働条件の規準」、3「クロズド・ショップ」、4「人事問題」、5「^(マ)従業規則と賃金規制」、6「組合役員と組合事務」、7「経営協議会」、8「平和義務」、9「争議行為の予防と争議の解決」、10「政治的活動の自由」、最後に11「その他」という構成となっている。その批評は後藤自らいうように、「紙数の制限のため総括的に批評を加へる」ものであった。たとえそうであっても、敗戦直後の関西地域における労働組合が使用者との団体交渉を通じて実現した労働協約がいかなる内容を含むものであったのかを知ることができ、重要な歴史的価値がある。また吾妻光俊『労働協約』(経営評論社・1949)第二篇「わが国労働協約の発展」135頁以下は、戦後同年までを4期に区分して、それぞれの時期の代表的な労働協約を取り上げて、その特徴を論じている。

第1期 労働組合法施行=1946(昭和21)年3月1日前後

「覚書」としての労働協約

第2期 労働組合法施行から1947(昭和22)年二・一ゼネスト禁止まで
日本型労働協約の形成

第3期 二・一ゼネスト禁止から1948(昭和23)年上半年期まで
アメリカ型労働協約の出現

第4期 1948(昭和23)年下半年期から1948(昭和24)年上半年期まで
アメリカ型労働協約の進出

なお同書「序」3頁は「第二篇の資料の蒐集、整理については、蓼沼謙一君の労

田大学労働法研究会に集った学生らとともに実施された実態調査に基礎をおくものであった。それら実態調査の報告とは、「労働協約に関する実態調査資料」早稲田法学29巻2・3冊(1954)333-363頁と「労働協約に関する実態調査資料——協約に対する組合員の関心度」人文科学研究13号(1954)25-112頁であった¹²⁷⁾。いずれも、法的な関心にに基づきなされたものであっても、内容それ自体は社会学的な業績であった。『労働協約』は、これら2つの実態調査報告に基づき、分析を行なったものである。同書の冒頭の短い「序」のなかで、野村は「協約規定の作成過程に関連する問題、いわば協約の立法問題」を扱うとのべている。それが何を意味するかは、後述する。野村『著作集』第3巻の「解説」を担当した島田信義は、同書を「事実にもとづき理論を構築するという実証的野村労働法学の特色を端的にしめたもの」だとしている¹²⁸⁾。その目次構成は、つぎのようなものであった。

- 一 協約規定とその遵守状況
- 二 協約規定と履行状態の背離は何処から生ずるか
- 三 組合員の協約に対する関心度
 - I 組合幹部からみた組合員の協約に対する関心度
 - II 組合員の協約に対する関心度の実態

に俟つところが大きであった」と記されていることから、同篇は吾妻ではなく、蓼沼が執筆したものかもしれない。

127) 前者(早稲田法学掲載稿)は、1953(昭和28)年8月現在で、鉄鋼労連加盟30組合と私鉄総連加盟10組合併せて40組合を対象とした「資料の一／協約作成過程に関する調査」と、早大労研が同年7月京浜地区の31組合について実施した「資料の二／協約の履行状況等に関する調査報告」からなる(資料一は中山和久、資料二は村上昭夫が整理執筆を担当し、野村が加筆し〔同前稿334頁〕、なったものであった)。そして後者(人文科学研究掲載稿)は、同じく1953(昭和28)年10月7日から19日の13日間、鉄鋼労連傘下の3つの組合の組合員を対象に、調査票を配布・回収し、やはり村上昭夫および中山和久との共著であり、一般組合員が自分たちの加盟する組合が使用者とのあいだで締結した労働協約について、いかなる関心をもっているか(または、もっていないか)を明らかにしようとしたものであった。

128) 島田・前掲『野村著作集』第3巻「解説」280頁。

- Ⅲ 協約に対する関心度の高低とその理由
- Ⅳ 協約の作成過程について
 - Ⅰ 協約作成と団体行動との関連についての考え方
 - Ⅱ 組合は協約案を如何に準備するか
 - Ⅲ 協約締結手続と組合員の関心
- Ⅴ 協約作成と組合運動
 - Ⅰ 協約に対する考え方と個別協定の集積
 - Ⅱ 協約作成過程における組合活動

野村は先に発表した組合専従と就業時間中の組合活動に関する調査結果の「分析を行った昭和二五年〔発表の「労働組合の自主性」稿〕からすでに満三年の日が経過している」けれども、協約が遵守されていない「事情はその後になつても変化がないようであるし、……〔当時危惧した政府による〕組合の自主性培養政策却つて自主性伸張の阻碍要因となりうるとした懸念も、不幸にして実証されている」（9頁）とする。つぎにそのような協約規定とその遵守状況との「背離の関係」は、上記労働政策の過誤とともに、労働側の協約締結の考え方と、これに対応する協約獲得・その維持の運動の問題があると指摘している（27頁）。こうして野村は「組合員の規範意識の測定とその労働組合との関係」（同前所）を検討している。具体的には三で鉄鋼連盟および私鉄総連加盟組合の役員および組合員に関する調査結果を引用し、関心度の低さの理由として、三つのことをあげている。第1に協約中に労働条件を詳細に規定している場合には、関心が高く、欠く場合は、低くなる。賃金や退職金のように、組合員の関心をひく条項が別協定に定められているとき、組合員の協約への関心を低める要因となっている。第2に、協約に関する教宣活動が十分になされればなされるほど、関心度は高くなる。第3に、たとえ教宣活動が行なわれても、協約はだれもが理解できるような規定でなければならない。この点、労働省〔当時〕が中心となってなされた「アメリカ型協約の模倣が行われる限り、協約は組合員一人一人の規範意識に支えられたものではなく、その作成過程も一つの事務的作文過程に落ち込んでしまう」。このような指摘を行なっている（28-47頁）。結局、「協約に対する組合員の関心度の高低は、かなりの程

度協約の作成過程によつて影響せられるものと考えられた」(48頁)。

では、労働協約の「作成過程」には、いかなる問題があったのであろうか。野村がこのような課題を設定する背後には、同人のつぎのような労働協約に関する理解、協約観があった。すなわち、野村によれば、「労働協約とは、労働者団体と使用者又は使用者団体との間における個々の労働契約の基準となる事項についての協定だといわれる」(48頁)。しかし労働組合の「集団的な交渉力は実行使を背景にもつことによつて生れる力であるから、協約もこのような労働者の「団結により担保された」団体交渉の結果としてできるもの」である(同前所)。ところが歴史が教えるところによれば、労働組合が広汎に組織されるにつれ、使用者は団体交渉を拒み、労働協約を排斥するのではなく、協約を通じて労資関係を自らに有利に安定化させようとの「労資協調主義の考え方」のもと、「労資が互に協議をして平和的に協定をつくり、出来るだけ争議を避けることがのぞましいということが強調されてくる」(49頁)。戦後の労働攻勢が1947(昭和22)年の2・1スト中止命令以降、挫折するなか導入されていった「アメリカ型労働協約の交渉方式と考え方」(同前所)のもとでは、「出来上がった協約が組合員の規範意識に一致しないという事態の生じたことは当然の結果」であった(51頁)とする¹²⁹⁾。それは①協約の「組合案の作り方」②「組合案の決定方法」③組合案の下部への徹底方法という三段階を通じた「組合は協約案を如何に準備するか」においても組合員の密着度が高いとはいえず、また「協約締結手続と組合員の関心」も低いものとならざるをえなかったことを、実態調査から導いている。結局「ギブ・アンド・テイクの原則〔協約の双務性〕に基く平和的な協約交渉という考えが、自然、組合をして、協約をかちとろう

129) 島田・『野村著作集』第2巻「解説」275頁は、労働省が協約締結を促進させようとした際、労働協約の「双務性」と「平和協定性」を強調した——昭和25・5・13 労発157号「労働協約の締結促進について」別紙二「労働協約締結上の問題点」——のは、当時「戦後わが国の協約減少を法学的に分析対象とした唯一の業績」であった吾妻光俊『労働協約』(昭和24・9刊)でもなされていたことであり、理論的にも、実践的にも無視できぬものであったとしている。ただし吾妻の著書について、何故そのように理解するかのかについての説明はない。

とする労働者の意欲を組織化することを等閑に付させることとな」らざるをえない(65頁)。野村にいわせれば、「このような考え方を承認する限り有利な協約をかちとろうということはまず絶望的だ」(同前所)ということになる¹³⁰⁾。野村にとって、労働協約論は団体交渉から始まるのではなく、職場闘争から始まるものでなければならない¹³¹⁾。それは労働者が運動を通じて獲得したものである。そうであるがゆえに、労働者全体の権利意識にささえられるべきものだとの発想があったのであろう¹³²⁾。それは、労働協約を立法闘争の側面において捉えようとするものであった。中山和久はこのことを、野村が「労働協約論に異常なまでの深い関心をもっていた」¹³³⁾と表現していた。その背後には、このような野村独自の発想があったのであろう¹³⁴⁾。

- 130) 野村はここに紹介した『労働協約』を公刊したすぐあと、同書の中心課題について、*「組合員の協約に対する関心度について」という主題に集約して、日本労働法学会第8回大会(1954〔昭和29〕年5月4日・於：中央大学)にて口頭発表し、その要旨が学会誌である労働法5号(1954)135-140頁に掲載されている。
- 131) 中山・前掲「戦後民主主義と野村法学」2・107-108頁は、野村の晩年期に『野村著作集』の第4巻として「団体交渉と協約闘争」を編集するに際し、団体交渉から労働協約へと順次論稿を配列すると素案が示されたとき、野村は「それでは教科書的だ」として否定したというエピソードを紹介している。なぜ野村がそのような対応したのか、それは、本文で紹介したような、野村固有の労働協約観によるものであったからではないかと思われる。
- 132) 野村の労働協約観については、有泉亨・野村〔編〕講座労働問題と労働法4『労働協約と就業規則』(弘文堂・1957)第1章「労働協約の歴史と機能」一「総括」(野村)2-9頁(のちに「労働協約の歴史、機能、法律的性質」と改題されて前掲『野村著作集』第3巻39-56頁に収録)において、のべられている。ただし、そのような労働協約が歴史的に見れば「労働者の個々の労働契約ではかちとれない労働条件の基準を、集団のちからでかちとった結果としてのとりきめ」(同前稿40頁)と捉える発想は、「労旬パンフ」といわれる、全法協主催の講演会(1950〔昭和25〕年6月)の講演録(『労働協約の問題点—労働省通牒批判』(同年8月)・同前『著作集』第3巻112-126頁収録)で、すでに示されていた(島田・同前書「解説」275-276頁)。
- 133) 中山・前掲「戦後民主主義と野村法学」2・107頁。
- 134) 前掲「組合員の協約に対する関心度」137頁で、野村は「協約を単なる平和協定

四 「戦後労働法学」の先導者としての疾走——『日本労働法の形成過程と理論』

1980年代から90年代前半にかけて、その「見直し」を提唱した柁井常喜(1931～2019)によれば、プロ・レーバー労働法学ないしかぎカッコつきの戦後労働法学といわれるのは、「(1)労働者階級の側にたち、それと連帯し、(2)労働者そしてそれを組織する労働組合の権利擁護の立場から、(3)労働現象を分析し、労働法理を構築するなどを通じ、(4)労働者・労働組合の権利闘争ひいては民主主義擁護運動に主体的にかかわりをもってきた労働法学」をさすとしている¹³⁵⁾。このように「戦後労働法学」を概念規定した——もちろん、これには異論はあろう——とき、柁井の師であった野村平爾は、積極的かつ意識的に労働者・労働組合の権利闘争を擁護した「戦後労働法学」に関する、主要な先導者の一人であった。そのような主張が最初にまとまった形で明瞭に示されたのは、1957(昭和32)年9月に刊行された論文集『日本労働法の形成過程と理論』(岩波書店)であった。同書の目次構成は、つぎの通りである。

とする伝来的な考え方をすてて『かちとる協約』という考え方に転換させることが必要である」とし、その具体的な例として、北陸鉄道におけるそれをあげていた。詳しくは、佐藤進「北陸鉄道労働協約闘争史——北陸鉄道における労働協約の生成と組織(とくに職場闘争組織)の発展との関連を中心として」労働法律旬報284・5号(1957)3-5頁を参照。

135) これは、柁井「プロレイバー的労働法学に問われているもの」片岡昇教授還暦記念『労働法学の理論と課題』(有斐閣・1988)75頁が引用する自らの論稿「戦後労働法学の軌跡と課題」法の科学5号(1977)52頁において、なされた概念規定である。なおこれに対し、毛塚勝利「論点③日本の労使関係の評価と法理形成」中山和久ほか「座談会/戦後労働法学の五〇年を問う」〔第三部報告〕労働法律旬報1355号(1995)7頁は、「プロトタイプのプロレイバー労働法学」として、沼田稲次郎のそれを念頭において、(1)労働法学の重要な任務を法イデオロギー批判におき、(2)法解釈学よりはむしろ権利闘争に重点をおき、そして(3)「労働法の歴史的論理的把握を前提に、労働法体系ないし法解釈においては生存権と団結権の規範的優位性を主張する」ということに「特徴」が見出せるとしている。

序論「労働基本権序説」社会科学討究3号(1956)

第一部 争議権の保障

第一章「ストライキの規模とその合法性」早稲田法学27巻4冊(1952)

第二章「争議目的とストライキの合法性——特に政治ストに関連して」
同前28巻(1952)

第三章「ピケティングの正当性とその限界」同前31巻3・4冊(1956)

第四章「争議権の保障と緊急調整並に争議行為予告制度」←「緊急調整
と争議予告の制度——改正労調法の問題点」季刊労働法6号(1952)

第二部 団結権・団体行動権保障の諸問題

第五章「団体交渉権保障をめぐる諸問題」←「団体交渉権保障と労組法
6条」早稲田法学第7巻(1957)

第六章「ユニオン・ショップ条項と団結権の保障」法律時報27巻9号
(1955)

第七章「団結権及び団体行動権の主体としての公務員と公共企業体職
員」←「労働法上における公務員」同前20巻11号(1948)および「公
共企業体労働関係と公共の福祉」同前21巻9号(1949)

補論「日本労働法の形成と解体」大河内一男ほか『日本資本主義発達講座：
戦後日本の政治と経済』第7巻・労働者と農民(岩波書店・1954)

同書に収録された原型論文の発表時期を見ると、野村が戦後数年経過したのち、病も癒えて労働法学について本格的に取り組み始めてから10年ほどのあいだ、とくに50年代半ばころ、社会的にも法的にも議論の対象となった集团的労使関係系にかかわる課題に応えんとしたものであることがわかる。その多くは、早大法学部の紀要に掲載した論稿群により構成されている。同書は、晩年に刊行され、本稿でものちにとりあげる『労働基本権の展開』(岩波書店・1975)とともに、野村の代表的な著書であった¹³⁶⁾。野村はまた、本書をもって法学博士の学位をえている¹³⁷⁾。ここでは、まず野村の労働法方法論が端的に示さ

136) 日本労働研究雑誌454号(1998)は2年前の432号(1996)での「古典を読む」(海外編)に続いて「古典を読む(日本)」という特集を組み、労働法に関わる8冊のうち1冊として本書を取り上げた(17-19頁〔執筆担当は、角田邦重〕)。

れている「序説」と「補論」について紹介し、つぎに本論中第一部の第二、第三両章の政治ストとピケティング法理を扱ったものと、第二部では、野村の戦後最初期に発表された公務員・公共部門労働者の労働基本権に関する論稿を基にした第七章を取り上げることにしたい。

1 野村労働法学の方法論の具体化

本書において本格的に示された野村の労働法学の方法とは、しばしば指摘されているように、歴史と社会的な事実を重視した法解釈の提示ということに要約することができよう。このことは、冒頭の「序論」と「補論」をあわせて読んでみることにより、明らかになるろう。

(1) 憲法規範の重視——序論「労働基本権序説」

野村は1956(昭和31)年、のちに『日本労働法の形成過程と理論』の「序論」として収録される「労働基本権序説」と題する論稿を、社会科学討究(早稲田

137) 野村は刊行の翌月(10月29日)、本書をもって早稲田大学に学位論文としての審査を申請し、半年後の翌1958(昭和33)年4月、これを取得した(「野村平爾氏学位請求論文審査報告」早稲田法学34巻第1・2冊[1958]235-242頁参照)。中山・竹下・前掲『野村著作集』第1巻「解説」326頁が指摘するように、審査員は外岡茂十郎(1898~1986・民法)、江家義男および沼田稲次郎(1914~1997)の3名からなるものであった。ただし、そのような人的構成から判断して、同前「審査報告」は、沼田の手によるものであろう。また沼田には、「書評／労働法学の方法論的反省のために——野村平爾著『日本労働法の形成過程と理論』を読んで」思想404号(1958)102-112頁という本書に関する長文の書評がある。またこれら以外に、後藤清「書評／野村平爾著『日本労働法の形成過程と理論』」法律時報29巻12号(1957)92-94頁が同書刊行後の間もない時期に、取り上げている。なお野村ほか・前掲書207頁(野村)は、ほかに松岡三郎および吾妻光俊によるそれがあったとする。野村はとくに後者について、立法論、解釈論、あるいは史論あり、しかも個別テーマについて折々書かれたものであるが、一つの筋の通ったものであり、考え方は違っても、労働法学に寄与するものとの批評を吾妻からえたとして喜んでいた(ただし、いずれの書評もいかなるものに掲載されたものなのか、掲載誌・紙等を見出すことができなかつた)。

大学) 3号(1956)に発表した(引用は、『形成過程と理論』による)。同稿は同じ年に刊行され、今日「旧労働法講座」といわれる日本労働法学会〔編〕『労働法講座』第1巻・総論(有斐閣・1956)に収録され、のちに『労働基本権の展開』(前掲)に収録された「資本主義と労働法」と並んで、野村の憲法規範の重視の姿勢を明らかにしたものであった。同稿は、つぎのように構成されている。

- 一 労働基本権と憲法の規定
- 二 生存権・労働権の内容と性格
- 三 生存権と労働権の保障
- 四 団結権と団体行動権の性格
- 五 団結権と団体行動権の保障

冒頭、野村は、「労働法は、理念的には、労働基本権の展開の法体系でなければならないと、わたしは考えている」(3頁)と宣している。「労働基本権」とは、誰かに雇われ、その指揮命令のもと、労務を提供し、その対価として得た報酬により生活を営む人びとがもつべき基本的人権たる、生存権、労働権、団結権および団体行動権(団体交渉権を含む)をいう(5頁)。それゆえに野村は、つぎのように続けている。

「何故か。労働者の『生きること』『働くこと』『団結すること』の三つの要求は、資本制生産の下における労働者の基本的要求であり、労働者の集団的運動を媒介として、基本的意識として大衆化し、資本の支配体制の危機において実定法上の権利として結実するからである。特に日本の場合においては、最高規範としての憲法において、労働基本権の保障を規定しているという意味で、法形式的にもそうでなければならない」。

すなわち労働者にとっての「生きること」「働くこと」「団結すること」とは、日本国憲法第25条、第27条および第28条の規範命題を簡明に表わしたものである。野村は同稿二で「このような労働基本権は、それでは憲法の規定によつて初めて生れたものだろうか」(5頁)と問うている。野村は答えて、いう。「そうではない。これらの権利は資本主義的労働関係における労働者の要求に根ざして生まれてきたものである」(5-6頁)と。野村によれば、「過去幾多の試

練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」との憲法97条は「単なる言葉のあや」ではなく、現実の「歴史の裏付け」のあるものだという。その具体例として、1831年フランス・リヨンの絹織物職工の賃上げデモ、同じくフランス1848年の二月革命に際し労働者らが臨時革命政府に対し行なった要求、また8時間労働の要求は1866年アメリカ・ボルチモアの労働会議から始まったという故事をあげている。

野村が重視するのは、いうまでもなく団結権と団体行動権である。この点について、野村は同稿（以下、略）**四（一）**で、団結権と結社の自由の違いとして、つぎのように説明する。普通の市民がつくる団体には、その加入も、脱退も自由である。これに対し団結権は「労働者の生活を保障していく手段なのであつて、すべての人間らしい自由を、労働者が享有するための土台をつくることである」。そこでは、「団結することに中心がおかれるべきものであり、そこから脱退する方に中心があるのではない」（20頁）。ついで同（二）で、野村は「生存権や労働権に対する関係では、団結も団体行動権も一つの手段的権利だ」とする（21頁）。しかし、手段的権利だからといって、これを立法上制限することも差し支えないとはいえないと釘をさす。野村は一方で、公務員に対する争議権制限をあげて、争議権の裏付けのない団結権保障は「組合運動の歴史的事実と論理的に合わない」という（22頁）。団結権が法的に承認されていない段階では、労働者らは、公然と組合を結成するのではなく、要求を取りまとめて交渉をする。使用者側に受け入れられなければ、労働を^{ほうき}拋棄する。それが普通の組合活動であった。団結すること、それは団体行動であったのである（23頁）。そして同（三）で、野村は、生存権や労働権がそれ自身、その内容を実現し得ないのに対し、団結権・団体行動権は「自らの発意と努力により、その権利をまもり、育てていきうる性格をもつものだ」とする。それは「闘うことそれ自体が権利の実体であるような権利だといつていいし、また闘うことによつて育つてきたという歴史をもつ権利だ」（26頁）。野村は「団結権の発展の歴史」として、つぎのように紹介している。すなわち、まず労働者が団結し、団体行動を起こすや、国家のきびしい禁圧政策に直面した。イギリスの1799年団結禁止法、フランス1791年ル・シャブリエ法、ドイツの1845年プロシア営業

法、アメリカの1806年以降の共謀罪適用、そして日本における治安警察法(1900〔明治33〕年)などである。しかし労働者の運動を絶滅させることはできなかった。それはイギリスの1824年、最初の労働組合法が制定されたという事実を想起すれば、自ずとあきらかであろう。つぎに、団結の合法性が承認されたとしても、団体行動の幅を狭くするように試みられた。それゆえに「絶えずその合法性を維持し、発展させるために、国家の刑罰権と闘つていかなければならなかった」(27頁)。第3に、労働組合を弾圧するよりも、一定の法的な枠組みのなかで合法性を認める方が労働力の培養政策として「恸口なやり方」だとされるようになると、組合の設立・運営・解散などについて制限・干渉するようになってくる(28-29頁)。第4として、団結や団体行動が刑罰の対象となくなってくると、使用者側は「手を拱いて警察力に任せて〔いる〕だけ〔で〕はおけない」ことから、自ら損害賠償請求(イギリスのタフ・ヴェイル事件)やインジャンクションinjunction(アメリカ)などが行なわれた。そして第5に、労働者は使用者の団結権侵害、たとえば組合を結成し、加入しようとする者を解雇し、組合に加盟しないことを雇入れの条件とする(黄犬契約yellow dog contract)などの差別待遇や、さらには会社組合company unionを結成させ、ひそかに財政的援助をすることにも対抗しなければならなかった(30頁)。このように「団結権の歴史は、組合運動の歴史的側面であつた。だから団結権や団体行動権は、この組合運動の歴史の中から、何がその真の保障であるかを汲みとらなければならない」と野村はのべている(31頁)。

こうして野村は**五**で、次のようにのべている。わが国は、戦後、日本国憲法および労働組合法等により、団結権と団体行動権に関する制度保障が実現している。しかし「このような態度は必ずしも固定的な、不変のものと考えてはいけない」(34頁)と、注意を喚起している。野村が念頭におくのは、既述のように自らが現地で目の当たりにしたワイマール体制からナチス体制への転換の経験であり、わが国戦後二・一ゼネスト(1947〔昭和22〕年)以降の、ひとえに労働基本権を制限・抑制しようとしたアメリカ占領軍と日本政府の「政策的努力」¹³⁸⁾であった。これに対し労働側ができるのは、「何においても団結の組織自体を強化すること、さまざまな労働者の敵の側からの働きかけに動かない

だけの組織をつくりあげていくこと」、そうすることにより、労働協約による自主的規範を闘いとしていき、立法の獲得も容易となるはずである。「団結権や団体行動権の真の保障は、だから、団結を強化し、闘つていくということにある」し、「国家権力が、この団結を自ら強化する路を妨げないことが、制度的保障の中心点だ」と結んでいる(36頁)。

このような野村の労働基本権把握は、同人の生涯にわたる一貫した理解であることは、これからの本稿の記述のなかでも言及することになろう¹³⁹⁾。1970年代以降に顕在化する労働者個人に着目した議論から21世紀の今日までの労働法学の展開を念頭においたとき、あまりに素朴な理解とも解されよう。しかし反面、そうであるがゆえに、ことの本質を的確に捉えたものとも考えることもできるかもしれない。

(2) 敗戦後占領期の労働法制の展開の把握——補論「日本労働法の形成と解体」

つぎに野村は先に紹介した『労働協約』(法学理論篇)を発表した同じ年(1954〔昭和29〕年)に、「日本労働法の形成と解体」という論稿を公刊している。これは『日本資本主義発達講座：戦後日本の政治と経済』第7巻・労働者と農民(岩波書店・1954)¹⁴⁰⁾において、そのいわば前編である大河内一男・大友福

138) これは言うまでもなく、つぎに紹介する、野村自身が執筆した「日本労働法の形成と解体」稿でのべられていることを意識しているものであろう。

139) たとえば、沼田稲次郎・野村平爾・青木宗也・横井芳弘〔共編〕別冊法学セミナー・基本法コンメンタール『労働法Ⅰ〔団体法〕』(日本評論社・1971)に収録されている「労働法総論第二部／労働法と労働基本権」21-24頁で、野村は、ここでのべていることと同旨のことを再論している。

140) 「『日本資本主義講座』の検討」経済研究(一橋大学経済研究所)6巻4号(1955)Ⅰ総論(野々村一男)339-340頁は本シリーズを、戦前の「講座派」「労農派」の対立を生んだ『日本資本主義発達史講座』全7巻(岩波書店・1932-1933)の「正統の後継者」としながらも、戦前のそれとは異なり、広くマルクス主義理論家らの「国民的統一戦線の立場に立つもの」により執筆されたと評している。しかし同書「扉」の裏面に記されている「監修者」および「編集者」一覧を見るかぎり、執筆担当者

夫〔共著〕らによる¹⁴¹⁾「戦後労働運動史」に対応する補論として、同書の巻末に収録されたものであった。同稿は、のちに「日本労働法展開の歴史過程に浮んだ諸問題の理論的側面の検討」を行なった本書、『日本労働法の形成過程と理論』においても、やはり「補論」として収録された。

同稿は、太平洋戦争の敗戦により開始されたアメリカを中心とした連合国による占領から、1952(昭和27)年4月にサン・フランシスコ平和条約が発効して、日本が主権国家として独立を回復するまでの7年間における労働法制と裁判の展開過程を「日本労働法の形成は同時にその崩壊の要因をもっていた」(291頁)との観点から、描くものであった¹⁴²⁾。野村は冒頭、占領下の日本には、「その法的な妥当根拠を占領軍の日本管理権におくのであるから、日本国内法である憲法の規定を超える」管理法令と、「形式的には日本の国会が審議し立法した」が、「殆んど例外なく占領軍の指令や指令に等しい内面的指導をうけて立案化」された日本の国内法(285-286頁)との二重構造のもとにおかれていたことを指摘する¹⁴³⁾。そのうえで野村は、「日本労働法の形成と解体」の同時進行という、

は「講座派」ないしこれに親近的な者たちにより構成されていて、必ずしもいわゆる労働派を含めての「国民的統一戦線」という評言が適切か疑問を感じる。

141) ただし「序章にかえて」(大河内一男)をのぞく「本論」Ⅰ-Ⅶは、多数の者による共同執筆によるものである。

142) 中山和久・竹下英男『野村著作集』第1巻「解説」315-316頁は、同稿が野村の特徴的手法である「歴史分析をもっとも力をこめておこな」ったものであるが、「力をこめずにはおれないような波乱に満ちた」敗戦時から講和期を扱ったがゆえに、「おそらく著者のもっとも愛した作品の一つ」であったとする。また島田・前掲「野村先生の労働法学」(注・4)32頁も、野村の労働法学を①「労働法現象にたいする歴史分析」、②それに基づく労働法法理の構築、そして③そのような労働法理論の現実=労働運動への適用=実践と構成することができるとしたうえで、本稿を①に相当するものと理解している。

143) 敗戦により、日本は連合国の管理下におかれた。GHQ-SCAP連合国最高司令部がポツダム宣言と降伏文書の降伏条項を実施するために、一般命令、指令および覚書などの形式をもって発せられ、日本政府はその実施に必要な法律や命令の制定、その他の措置をとらなければならなかった。その適用対象範囲は、幅広いものであったが、これらについては、敗戦の年の12月に横田喜三郎(1896~1993・国際法)を

形容矛盾ともいうべき観点について、つぎのように説明している（同前所）。

「連合軍の日本占領が行われるや間もなく実施した特高警察の廃止と公職追放及び弾圧諸法令の撤廃は、労働運動の自主的展開の為の条件をつくつたものであつた。しかしこのことはこの占領軍が、現実に帝国主義国家の軍隊によつて構成されているということによつて、丁度この廃絶された機構と同じ役割を果すものとならないことを保障するものではなかつた。また管理法令がその撤廃した弾圧諸法令と同じ機能を果さないという保障もなかつた。だから組合運動の自由な展開を妨げるものを排除するという消極的措置に止まらず、これを促進する積極的措置を問題とするや、そこには当然に占領政策のもつ性格が一つの枠を提供することになる」。

そこで野村は、労働運動の自主的展開を可能とするための「条件」として、立法および行政の面で、いかなるものが求められていたのかとして、つぎのような5点を指摘している（291-294頁）。それはまず、労働者の組合結成を無条件に承認すること。つぎに、組合の自主性を確保するために、団結権侵害に対する責任を明確にすること。第3に、組合の団体行動の自由、とくに争議行為の民刑事免責が確保されること。第4に、経営の内外において、労働組合の積極的な発言と参加がなされる必要があること。そして第5に「組合運動を官憲の支配介入から守らなければならない」ということであつた。これら五つの条件が、野村の理解する、憲法28条による団結権と団体行動権の保障を具体的に示すものであつた（なお、団体交渉権についての具体的な言及は、なされていない。おそらく、それは団結権の具体的な行使たる団体行動権の範疇に含まれているとでも考えていたのであろうか）。野村は、このような判断指標をもつて、「敗戦後における労働法の形成と展開の過程」（294頁）を追跡している。野村によれば、敗戦の年、政府内で労働組合法案の作成が進行しているとき、

中心に結成・運営された日本管理法研究会がその内容を詳細に論じている（横田喜三郎ほか「座談会／管理法令研究の回顧と感想」〔1952年12月19日〕季刊日本管理法令研究35号9頁以下を参照）。野村と対照的な学問態度をとった石井照久（1906～1973）が同研究会に参加しており、労働に関わる管理法令については、同人について言及する機会に改めて論じたいと思う。

労働者らにより急速に結成されていった労働組合が「法三章」「権利宣言型」労働協約を獲得していったが、早くも1946（昭和21）年の「食糧メーデー」以後、『民主的改革』はすでに逆行を開始していた（296頁）と評価していた。それは生産管理闘争に対する政府声明（46〔昭和21〕年2月1日四相声明、6月1日「社会秩序保持声明」）に始まり、裁判所の仮処分命令という形をもって現われていた。また「労組法を中心にして形成され始めた労働法規範に対して、最初の立法的攻撃を加えたのは労調法であった」（300頁）とものべている。つぎに「争議権に加えられた第二の禁圧」は、翌47（昭和22）年2・1ゼネストを禁止したマッカーサー声明であり（301頁）、「第三の立法的禁圧」は、同年7月の官公労働者の争議に対するマッカーサー書簡（48〔昭和23〕年7月22日）と、それに基づく政令201号であった。その後、これを国内法として具体化した公務員法・公労法が制定された。それらは、公共の福祉論、代償措論を基礎とするものであった。野村はこのことを「従来管理法体系の下に依存したところの弾圧法令を、国内法体系の下に体系付けることが出来たということの意味するのであり、労働法崩壊への一つの段階をつくつたものだ」（303-304頁）と位置付けている。これらに加えて、1948（昭和23）年は「戦後日本の労働者階級がその闘いの過程で抱くに至つた労働基本権的規範意識をば、アメリカ流の市民法的考え方に改鑄しようという努力の集中された時期であった」と捉えている（306頁）。その代表的な例が同年12月22日付「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」の労働次官通牒であり、労働組合法の改正の試みであった。翌1949（昭和24）年には、制定からわずか3年足らずで、組合の自主性を形成するとの目的を掲げて労働組合法が改正された。野村にいわせれば、それは「自主性の名による自主性の崩壊であった」（311頁）。そして、それは1950（昭和25）年のレッド・パージにより、完成された。そのようなことは、日本国内法のもとでは合法的に行なうことができないものであった。しかしそれが「占領軍指令」によるものであるがゆえに、裁判所は判断しえないとの対応に終始した¹⁴⁴⁾。これを通じて、公共部門から多くの活動家が排除されていっ

144) レッド・パージについては、明神勲『戦後史の汚点レッド・パージ——GHQの指

た。そしてサン・フランシスコ講和条約が発効し、日本は独立を回復した。しかし「講和は日本占領の形式を変えたが、占領という実質はかえない」というのが、野村の評価であった(315頁)。こうして野村は「違憲的管理法令を抱えこんだ日本労働法の展開方向が、その清算の方向ではなく、いよいよ転落の方向であることは当然のことである」(同前所)と総括している¹⁴⁵⁾。

野村自身も最後にふれているように、同稿では「労働法の転落を〔くい止めようとして、自らの権利を一引用者〕支えている労働者の力の問題」(320頁)にふれていない。それは同前所が注記するように同巻収録の「本論」における労働運動史と併せ読むことが同稿の「補論」という位置づけから、読者には求められていたということなのかもしれない(しかし自らの著書に収録しようとしたとき、正直いって、はたして旧稿のままに掲載するのが適切であったのか、対抗する労働側の対応に言及する必要があったのではなかったかの感想を抱かざるをえない)。

それはともかく、戦後直後、GHQの五大改革指令のもと、労働組合運動が戦後日本の民主化を実現する役割を担わされた。しかしそれは中国大陆での国共内戦の再発と共産党軍の優勢、ヨーロッパにおける冷戦の顕在化のなかで、占領軍の労働政策も急速に右旋回していった。そのようななかでの立法・行政・司法の動向をみれば、当初の解放的な環境から規制強化へと転遷する潮流のなかで、戦後日本労働法は「形成と解体」との同時進行の道程を歩まざるをえな

示という「神話」を検証する』(大月書店・2013)が最新のものであり、同書は従来の研究動向を批判的に検証し、GHQが主導したのではなく、日本政府がその何において実行したものであるとしている。

145) 野村「労働基本権は保障されたか——特に団結権・団体行動権について」ジュリスト131号(1957)のちに前掲『野村著作集』第1巻177頁以下に収録は、本稿と時期を重複しながら、本稿の発想と方法を再度試みて、野村が講和後の法状況を労基法等の欠陥と実施における問題、争議権に対する制限諸立法、労組法改正と団結権および団結権・争議権に対する政府・裁判所の態度の四つの側面について統計資料や年表を示しながら分析している。中山・竹下・前掲『野村著作集』第1巻「解説」320頁は、同前稿について「おそらく著者の愛惜するもう一つの作品と考えられる」としている。

かったとの評価もできるのかもしれない。野村は占領下のわが国労働法の姿を、以上のように描いてみせたのである。

既述のように、同稿は、野村にとって愛着のある作品であるとともに、発表当時、解釈論ではなく、労働法学の現状を法社会学的に分析したものとして注目されたものであった¹⁴⁶⁾。しかし一方で戦後の労働法制が「転落」ないし「崩壊」するなかで、他方では形成されるとはどのようなあり方を想定すればよいのだろうか。いささか語義矛盾する表現に戸惑わざるをえない。いずれにせよ、敗戦による占領のもとで形成され、間もなく変容させられた、わが国戦後労働法の法的枠組みは、主権回復ののち1950年代半ば以降、本格的に展開していくことになる。その姿を野村は、どのように描いていたのであろうか。これを知るために、『日本労働法の形成過程』における本論として、収録された論稿のうち、いくつかをとりあげ、それらの内容を検討することにしよう。

2 争議権行使の正当化と労働基本権の擁護

第一部は、「争議権の保障」に関する四つの論稿を収録している¹⁴⁷⁾。野村が

146) 本稿の意義として、藤田若雄「労働法学再検討の提唱」法律時報26巻5号(1954)のちに同著作集第4巻『年功的労使関係の法構造』(三一書房・1983)271-275頁収録は、「労働法を運動史との関連で研究することは、労働法研究に新しい発展の途を開く」ものだと、賞揚している。また青木宗也ほか・前掲「座談会／野村法学について——その理論と思想」163頁(横井芳弘)は、「いちばん感銘を受けた」、野村の「代表的仕事ではないかと、いまでも思っていますし……法社会学的な領域でのすぐれた業績だ」とのべている。蛇足ながら、このような同人の発言を裏付けるように、本来「早稲田労働法とは肌合いの違う中央大学の横井芳弘」(聞き手:赤澤史朗ほか「大久保史郎教授オーラルヒストリー」立命館法学321・322合併号〔2008〕610頁〔大久保〕)——当時、早稲田大学大学院に出講し、大久保はその授業に参加した——の論稿「労働運動と労働法の展開」岩波講座現代法第10巻『現代法と労働』(岩波書店・1965)95-130頁は、戦前から1960年代半ばまでを扱うものであったが、同稿が野村「形成と解体」稿から大きな影響を受けたものであったと推察できるものであった。

147) これらは後年、『野村著作集』第4巻争議権法理の展開(労働旬報社・1978)に

争議権に関わる論考を發表したのは、主に昭和20年代後半、講和条約発効前後の「国内法整備」の時期であった¹⁴⁸⁾。

(1) ストライキの正当性は、その規模により変わるのか

その巻頭を飾るのは、「ストライキの規模とその合法性——ゼネ・スト禁止問題に関連して」である。マッカーサー声明(1947〔昭和22〕年1月31日)により中止となった2・1ゼネ・スト後、同声明は翌年3月の全通を中心とした官公労働者のストライキに際してのマーカッタ覚書により占領期間その効力を保持する旨宣言された。同稿は1951(昭和26)年7月、翌年のサン・フランシスコ平和条約発効による日本の独立回復後、ポツダム政令325号に代わる「ゼネスト禁止法案」制定構想に触発されて検討したものである¹⁴⁹⁾。野村は同稿の副題に示されているように、これに関連させて、争議行為の正当性理解のあり方について論じている。そこでまず、その目次構成を示そう。

- 一 昭和二六年ゼネ・スト禁止法案とその問題点
- 二 ストライキにおける三つの要素とその正当性
- 三 ストライキの規模とその正当性

「ゼネ・ストの合法性を否定する考え方は、ストライキ一般の合法性を奪う理論に肆意的に拡大される傾向をもっている」(44頁)として、野村は何故に「ストライキが一定の規模に達したならば違法性を帯びるに至るか」(60頁以下)を論じる前に、ストライキに関する自らの理解についてのべている(45頁以下)。その意味では、本稿は『形成過程と理論』第一部の総論に相当しよう。それに

収録された。なお本稿では、引用は『形成過程と理論』による。

148) 佐藤昭夫『野村著作集』第4巻「解説」261頁。

149) 同問題を含め、「終戦後はじめて、日本人自身の手によつて労働関係法令の改正が行われようとしている」(「はしがき」1頁)ことに対する討議の記録として、東京労働法研究会〔編〕『労働法は如何にあるべきか—改正問題の焦点』(労働法律旬報社・1952)がある。発言者は、表紙に名前の記されている吾妻光俊・有泉亨・石井照久・磯田進・川田壽・松岡三郎・峯村光郎・沼田稲次郎の8名のほか、熊倉武・高木右門・野村平爾である。

よれば、ストライキは(1)労働力の提供の拒否であり、(2)それが「一定の要求実現の手段として行われ」、そして(3)労働者の集团的行動として実現されるといふ三つの要素からなる——。このような理解それ自体について、だれも異論はなからう。野村は正常な業務の阻害がストライキのあらかじめ予定した結果であるが、それが広範囲に及べば、「公衆に與える影響も大きくなり、国民経済に対しても影響するところから、ストライキの規模が合法性を考えるについて考慮の対象となつたり、企業の性格が問題となつたりする可能性をうみ出す」(47頁)と指摘する。そのようなストライキの合法性獲得の推移を「特別な立法をもたず、専ら判例の上に理論の展開のあとを辿ることのできる」アメリカ法を例にして、野村は説明している(49-55頁)。

こうして野村は争議権とくにストライキ権の権利としての特性を、次のような4点に集約している(55-58頁)。(1)「争議権は労働者の生存の目的を実現していくための権利だ」。しかしそれは「争議をすることそれ自体に〔目的が〕あるのではなくて、通常団体交渉を裏付け〔て〕交渉力を強化することによつて、〔労働条件の改善など〕団結の目的を実現していくところにある」。(2)「争議権は手段的地位にある権利であるが、もしこれを欠くときは、全く団体としての交渉力を欠いて了う」。「労働争議それ自体を孤立的に観察するならば、それは確かに、一つの大きな社会的損失となるとしても、〔見方を変えて争議権が〕人間としての労働者がその生存をまもるための支柱だとすれば、これはまた奪うべからざる権利でなければならない」。(3)「争議権は直接には団結の目的に仕える」。「この場合には団結の経済的目的を達成するためだけでも、政治をその目的のうちに含まざるをえなくなり、争議もそのような目的実現を余儀なくされる」。なお、政治ストについては、『形成過程と理論』のなかで続く第二章で検討される。(4)「争議権は何人に向つて行使するものであるか」。争議権は国家による争議行為への不干渉(刑事免責)から始まったが、その具体的な内容によっては、労働者が雇用されている直接の使用者以外のものへの影響がおよぶ(同情スト)——。以上がその概略である。ここでは後年の議論のなかで明らかになる「争議行為」「組合活動」の相互関係や区別などは論じられていない。またその手段的権利性から代償措置が講じられれば、争議権を制限・

禁止することも可能とするなどの議論には、いまだ言及されていない¹⁵⁰⁾。

続く三で野村は、このような基礎的考察を踏まえて「ストライキの規模とその正当性」について論じている。具体的に(1)「ストライキ権の行使によって生まれる結果が社会的に大きな損害を生ずる場合、権利の行使として妥当性を認めうるか、従つて立法的の禁止措置を是認できるか」。(2)ゼネストは「巨大な同一資本の経営に対して起る場合もあるが、使用者とその使用する労働者との間の紛争としてのみ起るとは限らない。同情ストのみならず、ゼネストの場合も、「果して直接にその使用者に対して要求を持たないストライキが正当といえるかどうか」が問われる。(3)それはゼネ・ストの目的に関する問題である。すなわちゼネ・ストは「政治的ストライキの場合があ[れば]、単純に経済的目的のみを追求する」場合もある。「ある態様の目的と結合した場合に、ゼネ・ストは違法性を帯びるかどうか」——野村はこのような課題を設定している。その際、野村は、1926年イギリスのゼネ・スト(62-63頁、73-75頁)、1934年アメリカのサン・フランシスコで紛争調停中、使用者側が国際港湾労働者協会International Longshoreman's Associationを交渉相手として承認を拒否

150) 最高裁が全農林警職法事件(最大判昭和48・4・25刑集27巻4号547頁)で示した官公労働者の労働基本権について「手段的権利」であり、代替手段により置き換えられるとの議論に対し、野村の弟子である中山(『ストライキの自由』[岩波書店・1977])や初井(『ストライキの自由:スト禁止違憲論と立法闘争の法理』[労働旬報社・1974]および『スト権』立法闘争論』[同・1979])が争議権を「手段」ではなく、「根源的自由」(初井)とか「労働者の反抗の意思を示す行動」(中山)と主張するにいたった。しかし反面、争議権が手段的権利であるがゆえに、何らかの代償措置が講じられれば、それが制限されることも肯定されると理解する点においては、最高裁とこれを批判する学説とのあいだに相違はないということになろう。しかしながら、この点につき、野村はストライキが労働者にとって「要求の実現によって仕事を継続することを目的」とすることから、労働関係の終了の肯定にも連なりかねない「好まない労働条件で仕事を強制されない自由とか、退職の自由という考え方ではわり切れない問題を含んでいる」(46頁)とのべていた。野村の主張は、後年70年代後半以降の争議権に関する個人主義的把握という議論とくらべて、対照的な理解に立っていたものであるように思われ、興味深い。

したことに端を発するゼネスト(67-69頁)の例¹⁵¹⁾などを紹介しながら論じている。

本稿は、争議行為に関する「論点」がいまだはっきりと顕在化していない頃の議論であるがゆえに反って、野村の争議権理解が端的に示された論稿であったといえよう。

(2)「争議目的とストライキの合法性」——政治ストの法的把握をめぐる 議論

つぎに第二章として収められた「争議目的とストライキの合法性」を取り上げる。

まず「ストライキの合法性において占める目的の地位」で、野村は冒頭「ある目的だけが正当性をもち、他のそれは不正だということは、頭から一定範囲のストライキを違法視することになるのだから、自然沿革的にはストライキを弾圧するための理論としてあらわれてくる」(82頁)とし、19世紀後半以降アメリカにおけるクローズド・ショップ要求のストライキや同情ストの合法性を裁判所の対応を例にあげて説明した、ついで二「政治的目的を有するストライキとその正当性」(89頁以下)で、「政治ストは憲法第二八条の団体行動権の行使となるのかならないのか、なるとすればどのような条件のもとになるのか」(97頁)との課題を設定し、「争議権保障に関する沿革」(〔四〕〔五〕)、「ストライキの目的のもつべき性格」(〔六〕)、「労働者団体の民主政治の下における意思表示方法」(〔六〕)および「政治スト違法論のもつ意味について考慮する」(〔七〕)という4つの観点から、自らの主張を展開している。

野村はまず(四)で争議権が団体交渉権の裏付けとして設けられているとか、政治ストを表現の自由(憲法21条)の発現として捉えることに対し、ワイマール時代のドイツで複数回実行された抗議スト、1926年イギリスのゼネスト、

151) 前者については、たとえば小川喜一「ゼネスト物語……一九二六年のイギリス」月刊労働問題95号(1966)36-43頁)や富岡次郎『ゼネストの研究』(三一書房・1979)を、また後者については、ジェレミー・ブレッチャー/戸塚秀夫・櫻井弘子〔訳〕『ストライキ! アメリカの大衆ラジカリズム』(晶文社・1980)175-182頁を参照。

1934年フランスで、スタヴィスキー事件を契機とした右翼勢力によるクー・デタの試みに抗議して労働組合が実施したストライキ¹⁵²⁾を例にあげて、これらも憲法28条にいう団体行動であり、また憲法が団体行動を規制する規定を設けていないことには「歴史的な理由」があるとする(98-102頁)。また(五)で、違法説が労組法1条1項を援用する(その代表例として、日経連〔日本経営者団体連盟・1948〔昭和23〕年4月発足〕—2002〔平成14〕年5月、経団連〔経済団体連合会〕に統合され、「日本経団連」となる—の立場をあげる)のに対し、野村は改正前の同条旧規定をあげて、敗戦直後の悪性インフレのなか労働者は自らの「経済的地位の向上のためだけでも不断に政治的団体行動を行わざるをえなかつた」とした(103-108頁)¹⁵³⁾。そして(六)では、野村は「通常の経済ストの場合でも、凡そストライキというものには、何ほどこかの労働者

152) 1933年12月、ユダヤ系国際投機業者スタヴィスキー—Alexandre Staviskyの詐欺事件の発覚を契機とする疑獄事件から、翌34年2月6日右翼団体のクー・デタの企てに発展した事態に抗議して、同月9日パリで、12日にはフランス全土で反ファシズムを掲げたゼネ・ストが行なわれ、それが人民戦線形成の契機となった(中木康夫『フランス政治史』中〔未来社・1975〕63頁以下を参照)。

153) 旧労働組合法(1945〔昭和20〕年12月8日国会提出)第1条は、つぎのようなものであった(旧字は現行のそれに変更)。

「本法ハ団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ経済ノ興隆ニ寄与スルコトヲ以テ目的トス」。

「刑法第三十五条ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為ニシタルモノニ付キ適用アルモノトス」。

本法の制定過程については、渡辺章「昭和20年労働組合法案の起草および帝国議会の審議経過概要」2-83頁を参照。なお労務法制審議委員会の答申案(1945〔昭和20〕年11月24日)第1条では、つぎのようなものであった(下線は引用者)。

「本法ハ団結権ノ保障ニヨリ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与ヲ與フルコトヲ目的トス」。

野村は、旧法が労働者の「地位の向上」をはかるために、広く団体行動の正当性を予期し、そのことは答申案(削除された下線部分)に明確に示されているとして、強調していた(104頁)。

一般としてのプロテスト或いは労働者階級としての意思表示に当るものが含まれている」(109頁)と指摘している。最後に、野村は(七)で労働組合の圧力団体としての性格を強調している。すなわち「政府が公然と資本の側に立ち、労働の不利益に立ち向う場合、圧力手段としての政治的抗議ストが、もつとも強く労働の意思を表現する不可避な手段である」(116頁)とする。それが不可避なものであれば、当然団体行動の内容でなければならない。「さもなければ、その保障ということは、全く空虚なものとなってしまう」。そして政治ストが公衆一般に一定の影響を及ぼすことがあったとしても、それは政治ストがゼネスト形態をとる結果であり、争議規模それ自体が必ずしも違法と評価せらるべきものではない。また取られる手段も普通のストライキと何ら変わらないのであれば、「如何なる意味でも違法とすべき理由をみ出すことはできない」と結論付けている(116-117頁)¹⁵⁴⁾。

このような野村の立論をいかに評価すべきなのであろうか。野村の主張には、これまでと同様に労働法の歴史と社会的事実関係に着目した立論を展開している。しかし、とくに政治スト論の場合には、上記のような事実を指摘することによって法的に、その正当性評価を導き出すことはできるのであろうか。長文の書評において本書全体を肯定的な紹介をする沼田は、政治スト違法論が政治的な性格をとまってなされたことに対する反論という「実践的関心の下に書

154) 野村がこのように考える背景には、労働組合への強い期待感があったからであろう。

「労働者の生活の破壊が、アメリカへの従属に根ざして生れているときに、組合が声を大にして独立を叫び平和を叫ぶことの必要なことは言うまでもないところである。戦争の準備段階ですら死の灰をかぶらねばならない事態のもとで、組合が戦争反対を叫ぶことは、また組織労働者だけでなくそれを含んで国民大多數の声を代弁することでさえもするのである。私は組合がいよいよはつきりと政治的意識をもつ団体となることを切望する」。

雑誌「世界」(岩波書店)による「労働者階級に何を期待すべきか」との問い(104号〔1954・8〕)に対し、野村は*「国民の興望をになうもの」177-180頁として、上記のような発言をしていた。

かれている」ためであろうか、民事責任や不当労働行為制度との関係について言及されていないことを指摘していた¹⁵⁵⁾。そして沼田は同前・書評を結ぶにあたって、つぎのような問題提起をしていた(112頁)。

「純粋な政治目的のためになされたストライキは、憲法二八条の保障する団体行動とせられるのか、公民としての集団的表現活動として憲法二一条の保障する」ものか、「その把え方のちがいが、民事免責や〔労組法〕七条一号による保障との関係で別個の位置を占めるとせられるのか」。つぎに「憲法二八条にいう勤労者のうちに農民、漁民、零細企業者などを含めて把えられるのかどうか」、そのような者らの団体も「憲法二八条の団結権の行使と解すべきかどうか」。

では野村は、このような批判をいかに受け止めたのであろうか。結論的にいえば、これについて野村は立場を同じく「戦後労働法学」内部からの批判・論争と受け止められることを本意とせず、自らこれに反論することはなかった¹⁵⁶⁾。思うに、野村が念頭においていた法的責任とは、刑事責任と民事責任(損害賠償)であり、不当労働行為からの保護の有無までも考慮していたかどうかは、不明である。

(3) ピケティングの正当性とその限界

第一部第三章として収録されている「ピケティングの正当性とその限界」稿は、野村の歴史と社会的機能に着目するとの方法がもっとも説得力をもつものとして、成功した例であるように思われる。

(ア) ピケティング論争とその背景

朝鮮戦争(1950年6月25日、北朝鮮軍が38度線を越えて侵攻して、勃発)に

155) 沼田・前掲「書評」110頁。

156) 中山和久「戦後民主主義と野村法学」1法律時報51巻4号(1979)11-12頁。憲法28条に政治ストの正当性の根拠を求める野村説を維持・発展させる議論は、弟子の佐藤昭夫(『政治スト論〔改訂版〕〔一粒社・1975〕)によりなされていた(新谷真人「政治スト論」梶井常喜〔編〕『戦後労働法学説史』〔労働旬報社・1996〕511頁以下)。

ともなう特需による生産拡大は、その休戦(1953年7月27日協定締結)により、その基礎を失い、同年から1954(昭和29)年にかけて、「平和恐慌」状態を迎えるにいたった。政府・金融機関は基幹産業への補強融資を行ない、合理化・設備の近代化=生産性向上と労働強化が推進される一方、企業整備や弱小企業の倒産に基づく人員整理が激増した。これに対し労働運動は(1)職場活動を通じた組合員の自信の確立・組織の強化を図りながら、マーケット・バスケット方式に基づく賃金体系と最低賃金制の獲得をめざした。(2)失業・賃下げ・企業倒産は、アメリカ帝国主義に依存した戦争経済による破綻をMSA協定による再軍備により切り抜けようとするものだとし、これに「平和経済プラン」を対置して、地域の拠点労組を軸に全国的な抵抗を組織するとの方針を打ち出した¹⁵⁷⁾。このように同時期、労働争議が日本各地で頻発した¹⁵⁸⁾。それらの争議のなかで、「日本の労働争議に特有な一つの定型」¹⁵⁹⁾が現われるにいたった。それは、労働側のストライキに対する使用者側のロック・アウトをもって応じ、争議が長期化するなかで——会社あつての従業員であり、労働組合であるとの掛け声のもと——企業内組合の分裂、分裂後多数派となった第二組合の組合員

157) 以上、片岡・前掲『現代労働法の理論』127-129頁。当時の労働運動のより詳しい内容については、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅱ(筑摩書房・1973)149頁以下を参照。

158) 片岡・同前書129-130頁は、1952(昭和27)年から1954(昭和29)年における主なる労働争議として、つぎのような例をあげていた。

52(昭和27)年秋：電産・炭労の長期賃上げストライキ

53(昭和28)年：合化労連を中心とした春季賃上げスト(昭和電工川崎工場、日産化学等)、日産自動車争議、日本鋼管赤羽工場・横浜駐留軍労組などの特需(PD)関係、基地関係労働者のスト、三鈺連人員整理反対スト(「英雄なき113日の闘い」、淀鋼スト等

54(昭和29)年：炭労の搬出炭スト、尼鋼(77日)、日鋼室蘭(193日)等鉄鋼関係の長期スト、近江絹糸に代表される中小企業のスト、証券取引所の争議(東京・大阪・名古屋・京都等)、山梨銀行など13にのぼる銀行スト等

159) 同前書130頁。

らによる強行就労と操業再開の試み、そしてこれを阻止せんとする第一組合員らのピケ隊による実力阻止という経過をたどった。後年、このような争議状況は、「総資本対総労働の対決」と称された三井三池争議(1960〔昭和35〕年)において頂点に達することになる¹⁶⁰⁾。

片岡昇(1924～)は、「争議権の先端に位置するピケット権をめぐる論争は、争議権『防衛』の論争たらざるをえなかった」¹⁶¹⁾と捉えている。それは、つぎのようなことを意味していたとする¹⁶²⁾。

「ピケッティングの態様が……例外なく、スクラムによる実力阻止という強い形態をとったこと、及び争議全体の帰趨がピケッティングによって決せられること、よって、労働者の争議権と使用者の所有権ないし営業権並びに第三〔者であるノン・ストライカー〕労働者の就労権との衝突を極めて尖鋭的なものとし、そのため、問題は単に争議行為の限界という技術論にとどまらないで争議権の具体的な内容ないし争議権の本体についての掘り下げた理論的検討を不可避ならしめた」。

このように野村の「ピケッティングの正当性とその限界」稿もまた、第一、

160) 平井陽一『三池争議—戦後労働運動の分水嶺』(ミネルヴァ書房・2000)は、同争議に関する実証的研究である。また同争議が提起した法的課題について、横井芳弘「三井三池争議」ジュリスト900号『法律事件百選』(1988)118-119頁は、3点にまとめている。すなわち第1が、争議中の組合脱退の自由であり、それは第二組合の自主性を第一組合の団結権との関係で検討することを要請し、それはやがて労働者の自由意思主体性、組合選択の自由の強調などを触発していくが、両者を統合する法理は今日でも十分に形成されていないと指摘している。第2は、争議中の使用者の操業の自由問題である。三池争議を契機に「放任行為説」が主張された。しかし、労働争議の激減を背景に、それが労働者・労働組合の団結権・争議権との関係で法的保護に値する権利行使といえるかどうか、議論それ自体がなされることもなくなっていった。そして第3は、仮処分がそれ自体、労使紛争の一方(使用者)に有利に働くことの問題性である。ただし横井は、争議中の仮処分抑制の法理を、裁判所を納得させる形で構築されたかどうかは疑問であると指摘している。

161) 片岡・前掲書131頁。

162) 同前書132頁。

第二両章収録論文と同じく、当時社会的に問題となった事件を意識しながら、検討されたものであった。それは1954（昭和29）年10月、東京証券取引所のストライキに際し発表された小坂（善太郎）労相（当時）の声明、翌11月6日労働次官通達（発労41号）「労働関係における不法な実力の行使の防止について」¹⁶³ および同日斉藤警察庁長官の極東軍テンプル少将宛通知「駐留軍労働者のストに伴うピケットに対する警察措置について」という相次いで発表された見解に対する批判ないし反論と位置付けることができるものであった。これらは内容的に「その趣旨において全く同じ」であった。野村は小坂声明の要旨を引用している¹⁶⁴。それは、つぎのようなものであった（朝日新聞昭和29・10・27）。

- 「一 争議の一手段としてのピケットはあくまでも平和的説得の範囲に当たるべきこと。
- 一 説得による事業場出入の阻止も、原則としてスト中の組合員に限ること。
- 一 使用者がスキップを雇入れて就労させることは当然の対抗手段であること。
- 一 使用者の指図にもとづき就労している者を暴行や座り込みで妨害することは違法であること」。

野村は、このようなピケッティングに関する「平和的説得論」と、これを法的に補強した「団体の統制力理論」（吾妻光俊）に対し、歴史と事実をもって反論している。ただし野村はその前に二「ピケッティングの現実」として、アメリカ法と日本での社会的事実と機能について論じている。

「ピケッティングは、何故に行われる〔か〕というのと、〔それは〕スト破りからストライキの効果をまもるために行われる。……ストライキのねらった効果に影響がないかぎり、ピケッティングの必要性もなくなってくる」（125頁）。

163) 労働省労政局労働法規課〔編〕『〔全訂〕労働争議における実力行使の限界——ピケについての通達・裁判例を中心として』（日刊労働通信社・1961）13-25頁に掲載されている。

164) 野村・前掲『形成過程と理論』122頁注（2）

わが国の場合、(1) ストライキが企業単位となりがちであるとともに、多くの未組織労働者がいること、(2) 従業員のあいだには、「常備工と臨時工との対立を抱えていること」、そして(3) 「職制系統による分裂の危険を包蔵していること」などの組織上の課題を担っていることから、ピケはストライキの構成部分である(126頁)と指摘している。ピケの対象となる者はだれか。それは「スト破りであれば〔誰でも〕いいのであつて、それがストライキを行つている組合に所属する組合員であろうと、ストライキ中に脱退した旧組合員であろうと、未組織労働者であろうと区別はない」(同前所)。つぎにピケットは通常直接的には、集団としてのスト破り労働者に対抗している。ピケ・ラインに立つ側も、これに対峙する側も「その集団だけを対象として意識する」とともに、互いに「敵として意識している」(127頁)。それでは、「ピケッティングとは如何なる行為をなすことか」(128頁)。それは、使用者側とのつながりで、スト破り行為を行なわんとする者に対抗するものであることから、使用者側の戦術に対応し、スト破りの数や性格や行為の態様に規定されることになると、野村は指摘する。

つぎに野村は三「平和的説得の理論について」で、日本で「平和的説得論」がピケを規制する論拠として主張され、裁判所により適用されていたのに対し、その母国であるイギリスの立法史を紐解き、「主として暴行、脅迫以外の説得すなわち平和的説得は、ピケッティングの正当性を表現する評価基準となってきた……平和的説得論は、威迫や妨害という責任原因として捉えられていたピケッティングをば、そこから引き出し、むしろこれに対立するピケット権の行使として確立する為の理論として生れ、而も逐次その内容を充実してきた」(135頁)。一方アメリカにおいても「それが『原則的違法説』を克服する理論としてあらわれ且つ展開していつた」(同前所)。しかしそれが『言論の自由』の一環として理解されるかぎり、ストライキの現実にはそぐわないものであったことを指摘している。すなわち企業内組合等わが国労働事情のもとで、平和的説得の論理を適用していくと、いかなる強制力をも認めず、むぎむぎスト破りを放置することにならざるを得ない。それゆえに団体行動権保障(憲法28条)の実質的確保という観点から、他の権利や自由との衝突について、四「『団体の

統制力』理論の発生とその検討」(140頁以下)で論じている。そのとき重視するのは、労働次官通達がいうのとは反対に、「日本の場合……普通はどこのレストランでも、使用者側が切崩しによつて一部の労働者を握りいつきにピケットラインに殺到してくるのだから、『情理を盡す』暇などがあるわけがない」(146頁)という現実である。この場合、従来の社団法理から説かれる「団体的統制力」は「せいぜい説得のために一時的に停止を要求する行動以上には与えられない」(148頁)。つぎに組合員のスト破りと組合員以外のスト破りを峻別することの現実の無意味さである。吾妻光俊のような、スト破りを、同一職場の第二組合員や未組織労働者と区別することは無意味であると、野村はいう。こうして五「団結権とピケッティングの正当性」(153頁以下)で、自らの理解を展開する。まずピケッティングの正当性は「労働組合という階級的な労働者の団結体を持つところの、労働者に対する強制力として、是認されるものだ」(153頁)。つぎに「ピケットラインに殺到する『スト破り』労働者は、普通は、自らの生活上の利益をまもることを第一義とするよりは、ストライキそのものに対抗することそれ自体を目的としている」(156頁)¹⁶⁵⁾。「類型的に争議労働者とスト破り労働者の対立を、ピケット権と就労権の主張の対立として捉え切つてしまつてはならない」(158頁)。第3に、国家権力は争議に対して中立でなければならないという観点から、問題を考える必要がある(157頁)。このように野村は、論じていた。¹⁶⁶⁾

165) このような野村の主張は、日鋼室蘭争議と日本カーボン富山工場争議におけるピケッティングの実情を調査した島田信義の二つの「ピケット権と就労権」という論稿(前者の副題は「日鋼室蘭争議におけるピケッティングの実態」法律時報28巻9号[1957]、および後者のそれは「日本カーボン富山工場における臨時工の実態調査を機縁として」労働法律旬報317号[1958]における実態調査(法社会学的検討)により、いわば裏付けられた。いずれも島田『市民法と労働法の接点』(日本評論社・1965)にそれぞれ表題が改められて(前者[「ピケット権と第二組合員の就労権」301頁以下]および後者[「ピケット権と臨時工の就労権」343頁以下])、収録された。

166) 野村のピケッティング法理についても、その後の継承・展開は佐藤昭夫(『ピケット権の研究』[勁草書房・1961]によって引き継がれていった(古川陽二「ピケッティング論」村井[編]前掲書562頁)。戦後労働法学におけるピケ法理の展開については、

(4) 公務員・公共企業体労働者の労働基本権——「労働基本権論争」への関与

「団結権及び団体行動権の主体としての公務員と公共企業体職員」は、本書『日本労働法の形成過程と理論』の本論中、第二部第七章として、最後位におかれている。しかし原型をなす「労働法上における公務員」と「公共企業体労働関係と公共の福祉」の2篇はそれぞれ法律時報20巻11号(1948)と同前21巻9号(1949)に掲載されたもので、発表時期は、戦後、労働法学について発言をし始めた野村にとって、最初期のものであった¹⁶⁷⁾。それゆえに、このような事情を考慮したとき、同稿は後年、野村が官公労働者の労働基本権問題に深く関与し、積極的な発言を行なっていくことを予期させるものであったのかもしれない。

第二次世界大戦終結後、既述のように、東西の冷戦構造が進行するなか、GHQの対日政策は本国でのワグナー法(1935年)からタフト・ハートレー法(1947年)への転換に対応するかのようになり、国際的な政治情勢の変化を反映してわが国の労働法制のあり方も大きく変更されようとしていた。戦後日本の労働運動は経済的要求と生活防衛の闘争と革新政権樹立を目指す政治闘争と結合されることにより、日本の民主化を社会主義化の方向に傾斜させようとしていた。その端的な表現が1947(昭和22)年の2・1ゼネ・スト実施の目論見であった。そして運動の中心にいたのは、現業部門を主とした官公労働組合であった。

同章の目次構成は、二つの原型論稿を併せて、加筆を加えて、新たに章立てに見出しを記したもので(一・四が1948年稿、五・六が49年稿)、つぎのようなものであった。

一 日本における公務員の地位とその考え方の推移

同前論文539頁以下を参照。

167) 「労働法上の公務員」稿は、野村が敗戦直後の病後発表した最初の論文であり、山本吉人『野村著作集』第5巻「解説」〔労働旬報社・1978〕281頁は、「労働法解体现象に強く抵抗していくという野村理論の出発点」であったと評している。なお同前書には、野村『著作集』のほかの巻とは異なり、改稿された野村・前掲『形成過程と理論』収録論稿ではなく、法律時報誌に掲載された原型論文が収録されている。

- 二 諸外国における公務員の労働法上の地位の推移
- 三 公務員の労働者性に関する問題の所在
- 四 公務員の労働者性
- 五 公共企業体労働関係法と公共の福祉
- 六 人事院勧告、強制仲裁制度の実効性

野村は一で国家・地方公務員法について、「概して云えば、これらを貫く現行法の考え方は、公務員は一般労働者とは区別すべきものだとしていることは間ちがいない」とする(244-245頁)。これに続けて「従つてわれわれは、根本的には、いつたい公務員と一般労働者を別異に取扱わなければならない理由はどこに存するか、を問題にしなければならぬ」と課題を設定する。1948(昭和23)年7月22日、当時の芦田均首相宛てのマッカーサー書簡と、これを機縁とした同年12月の国家公務員法および公共企業体労働関係法が制定される以前においては、戦前・戦時期の『官公吏』改めた「公務員」は労働法上、民間企業に働く労働者と同様のものと理解されていた。ところがマ書簡にもとづき同年7月30日の政令201号により、公務員を一般労働者と「別異に取扱う」ことになった¹⁶⁸⁾。それゆえに野村はその根拠となった公務員の「全体の奉仕者 public servant」であることが強調されるにいたったことと、公務員の労働基本権制限の根拠とされた「公共の福祉」の意味を問うべきことの2点を提起した(246-247頁)。

続く二で野村は諸外国(英・米・独・仏・伊5か国)の例を検討して結論的に、公務員と一般労働者との区別が理論的なものではなく、むしろ「対立する力の関係に依存している」ということを明らかにした。そして公務員について

168) 官公労働者の労働基本権、すなわち争議権の禁止のみならず、団体交渉権および団結権すらをも制限する根拠としての「全体の奉仕者」(憲法15条2項)論について、国家公務員法の改正(1948〔昭和23〕年)までの時期に限定しながら、その経緯を検討するものとして、近時公刊された清水敏「労働基本権制約理論の歴史的検討：『全体の奉仕者論』を中心に」島田陽一ほか〔編〕『戦後労働立法史』(旬報社・2018)631-656頁がある。また従来の研究文献については、同前稿630頁(注)6に掲げられている。

始まった「労働基本権の制限禁止が、やがて労働者一般のそれに拡大される〔というのが〕歴史的経験であつた」として、日本の現状を危惧していた。そして三で民間労働者とくらべて「公務員の仕事そのものの具体的な内容について何らかの特殊性があるか」、「公務員関係の発生にあづかる行為の法律的性格から解決することができるであろうか」と問い、いずれも労働基本権制限の積極的な理由とはならないことを確認したうえで、四において「公務員は全体の奉仕者である」との言が、その労働者性を否定し、その労働者としての基本権を制限することについては、二つの点を考慮しなければならないとする。一つは、そのような言葉が使用される「歴史的条件」である。野村は日本国憲法15条2項とワイマール憲法130条1項は歴史的に捉えれば「全体の奉仕者」とは、一部ないし特殊な身分の者に従属する官吏の特殊な身分を否定して、職務に従事している場合の職務処理の方向性を定めたものと理解することができるとする(261頁)。それは官僚機構の民主化の方向に向けて理解されなければならない、労働者としての基本権を制限する理論としてもちいられるべきものではない(同前所)。もう一つは「具体的国家における民主化の程度の問題」である。それは公務員がその勤務関係における相手方である政府の背後に国民の多数意思を想定し、公務員は国民全体の被使用人だとの理解がある。マ書簡や国公法98条5項が示しているのは、このことかもしれないと野村はいう(262頁)。これは要するに、国民全体に対立する公務員という者は考えられないから、一般労働関係と同じには考えられないというものだという。野村は「本来公務員の職務に向けて規定した憲法第一五条を、不当にも勤労関係の当事者にまで拡大してしまつてるように考えられる」と批判している(同前所)。こうして野村は労組法3条および労基法9条に着目する。すなわち、これら二つの条項の根底には、「抽象的一般的な形式で法規化されているが、生活の基礎を自己の労働力を売り渡すことによつて受けとる賃金に置くという労働者の資本主義社会における階級的な地位に対する認識が存在していると思う」(263頁)とする。すなわち「今日の公務員の大部〔分〕は、生産労働者と同様に、自己の労働力を売つて俸給を受けて生活を維持する以外に方法のない者となつている」(264頁)と指摘している。

つづく**五**では、1948（昭和23）年以降、公務員と公共企業体職員の分離、とくに公社職員に関する労働基本権制限の根拠とされた「公共の福祉」との関係についてのべている。そして最後に**六**で、労働基本権の代償措置としても人事院勧告が機能していないことを明らかにしている。その際には、各種の統計資料を利用して分析しているのは、本稿でも先にみたように、そのような研究業績の多かった当時の野村らしいやり方であったように思われる。

五 啓蒙三部作の刊行と野村の文体

末弘巖太郎には労働法学に関する体系書がないと、しばしば批判的に言及されていた¹⁶⁹⁾。この点について、自他ともに認める末弘の後継者たる野村の場合も、同様であったといってもよからう¹⁷⁰⁾。野村は労働法に関する体系的な理解を示す書籍を執筆することはなかった。しかし法律時報誌に1956（昭和31）年1月（28巻1号）から、途中何回かの中断期間——もっとも長いもので1年以上におよんだ——もあったけれども、1971（昭和46）年6月まで15年間、69回

169) 拙著『わが国の労働法学の史的展開』（信山社・2018）427-428頁。

170) 野村が末弘と同じく生涯、いわゆる体系書を執筆することがなかったことは、多くの者が指摘することである（たとえば角田・前掲稿19頁、青木ほか・前掲座談会「野村法学について」167頁〔中山〕および新井章「実務家からみた野村平爾先生」法律時報51巻4号〔1979〕19-20頁）。そして中山・前掲「野村法学」2法律時報51巻10号（1979）104-105頁は、野村に体系書と呼ぶべきものがなかった理由として、つぎのようなことをあげている。（1）戦後、数度の大病により、研究を中断せざるをえなかったこと、（2）労働組合運動が提起する課題に応える——それは論稿の発表だけでなく、講演会や組合役員・弁護士からの相談に応ずることをも含まれていたと思われる——ことに忙しかったこと、（3）教科書を書くことをきらい、「生きた教材の中から生きた労働法をとらえる」ことに関心をもったこと、そして（4）体系書を書きたいとの希望を抱きながらも、先述の講座『労働問題と労働法』編集に関与し、体系書の各部分を分散して掲載せざるをえなかったことなどの事情があったとしている。また同前所は、体系書を書かなかったことは体系がなかったことを意味するものではないとし、その例として、末弘ではなく、戒能通孝をあげていた。

の長きにわたり「労働法ノート」と題する小稿を連載した。末弘には戦前から戦時期にかけて、自らが創始した法律時報誌に民法解釈に関わる論点を取り上げて、検討した「民法雑記帳」という連載稿があった。野村の場合も「労働組合運動法律相談所」¹⁷¹⁾として、日常の労使関係のなかで生じた(組合活動家や組合役員のみならず、弁護士から受けた相談のなかに表われた)課題に答えたのが、「労働法ノート」であった。このように野村と末弘の両者には、学問的表現方式に関しても共通する側面が見られる。そして、これらのことを通じて、二人は民法ないし労働法学に関する理解・知識を読者に啓発的に提供する活動を展開していった。そこで野村の啓蒙家としての側面をみることにしよう。

1 啓蒙書三部作の刊行

野村は1950年代末から60年代後半にかけての10年ほどのあいだ、日本評論社より、『労働法ノート』(1958)、『労働法講話』(1963)、および『続労働法ノート』(1967)という3冊の著書を刊行した。これらはいずれも、読者に労働法が現実の労使関係のなかで、いかなる役割をはたすものであるかを教示する啓蒙的な役割をはたすことを意図していたと思われる。それゆえに、これら3冊の書籍は、野村の啓蒙三部作と表すべきものであった¹⁷²⁾。

まず『労働法ノート』は、他誌に掲載されたものも併せて、表題は連載時のままであるが、正・続二篇の著書として刊行した。先述したように、これらは

171) 中山・前掲「野村平爾」150頁。

172) 野村は1961(昭和36)年に法律学全集48巻『労働関係調整法』(有斐閣)——同巻には、峯村光郎『公務員労働関係法・公共企業体労働関係法』も併せ収録されていた——において同法に関わる体系的理解を示すべき著書として執筆・刊行している。ただし同書の成立には、中山和久が深く関与していたようだ。それは1980年代、同書の改訂を刊行元である有斐閣から懲慥されたことを契機としてであろうか、中山は大学院の労働法の授業として同書の再検証を行なったという。しかし、いかなる事情か不明であるが、同書の改訂版が刊行されることはなかった(この点については、2019(平成31)年2月25日付の電子メールにより、島田陽一〔早稲田大学教授〕より教示を受けた)。

あたかも戦前、末弘が同じく法律時報誌上で、その時どきの民法に関わる問題を取り上げた「民法雑記帳」に相当するものであった¹⁷³⁾。すなわち末弘の場合も、同じく同前誌の刊行元である日本評論社から、これらを取りまとめた正・続ないし上・下二巻の同名の書籍として刊行された。野村「労働法ノート」のタイトルを一覧化したとき、同人の問題関心の方向やあり様のみならず、それぞれの連載稿が掲載された当時、日本で労働法学上いかなる法的課題に関心が向けられていたのかということを知ることができ、興味深い。

(1) 『労働法ノート』とその目次構成

野村は同書「まえがき」で「主としてその時々々の労働法上の問題をとらえて、法規の適用を行う場合の態度ないしは……考え方を、具体的に提出してみたかった」とのべている。すなわち本書は、野村が当時社会の中で現実に提起された労働法学に関わる解釈問題について、自らの見解をのべたものであった。これらの目次構成は、つぎのようなものである。

- 1 「経歴詐称」(労働法ノート1) 法律時報28巻1号(1956)
- 2 「組合活動と政治活動」(同7) 同28巻8号(同)
- 3 「職場闘争」(同2) 同28巻2号(同)
- 4 「公共の福祉ということ」(同17) 同29巻8号(1957)
- 5 「争議・組合活動の目的」(同13) 同29巻2号(同)
- 6 「争議目的と不就業時間中の賃金要求」(同9) 同28巻10号(1956)
- 7 「争議行為の正当性」(同14) 同29巻3号(1957)
- 8 「減電量確保の争議行為とその正当性〔電産大谷事件の判決に関連して〕」←労働法律旬報150号(1954)
- 9 「ピケティングにおける第三者」←「ピケラインにおける第三者」(労働法ノート10) 法律時報28巻11号(1956)

173) 野村自身、このことを意識しており、あとからみれば「労働法的常識」となってしまったが、取り上げた当時は、「一つの新しい考え方の提起のつもりでやっていた仕事」だったと回想している(野村ほか・前掲書206-207頁〔野村〕)。

- 10「使用者の協定違反と争議行為の正当性」(労働法ノート11) 同28巻12号(同)
- 11「時間外労働等の協定拒否と定時出勤〔三越不当解雇事件に関連して〕」
←「解雇事件にあらわれた時間外労働等の協定の拒否及び定時出勤」
労働法律旬報81号(1952)
- 12「休暇戦術」(労働法ノート3) 法律時報28巻3号(1956)
- 13「部分ストと賃金カット」(労働法ノート4) 同28巻5号(1956)
- 14「公労法第四条第三項」(未発表)
- 15「強制仲裁制度について」←「強制仲裁制度の検討」労働問題研究40号(1950)
- 16「争議時の保全協定」(労働法ノート18) 法律時報29巻9号(1957)
- 17「第三者委任禁止条項」(同5) 同28巻6号(1956)
- 18「就業規則に関する基本的な考え方」労働法律旬報256・7号(同)
- 19「就業規則改訂の協議条項」(労働法ノート12) 法律時報29巻1号(1957)
- 20「協定・覚書・諒解事項・慣行など」(同8) 同28巻9号(1956)
- 21「組合の組織変更と協約の拒否〔朝日新聞事件の判決に関連して〕」←「組合の組織変更と協約の存否など」労働法律旬報55・6号(1951)
- 22「業務命令と組合活動」季刊労働法24号(1957)
- 23*「主婦の組織と組合活動など〔三池炭鉱炭婦協問題〕」労働法令通信6巻24号
- 24「臨時工」(労働法ノート15) 法律時報29巻4号(1957)
- 25「結婚と女子従業員の退職事由」(同6) 同28巻7号(1956)
- 26「現金出納事故と労働者の責任」←「現金出納をめぐる諸問題」銀行労働調査月報(1957)¹⁷⁴⁾

このような一覧をみると、連載が開始された1956(昭和31)年1月から単行本が刊行された1958(昭和33)年1月までの2年間に発表された連載稿18回分

174) 「現金出納事故と労働者の責任」(労働法ノート16) 法律時報29巻5号(1957)は、「労働法ノート」中唯一、書籍化に際して掲載されなかったものである。

に、他誌に掲載されたもの——古いもの(15)では、1950(昭和25)年にまで遡る——7本と未発表稿1本の併せて26本から構成されていることがわかる。目次の順番は発表順ではない。それはともかく、野村はどのような理解のもとに同書の構成を考えたのであろうか、冒頭に取り上げられたのが「経歴詐称」である。しかし以後は2から13までが集团的労使関係法、とくに組合活動・争議行為を中心とする。そしてそのあとで就業規則についてふれられているが、また労働団体法・保護法問題が混在する。争議行為ないし組合活動に関わる主題を取り扱ったものが多いということは、当時の時代状況を反映したものだといえる。しかし各項目の配列はいったい、どのような規準によりなされたものなのか。いささか理解に窮せざるをえない。それはさておき、野村は本書のなかで、時どきの裁判例や労働委員会命令を取り上げて、それぞれの問題点を指摘している。その基本的立場は、本書を書評した菊池勇夫(1898～1975)がいうように、「労働組合運動の現実を分析して発展の方向を探究しており、また労働者にとって労働法の知識が組合運動の推進に役立つことを期待することがうかがわれる」¹⁷⁵⁾ものであったといえよう。

(2) 『続労働法ノート』の目次構成

前著『労働法ノート』が刊行されてから5年が経過し、好評であったのであろうか、続篇が公刊された。収録論稿の内訳は、5年のあいだに発表されたもののなかから、正篇と同じく連載稿18回分に加えて、他誌に発表したもの7篇から構成されている¹⁷⁶⁾。同書が刊行された1963(昭和38)年は、野村も同書「はしがき」で自認するように、ILO87号条約批准問題をめぐり、国内の世論も沸騰していた時代であった。このことを反映して、続篇では公務員・公企体職員の労働基本権問題が大きくクローズ・アップされている。それはまた、野村

175) 菊池勇夫「書評／野村平爾教授『労働法ノート』を読む」法律時報30巻11号(1958)92頁。

176) 連載稿「労働法ノート」19回(法律時報30巻5号〔1958〕)以降、37回(同35巻10号〔1963〕)までのうち、(20)「ILO条約八七号と団結権」30巻7号および(32)「勤務条件に関する措置要求」34巻4号(1962)の2篇は、続篇に収録されていない。

の関心事でもあり、そのような注目の所在が端的に示されているものといえよう。はたして正編と続編のあいだには、何があったのか。それは端的に言えば、「総資本対総労働の戦い」ともいわれた三井三池争議であり、その労働側の敗北であった。この争議は、民間部門における労働組合運動の転換点を示すものであり、以後、野村が扱う対象も官公労働者の労働基本権問題へと重点を移していった¹⁷⁷⁾。同書の目次構成を引用しよう。

- 1 「団結権の保障とILO第八七号条約」←「団結権の意義と労働関係法規——ILO第八七号条約と関連して」早稲田法学35巻3・4冊(1959)
- 2 「公務員組合の登録と団結権」(労働法ノート24)法時31巻7号(同)
- 3 「地方公務員の組織」(同30)同34巻2号¹⁷⁸⁾(1962)
- 4 「勤務条件措置要求と勤評規則」←「勤務条件に関する措置要求」(同31)同34巻4号(同)
- 5 「憲法第二八条と地公法——都教組勤評闘争事件に関連して」(同33)同34巻7号(同)
- 6 「争議権のILO的考え方と憲法二八条——福岡県教組事件判決をめぐって」(同36)同35巻8号(1963)
- 7 * 「教育公務員の休暇闘争と公共の福祉——佐賀県教組事件(佐賀地裁、昭37・8・27判決)研究」季刊労働法46号(1962)
- 8 「公労法における非組合員の範囲」←「非組合員の範囲」(労働法ノート19)法時30巻5号(1958)
- 9 「管理運営事項と団体交渉」(同37)同35巻10号(1963)
- 10 「公労法第一七条違反の争議行為と刑事責任——国労檜山丸事件・全通長光事件最高裁判決に関連して」(同35)同35巻4号(同)
- 11 「『公共の福祉』と立法」←「『公共の福祉』論」思想455号(1962)
- 12 「郵便物遅配の責任」(労働法ノート21)法律時報30巻11号(1958)

177) 田端博邦「書評／『野村平爾著作集』一～五巻・1978年・労働旬報社」法の科学8号(1980)150-151頁。

178) 野村『続労働法ノート』(日本評論社・1963)44頁は「法律時報 昭和38年7月号」(35巻7号)掲載と記しているが、誤りである。

- 13 「鉄道公安職員と組合活動」(同22) 同31巻1号(1959)
- 14 「動きだした労働基本権法理」←「ようやく動きだした労働基本権法理」
法学セミナー83号(1963)
- 15 「組合活動と政治活動——駐留軍神戸沢の町事件判決に関連して」(労働法ノート34) 法律時報34巻8号(1962)
- 16 「協約条項における非組合員の範囲」←「非組合員の範囲」(同30) 同前34巻1号(同)
- 17 「スキップ禁止協定と事情変更原則」(同29) 同33巻10号(1961)
- 18 「合同労組に対する不当労働行為——山恵木材事件に関連して」(同23) 同31巻2号(1959)
- 19 「臨時工の契約期間」(同28) 同前33巻9号(1961)
- 20 「寄宿舎の自治と管理権」(同26) 同32巻3号(1960)
- 21 「あっせん案と調停」←「あっせん案」(同27) 同32巻7号(同)
- 22 「あっせん案と強制仲裁——中労委論」←「中労委論——三池あっせん案と調停制度の角度から」中央公論75巻11号(同)
- 23 「警察官と組合活動」(労働法ノート25) 法律時報31巻9号(1959)
- 24* 「中国労働者の生活」←月刊労働問題18号(同)
- 25 「なぜ中国には労働協約がないか」←季刊労働法34号(1959)

民間労働者に関わる問題を多く取り上げていた正編にくらべ、続編の構成は公務員法—公労法—労組法一般という掲載順であろうか。1から14までが公務員・公企体職員の労働基本権にかんする問題をあつかっている¹⁷⁹⁾。しかし15以降の項目配置は、同書・正編と同じく、いかなる規準により配列したのか、野村の意図を推測することは困難である。とくに19と20がなぜ、このような位置付けなのか、よくわからない。また最後の中国の労働事情について扱っている

179) 山本・前掲『野村著作集』第5巻「解説」286頁は、1957(昭和32)年以降、官公労働法関係に関する発言が判例批判という形でふえていくことを指摘するとともに、同前稿287頁は、それらが裁判例を素材としながら、官公労の権利闘争のための理論提供を行なうための、組合の権利闘争の正当性を実証しようとするものであったとのべている。

最後の2篇は、いわば番外篇ともいうべきものであろう¹⁸⁰⁾。

(3) 『労働法講話』の目次構成

野村は『労働法ノート』の正・続篇の刊行のほぼ中間に位置する時期(1963〔昭和38〕年に『労働法講話』という書籍を刊行した。同書は月刊労働問題誌1-7号(1958)、8-10号、11-19号(1959)、21、22号、23-29号(1960)、32-34号および40号(1961)の4年にわたって全29回連載された「労働法教室」に加筆・訂正をして一書となったものであった。筆者が所有するのは、同書「昭和47年8月10日第14刷」のものである。刊行から9年後であることを考えれば、この本は、幸いにして多くの読者をえたものであったといえよう¹⁸¹⁾。その目

180) 参考までに、以後の「労働法ノート」の表題を掲げておこう。38「人名の保安と組合運動」35巻12号(1963)、39「非常勤職員の差別待遇」36巻2号、40「汚染作業員の入浴時間と労働時間」同6号、41「組合の内部統制の方向」同8号、*43「企業災害と二つの新法律」同9号、44「臨時工の在籍専従と解雇」同13号(以上、1964)、45「業務命令の限界——千代田丸事件判決に関連して」37巻1号、46「悪質な偽装解散——不当労働行為制度への若干の提言」同2号、47「社外工の災害と抗議スト」同6号(以上、1965)、48「組合活動と暴力」39巻2号、49「不当労働行為の救済命令の内容」同6号、50「いわゆる組合の分裂と財産の帰属」同7号、51「再び不当労働行為の救済命令について」同8号、52「公労委救済命令について」同9号、53「団交拒否救済命令について」同10号、54「一〇・二六判決の矛盾——二つの下級審判決をめぐって」同14号(以上、1967)、55「公労法適用組合の現場交渉」40巻1号、56「仮処分における労働者の地位——パートタイマー解雇無効事件に関連して」同3号、57「バックペイと中間収入——スガイ交通事件東京地裁判決に関連して」同5号、58「休憩時間の自由利用」同6号、59「組合救援資金の支給と行政処分執行停止の必要性」同10号、60「地公法適用の地方公務員と分限処分」同11号、61「『職務の公共性』ということ」同12号、62「組合脱退と犠牲者救援保障の返戻」同13号(以上、1968)、63「組合活動の正当性と裁判所の考え方」41巻1号、64「公労委と裁判所の判断——都城局不当労働行為事件について」同9号、65「労働災害と公害」同11号(以上、1969)、66「会社と組合の政治目的の行為」42巻10号、67「四直三交替制と労基法」同11号、68「秋の労働法学会で感じたこと」同13号(以上、1970)、69「“再任拒否”などと労働法的視点」43巻7号(1971)。

次構成は、つぎのようなものである。

第一章 労働法規の体系

1 労働者に適用される法律／2 憲法と労働法

第二章 就職と労働契約

1 求人規制する法律／2 不採用とその理由／3 就職と労働条件 ／4 労働契約／5 労働契約に付随する契約

第三章 試用工・養成工

1 試用工／2 養成工

第四章 労働条件と就業規則

1 労働条件／2 就業規則

第五章 賃金の保護

1 最低賃金の考え方／2 賃金支払の原則／3 休業と賃金／4 最低保障給

第六章 労働時間、休憩、休日、休暇

1 労働時間／2 八時間労働制の例外／3 休憩／4 休日／5 年次有給休暇

第七章 安全衛生と災害補償

1 労働災害／2 安全衛生／3 災害補償

第八章 労働組合の結成、加入、除名

1 労働組合の結成／2 労働組合の規約／3 組合結成と不当労働行為 ／4 組合加入の自由／5 組合加入資格の法的制限／6 組合加入 と不当労働行為／7 組合の統制と除名／8 除名とその手続／9 除

181) 1950年代末(昭和30年代半ば)、野村は同じ表題の書籍(日本評論社の「講話」シリーズ)のための原稿を準備していたと回顧している(野村ほか・前掲書199頁以下〔野村〕)。同人によれば、当時、前掲「形成と解体」稿と「ほぼ同じような」原稿——労働問題の歴史と実態とを関連させたもの——を準備していたけれども、同じく企画が進行していた講座『労働問題と労働法』全6巻(弘文堂・1956)の執筆のための「素材」として分解して、執筆予定者に提供したこともあり、『講話』は書かずじまいとなってしまったとのべている(同前書・198-201頁〔野村〕)。

名の事由とその効力

第九章 組合からの脱退、組合の分裂

1 組合からの脱退／2 組合の分裂

第一〇章 団体交渉

1 団体交渉の権利と使用者の応諾義務／2 団体交渉の当事者／3
団体交渉の類型／4 団体交渉の権限を持つ者／5 団体交渉の方式／
6 団体交渉の対象／7 団体交渉の方法

第十一章 争議行為

1 争議行為／2 争議行為の正当性と限界／3 使用者の争議行為／
4 争議行為の立法的禁止及び制限

第十二章 労働協約

1 労働協約の特徴と効果／2 労働協約締結の当事者／3 労働協約
の形式／4 労働協約の存続期間／5 労働協約の諸条項／6 労働協
約の余後効／7 労働協約の一般的拘束力

第十三章 不当労働行為とその救済

1 不当労働行為／2 不当労働行為の類型と態様／3 不当労働行為
の救済／4 労働委員会の救済手続

第十四章 解雇、退職、退職金

1 解雇の自由、解雇権の濫用／2 立法上の解雇制限／3 正当事由
のない解雇／4 解雇（退職）と退職金／5 中小企業退職金共済法

このような目次構成をみるかぎり、この書籍は野村による労働法の概説書であるように思われる。第2章ないし第7章、それに最終章である第14章——人が労働者として社会生活を送るに際しての、いわば入り口から出口までをあつかうという趣旨からであろうか——が就職から解雇や退職にいたる個別的労使関係の展開のなかで遭遇するトラブルと労働条件基準についての労働保護法にかかわるものである。第8章から第13章の部分は、労働組合の結成に始まる団結活動の内容とそれに対する助成・保障に関わる集団的労使関係法に関する記述にあてられている。しかし同書を読み始めれば、通常解説書とは、いささか趣の異なるものであることがわかる。同書の「はしがき」(2頁)によれば、

労働者が日常直面し、「わたくしたちが〔講演会等に際し〕日ごろ受ける労働者からの質問を整理してそれに答えるという形式で筆をすすめた。その中に労働法的な理論を具体的な形をかりて説明したものであった。すなわち「ある労働者が職を求め、仕事を見つけて職場で働き、なかまを見出だして組合にはいり、ときに選ばれて組合役員として指導の役割を担い、〔組合活動に関連してであろうか—引用者〕職を追われて失職していくというような過程を想定して、その間にぶつかる労働法上の問題を、その問題に関する限り〔著者である野村が〕立体的に解明するという」¹⁸²⁾ものであった¹⁸³⁾。

ただし野村自身も認めるように、「一方においては、具体的で読みやすい……が、他方では、いわゆる理論的な体系として労働法を把えることが困難だという欠点を持ってしまった」(同前所)かもしれない¹⁸⁴⁾。

2冊の『労働法ノート』が一見すると、無造作とも思える項目配列のもとに議論が展開されているようにも思われる。これに対し本書が『講話』として、概説書としての目次構成のもと、労働者が日常経験するかもしれない労働法上の問題について「適用法規との関係で、納得させてゆくような平易な法解釈によって、複雑な質問を整理」¹⁸⁵⁾しながら、記述しているようにも感じられる。しかし実際に手に取って読んでみると、同書は著者が自負するように、労働者が日常の労働生活のなかで遭遇するであろう問題についての、いわば、法的な労働相談応答集に近いようなものとなっている。

182) 野村・前掲『講話』20頁。

183) 野村は「はしがき」のなかで、同書の構成については、有泉亨・青木宗也『就職から失業：従業員の方法、組合員の方法』(法政大学出版社・1955)に示唆を受けたと述べている(2頁)。

184) 本書については刊行当時、佐藤進「実践的、体系的に労働法を理解させる好著／野村平爾著『労働法講話』」季刊労働法49号(1963)148-151頁により、懇切丁寧な紹介がなされている。ほかに太田薫「新刊書評／労働者に示す暖かい愛情／野村平爾著『労働法講話』」月刊労働問題63号(1963)92頁がある。

185) 佐藤・同前稿149頁。

(4) 小 括

本稿が先に「啓蒙三部作」と名付け、ここで紹介した三つの書籍は、上記のような野村の「目論見」を考慮し、またそれらにおける記述方式と内容を考慮すれば、それぞれの書籍は基本的には同様なし類似した発想や考え方にに基づき執筆された、いわば同工異曲のものであったといえるのではなからうか。それは、野村が日々労働に従事し、組合活動に関わる普通の労働者らに向かって、労働法という「ものの考え方」を、わかりやすく、つたえようとしたものであったといえよう。

2 野村の文体とその所以ほか

ここで野村の労働法学の検討・考察とは直接関係ないが、野村の文体について言及しておきたい。野村の労働法学について言及される時、しばしば指摘されるのは、その平易さ、わかりやすさということである。たとえば横井芳弘(1924～2017)は野村の訃報に接した際に、野村の文章について「やさしい言葉と理解しやすい文脈で、目の前にいる人にじゅんじゅんと説ききかせる態のものであった。学術論文としての固苦しさも、気負いも、……表面にはあらわれることがなかった」とのべていた¹⁸⁶⁾。また角田邦重は、野村の代表作である『日本労働法の形成過程と理論』(前掲)をわが国労働法学の古典の一つとして紹介するに際し、取り上げている主題は、ゼネストや政治スト、そしてピケッティングなど、現在からみると「とてつもなく荒々しい争点が論じられている割には、野村教授の口調の穏やかさに驚かされる。……その穏やかさが、聴く者、読むものにとって、不思議に説得力を与えてくれる」と評している¹⁸⁷⁾。それは野村自身、そうなるように意図していたことでもあったと思われる。野村が自らの文章に接するであろう読者として想定していたのは、労働法学を学ぶ学生でもなければ、研究者でもないし、裁判実務に携わる法曹でもなかった。それは現業部門であれ、事務部門であれ、正規従業員であれ、有期契約のもと

186) 横井芳弘「野村先生のことなど」ジュリスト687号(1979)12頁。

187) 角田。前掲稿18頁。

で勤務する非正規の労働者であれ、日々の労働に従事し、また労働組合の日常的な組織活動に組合員として携わる、いわば普通の労働者たちであった。彼らが労働法学の意義を学び、野村のいうところの「生きること」(憲法25条)「働くこと」(同27条)「団結すること」(同28条)に関わる権利意識をわがものとするとき、そのことによって労働者としての権利を実現することにつながるものと理解していたのであろう。

このことは、先にのべたように野村自身が意識的に努めてきたことであった。野村は最晩年(75歳)に発表した『「話すこと・書くこと」について思いつくままに』というエッセイ(労働法律旬報931号[1977]4-6頁)のなかで、つぎのようにのべていた。すなわち野村は自身が講演会の講師として招かれ、労働法学に関わる主題について「話す」際、大切なこととして、四つのことをあげている。一つは「誰に対して話すのかをはっきりと考える」ということである。専門家やある程度予備知識がある学生に「話す」ときと普通の労働者に向かって「話す」場合とでは、その言葉遣いも自ずと異なるものとなるであろうとする。つぎに、もしも講演会などで自分は専門家であり、指導してやるという態度をとったとすれば、聞か者に反感や不快感を覚えさせることになるかもしれないという¹⁸⁸⁾。三つめは「誠意をもって〔聴衆に〕話しかけること」を心掛けていくという。これは、二番目のことを言い換えたことであるようにも思われる。野村は、もしもそのような態度をもって接すれば、「そこにはお互いに心の通いあうものが生まれ、自然とあたたかい気持が持てるのではない」とのべていた。そして、これら三つのことを意識すれば、四つめに、「話す内容についても〔自ずと〕わかり易いということになるだろう」と、野村はのべている。そして以上のことは、「書き方について」も、妥当すると野村は、いう(6頁)。

「私は決して、うまく話せる方ではありませんし、また文章もうまく書け

188) 野村は「学者」という言葉はある種のエリート意識につながるように思われ、そのようにいわれることを好まなかった。野村はむしろ「研究者」とよばれたいとのべている。それは「研究という仕事に従事するもの」という、いわば職業としての名称だからだと説明していた(野村・同前稿4頁)。

方ではありません。正直のところ自分では下手の方だと思っています。

ただせいぜい誠意と熱情を傾けて話し、または書こうとしているだけです。

これが野村の文章論であった。それは、きわめて単純なものであったともいえる。野村にとって、聴衆に向かって話すのと同じく、重要なのは、労働者が日常の労働生活や対使用者との団体交渉やストライキなどの争議行為の実施・参加のなかで経験したことを、労働者に代わって法的に理論化し、そのことを平易な書き方でもって労働者に伝える、そのことが労働者の権利の実現を前進させることにつながるはずであるとの思いがあったからであろう¹⁸⁹⁾。このような話し方や文体・文章に関する思いは、さらには労働者や労働組合の役員や活動家のみならず、同じく研究者、とくに他大学の野村よりも年少の研究者に対する対応の仕方についても、同様であったようだ。たとえば、蓼沼謙一（1923～2011）が1940年代末ないし50年代初め、「東京労働法研究会（東京労研）」——数回の中断期間をはさんで、今日まで継続して開催されている東京・関東地域のインター・カレッジの研究会——に初めて参加したころの思い出として、つぎのようにのべている¹⁹⁰⁾。

「東京労研に集まっていた先生方は……労働法学界の重鎮となられた方ばかりであったが、同時に人間的にも個性豊かな、温かみを感じさせる方が多かった。そのお一人が野村平爾先生で、駆け出し時代の私に、自然にこ

189) 野村がこのような文章を発表したのは、労働者の権利の前進に資するとの趣旨で発刊された労働法律旬報誌が当時、個々の掲載論文も、誌面全体も「固くなりむつかしくなってきた」のではないかとの思いがあって、その「原点」を想起するよう、同誌の寄稿者らに働きかけるとの趣旨もあったのではなからうか。なお私が大学院で労働法学を学んでいた1980年代のころまでは、様々な場面において、「お前は誰に向かって論文を書いているのか」との問いかけがなされることがあった。すなわち当時はいまだ、小難しい議論をするのではなく、「普通の」労働者が読んで、わかるような文章を書き、それが労働者の権利意識を向上させ、労働陣営の主体性の強化につながるのだということが強調されることがあったように思われる。しかし両者を直接的に結び付けて理解すべきか否かの是非はともかく、現代では、そのような発想それ自体、消失しているのではなからうか。

190) 蓼沼謙一『戦後労働法学の思い出』（労働開発研究会・2010）4頁。

ちらの心がなごむような温顔・態度で接してくださったばかりでなく、私の拙いいくつかの論文に対して心温まる評価と励ましの言葉を寄せられた」。

このように、たとえ年齢や地位に関係なく、穏やかに「誠意をもって」対応する人というのが、野村に対する一般的な理解ないし受け止め方であったようだ¹⁹¹⁾。しかし蓼沼は先に引用した文章のあと、「後になって野村先生が、ご自分のお弟子さんに対しては大変に厳しいコワイ先生であると聞いたときは、意外の感にうたれたものである」と続けている¹⁹²⁾。事実そうであったのであろう。野村の指導を受けた者たちが異口同音に語るのは、野村の指導の厳しさということであった¹⁹³⁾。それは具体的には、論文指導という形で表われることが多かったようだ。野村は弟子たちが書いたものを何度も書き直させることを通じて、論文執筆のあり方を伝授していったのかもしれない¹⁹⁴⁾。野村には、自ずと

191) 本多・前掲稿25頁も、野村の人柄について、「あまりボス的ではなかった。派手なところは全くなく、地味ではにかみやであったという印象が強い。……接していると、いつの間にかじわじわとその感化を受け、[そ]の言動や存在それ自体がこちらの心の中にしみこんでくるような影響を感じた」とのべている。

192) 蓼沼・同前書5頁。同旨のことは、横井芳弘「事実で語らせる労働法」『野村著作集』第1巻月報(1978)1-2頁でも言及されている。すなわち同学の島田信義が「半ば敬愛をこめて、半ば誇らしげに」「ウチの平爾親分は……」とのべていたことから、小説の『銭形平次取物控』(野村胡堂)とイメージをダブらせて心中、「犀利な、だが庶民的な人なつっこい」という野村平爾像を思い浮かべていた。ある日、島田にとまなわれて野村の研究室を訪れた際、「ガラッ八」こと島田が野村の前で直立不動に近い姿勢をとって話し始めたのを見て「度肝を抜かれた」。それ以後、横井にとって「野村先生は厳しい、近寄りがたい存在となったようである」とのべている。

193) この点については、たとえば、山本吉人「野村先生の論文指導について」労働法律旬報972号(1979)52頁、竹下英男「指導教授としての先生」同前53頁を参照。

194) 野村の場合とは対照的に、蓼沼は自らの師である吾妻光俊の指導方法について、「ある意味では全くの野放しであった」としている(蓼沼・同前所)。しかし普段は「野放し」であっても、吾妻は自らが執筆を引き受けた著書等の一部または全部の草稿を、弟子の蓼沼に書かせるという「指導方法」(同前所)をとっていた。これについて蓼沼は結果として、「否応なしに先生の学説を徹底的に勉強することとなった」と述懐

同人との関係性のありかた如何により、あえて対応を異にするとの態度をとったようである。

六 労働基本権回復に向けた長駈——『労働基本権の展開』への結実

野村はその最晩年ともいべき1975（昭和50）年秋、岩波書店より『労働基本権の展開』を刊行した。野村にとって、旧著『日本労働法の形成過程と理論』（1957）を公刊してから、すでに20年近い時間が経過していた。『労働基本権

している（同前所）。「ゴースト・ライター」として本人に代わって原稿を執筆することには、そのような教育効果（効能）があるのかもしれない。普段は弟子を「野放し」にした吾妻と事細かく指導した野村のあいだには、この点では共通するものがあつたように思われる。野村の場合、とくに戦後初期の時代には、本稿でも、すでにいくつか紹介したように島田、佐藤および中山などとの共著形式の論稿が複数見られる。おそらく、そのなかには野村自身はほとんど、執筆していないものもふくまれていると思われる（たとえば、横井芳弘との共筆とされる「労働法と警察権」戒能通孝〔編〕『警察権』〔岩波書店・1960〕297-342頁について、初刷では、戒能〔編者のことば〕のなかで執筆担当者が記されているix頁には、野村の名前しか記されていないかった）。この点に関連して、中山和久の絶筆である「ILOと私」Work & Life（世界の労働）33号（2016）57頁は、中山が本稿でも後述するILO闘争に関連して、1966（昭和41）年にILOドライバー委員会報告書の翻訳と解説を片岡昇との共訳・著として出版した（『ドライバー報告：全文』〔労働旬報社〕）際のエピソードとして、つぎのように記していた（最終節）。

同書を「片岡との共訳としたことについて師匠は不機嫌であった。なぜ野村・中山としなかったか？ だが私は師匠の名声に頼るよりも、共同翻訳の実を尊重した」。

同稿は未定稿であるためか、刊行後、事実と反する箇所があることが指摘・注記されている（同34号〔2017〕83頁）。しかし中山にとって、自らの師である野村との応対に関する記述には、そのような点はなかったのではないかと思う。なお蛇足ながら、私の場合、学期末ごとの研究テーマに関する進捗状況の報告とその主宰する研究会（比較労働法研究会）への参加をのぞいて、恩師・蓼沼からは文字通りの「無指導の指導」を受けたということを付記しておく。

の展開」は、野村にとって『形成過程と理論』以後の研究活動を総括するものであったといってもよからう。同書のテーマは、以下に引用する目次から容易に理解できるように「労働者の権利闘争の側から眺めた労働基本権の展開に係わる」(「あとがき」433頁)論稿を中心に収録したものである。野村は前著『続・労働法ノート』でも取り上げていたが、公共部門労働者の労働基本権問題について、1958(昭和33)年以降、発言することが多くなっていった。それは、権利闘争、すなわち労働者に組合活動への参加とそれを通じて労働者にとっての基本的権利の実現をはたらきかけようと意図した野村にとっては、論理必然的な対応であったのであろう。ただし本書では前著『日本労働法の形成過程と理論』とは異なり、民間企業に働く労働者の権利に係わることについては、一切言及されていないという特徴がある。すなわち権利闘争論の働きかけの対象が1950年代末ないし1960(昭和35)年ころまでの民間労働者を含む幅広いものから1957(昭和32)・58(昭和33)年以降の官公労働組合運動を中心とするものへといわば範囲が縮小されていった¹⁹⁵⁾。その背景には、「総評型労働運動の上り坂と下り坂を分ける分水嶺」(清水慎三)といわれた三池争議における労働組合の敗北を契機として以後、高度経済成長のもとで大手大企業を中心として、民間部門では労資協調的な労使関係が支配的なものとなっていったことがあったのではなかろうか¹⁹⁶⁾。本書の内容には、そのような事情が自ずと反映されているように思われる。同書の目次と、収録された、加筆訂正前の各既発表の論

195) 田端博邦「書評／『野村平爾著作集』一～五巻 一九七八年・労働旬報社」法の科学8号(1980)150-151頁。

196) 清水「三池争議小論——八〇年代からの再論」同〔編〕『戦後労働組合運動史論 = 企業社会超克の視座』(日本評論社・1982)448頁は、三池争議の分析と評価にあたっては、「三井型組合づくりと三井鉱山株式会社の格闘」「エネルギー革命と炭鉱合理化をめぐる炭鉱労資の紛争」および『安保と三池』といわれる政治闘争と労資対決の「同時並行的結合」の三つの側面の探究と総合化が必要だとのべている。なお同前稿の表題に「再論」が付されているのは、清水には、すでに「三井三池争議」藤田若雄・塩田庄兵衛〔編〕『戦後日本の労働争議』(御茶ノ水書房・1963)473-584頁という論稿があるからであろう。

稿の原型は、以下のようなものである。それらの発表時期を見ると、その多くが1960年代半ばから後半にかけて発表されたものであった。したがって第一部をのぞく後続の各章の内容は、野村がそれぞれの時期や年代の労働組合運動から求められた課題に応え、またそれらを法的に検証しようとしたものであったことが理解できよう。

第一部 労働基本権の理論

第一章「資本主義と労働法」労働法講座1『総論』（有斐閣・1956）

第二章「労働者の権利意識」←「権利意識」『新法学講座』第1巻（三一書房・1963）

第二部 権利闘争の展開

第一章「ILO八七号条約批准運動の展開」（1）－（4）法律時報34巻9、10、11各号（1962）、35巻1号（1963）、続稿（1）－（3）同37巻8、10、13各号（1965）

第二章「ILO調停案の評価と権利闘争の課題」労働法律旬報550=1号（1965）

第三部 労働基本権判例の動向

序

第一章「労働基本権にかかわる一連の判決」労働法律旬報475号（1963）

第二章「三・一五判決以降の裁判所の動向と権利闘争」同524号（1964）

第三章「労働組合運動と教唆・扇動共謀等」法律時報37巻2号（1963）

第四章「労働法への治安法規の浸透現象」同37巻4号¹⁹⁷⁾

第五章「全通中郵事件判決と残された問題点」同39巻1号（1967）

第六章「一〇・二六判決以降の判例の動向」全通時報95号（1967）

第七章「四・二判決と最高裁の姿勢」法律時報41巻7号（1969）

第八章「全農林警職法判決の分析と批判」同45巻8号（1973）¹⁹⁸⁾

197) 野村・前掲『労働基本権論』434頁「あとがき」には「四月号」と記されているが、正しくは三月号である。

198) 野村・前掲『労働基本権論』「あとがき」433頁に「本書各章は旧稿発表の時点での表現そのままにしておいた」と記されているので、それにしたがって同章論稿の

補論Ⅰ「労働基準法監督実施の問題と行政機構改革問題」季刊労働法71号(1969)

補論Ⅱ「最高裁通達と裁判干渉」法律時報41巻13号(1969)

補論Ⅲ「特定郵便局問題とその法律的側面」同36巻3号(1964)

このような目次を見れば、野村の本書における論文構成の意図は容易に理解できる。まず第一部は、本書の総論というべきもので、資本主義社会のなかで労働法がいかに位置付けられ、そこで生きる労働者が「生きること」「働くこと」「団結すること」をいかに実現するのか、その際の「権利意識」がはたす役割を論じている。そして第二部は、野村が積極的に関与した官公労働者の権利闘争の実現の手掛かりとなった官公労働組合によるILO闘争についてのべている。そして第三部は、国内の裁判を通じた権利闘争の経緯を説明している。以下、第一部ないし第三部として収められている論稿のいくつかについて、内容を紹介しよう。

1 労働法の位置付けと労働者の権利意識——権利闘争論

冒頭の第一部として収録されている二つの論稿は、先に本書の総論にあたるものといったが、むしろ本論である第二部・第三部に読者を導く基本的見地を示すものとなっている。それは、野村が従来から主張してきた権利闘争論を縷説するものであった。

掲載誌(法律時報昭和48年6月〔正しくは、7月〕)号である45巻8号のそれを見ると、まず表題は「四・二五判決と司法権の問題」(前掲『野村著作集』第5巻225-229頁収録)となっており、『労働基本権』のそれと異なる。そのみならず、両者の文章をくらべてみると、たとえ旧稿を加除訂正がなされたとしても、両者はあまりに異なり、まったく別のものであると判断せざるをえない。また『労働基本権論』第八章364頁には、野村自身によって判例変更が最高裁裁判官の構成に関係があることなどについても検討したいが、「これらの点は『法律時報』(昭和四八年七月号)^{〔ママ〕}の論文にゆずることにする」と書かれている。したがって、恐らく本章は、ほかの各章とは異なり、新たに書き下ろされたものではないかと推測する。

(1) 「資本主義と労働法」について

第一部第一章として収録された「資本主義と労働法」は、先述したように、旧著『日本労働法の形成過程と理論』の「序論」として収録された「労働基本権序説」社会科学討究（早稲田大学）3号と同じく、1956（昭和31）年に発表されたものである。野村が20年近く前に発表した論稿をほぼそのまま掲載したことは、自らの方法に訂正の必要はないとの自信の表われなのであろう。

一 資本主義社会における労働者の基本的要求

- 1 はじめに
- 2 「生きること」および「働くこと」の要求
- 3 「人間らしい条件で働くこと」の要求
- 4 「団結すること」の要求

二 労働者の基本的要求と基本権的意識

- 1 基本意識の生成
- 2 資本主義国家は労働者の要求を問題としなければならない

三 労働法という法の特異性

四 日本における労働関係の特質と労働法

五 現代日本における労働関係の特徴と労働法

野村は一1で、資本主義社会の労働関係では、「必然的に、失業や労働条件の劣悪さを予定しかつ生み出し、それゆえに「必然的に労働者に対して、『生きること』、生きるために『働くこと』、および『生きること』『働くこと』の要求を自主的にかちとるために『団結すること』、という一連の諸要求を生み出し、「このような問題解決への要求が、立法的に、労働法という新しい一団の法の領域を生み出し、この領域に対する学問的認識をよびおこすに至ったものである」と捉える（3-4頁）。このような言い回しは、野村のお気に入りなのであろう。既述のように、ほかの論稿でも、繰り返して出てくる。続く2ないし4で、このような命題について、詳述する。まず2では、生産手段が資本家の手に独占される一方、「生産手段を持たない者は、生きるためには、生産手段を持つ者に雇ってもらわなければならない」（4頁）。マルクスKarl Marxの『資本論』（1867-1894）が注記されていることから理解できるように、同稿

の上記のような基本認識は、マルキシズムに依拠するものである¹⁹⁹⁾。ただしその説明は、きわめて平易なものである。つぎに—3で「多くの労働力をば、配分して組織的に生産手段に結びつけ、また組織的にこれを動かしていく」資本主義生産が労働者の自由な意思を媒介にして実現することが現実にはいかなるものかを明らかにし、4で労働者が自らの生存を実現するためには、団結し、「集団的な交渉によって、条件の改善を要求し、要求が容れられるまでは就業しないというような行動にでる」。そのような団結が永続化したときに、労働組合運動へとなっていく。それゆえに「労働組合は、まず労働者が自分たちの手で人間らしい生活をかちとろうとして、すなわち『生きること』『働くこと』の要求を実現しようとして、必然的に発生してきた運動(9頁)であることを示す。そして二では、このような「基本的な要求は、労働組合運動を媒介として、労働者の権利意識、基本権的な規範意識に成長して転化していく」(10頁)。このような発想・記述はすでに言及してきたように、ほかの著作のなかでも用いられたものである。

そして三で野村は、労働力の再生産が資本主義的な生産方式を存続させるための基本的条件であることから、労働者の基本権的な意思を承認せざるをえない。「そこで現実には、労働組合運動に刺戟されつつ、このような考え方に譲歩して労働関係を規律する立法を作り、あるいは協約を通して自主的に形成される労使間の規範を承認したときに、国家的な労働法が成立する」(14頁)。そのような意味において、「労働法というのは、労働基本権の展開としての法体系であるべきだということになる」(同前所)。しかし現実には、理念通りには進むものではない。「労働法は、立法過程でも、解釈の過程でも、二つの対立した法的意識、すなわち労働基本権の意識と、これを否定しようとする意識との相剋関係の上におかれてくる」(16-17頁)。それゆえに「一方においては、職場を中心として、優れた協約上の規範をつくりあげていくということ、そして立法上および協約上とっている権利を実現していくということ、に努力をかたむける闘争、他面において、政治的目的をも含んだ幅広い労働者の立法の獲得や

199) 中山・竹下・前掲・『野村著作集』第1巻「解説」309頁。

権利を守る団体行動」の二つが労働法を支えるものとなる（17頁）——。このような記述は、先にみたように昭和20年代末の労働協約についてのそれと変わらない。さらに野村は四で今日でも「人権争議」の舞台となったことで有名な近江絹糸の労使関係を例にあげて、日本の労使関係の特徴として、つぎのような4点を指摘していた。第1に、仕事上の指揮命令関係が人的な、上下身分関係として意識されていた。第2に、いわゆる上の者の身分的優越意識が「極めて強烈である」。それに対応して第3に、「いわゆる下の者に権利に対する自覚が欠けている。そして第4に、女性に対する男性の優越が能力に関わりなく是認されている。その結果、賃金は低く、しかも上下の差が大きく、労働時間は不明確なものとなる。また制度上も、事実的にも、職制の権限が大きく、その面からの労務管理により、労働強化という結果を招いている。と。

野村は、このような「日本的な労働関係の特殊性を計算にいれて」労働法規の運用や解釈がなされねばならないとしている。しかし本書『労働基本権の展開』刊行当時（1975〔昭和50〕年）でも、そのような記述を訂正する必要はなかったのであろうか。いささか疑問に感じる。そして野村は五で、戦後「逆コース」などともいわれた労働組合、とくに官公労働組合に対する、国の対応にふれて、本論へと読者をいざなっている²⁰⁰⁾。

（2）「労働者の権利意識」

先の「労働基本権序説」および前章「資本主義と労働法」でのべたことを「権利意識」の形成という観点から、論じるのが第一部第二章である。野村によれば、破防法法案の撤回、労働法改悪反対、ゼネスト禁止法の立法反対を掲げた1952（昭和27）年6月、四波にわたってなされた政治ストである労闘（労働法規改悪反対闘争委員会）ストをへて、「権利闘争」ということが大きく取り上げられるようになったのは、1954（昭和29）年6月から9月にかけて105日間継続し、当時「人権争議」といわれた近江絹糸の争議であったとする²⁰¹⁾。同争

200) 本節は『展開』収録に際し、新たに加筆されたものである（同前稿310頁）。

201) ただし野村は、官公労働組合および組合員を対象とした論説や講演録では、権利

議では、使用者に対し労働組合を団体交渉と相手方としての承認を求めるにとどまらず、当該企業内における基本的な人権の遵守、すなわち宗教行事への参加強制中止、信書の開封・私物検査の停止、結婚・外出の自由など22項目にもおよぶ要求をかかげてストライキが継続し、最終的には中労委（会長・中山伊知郎）の（第3次）あっせん案を労使双方が受諾することにより、事実上組合側が勝利して終結した²⁰²⁾。ここで野村は、労働者の『生きること』『働くこと』『団結すること』という資本制生産のもとにおける労働者の基本的要求が労働組合への参加と活動を通じて「権利意識」へと生長し、それが労働基本権の実現につながることを論証しようとしたのであろう。その目次は、つぎのようなものとなっている（なお、その概要については、すでに中山・竹下・前掲「解説」313-315頁により、示されている）。

一 権利があるということ

意識の明確化や権利闘争ということが意識されるようになった契機は、1950年代後半、国労や機労による賃上げを目指したストライキに代わる休暇戦術や違法闘争を、合法的なものと意識していったことに始まると説明していた（たとえば「労働者の権利意識と権利闘争」月刊全電通24号〔1964〕65-66頁および「権利闘争の歴史と課題：団結権の『保障』とは何をなすか」〔講演録〕全通時報70号〔1965〕34頁参照）。むしろ、この方が「権利闘争」の起源として一般にいわれたことと符合しているように思われる。

202) 中山・竹下・前掲『野村著作集』第1巻「解説」314頁。近江絹糸争議については、多くの文献がある。その経緯を知るには、大河内・松尾・前掲書181-189頁が有用である。より詳しくは、上野輝将『近江絹糸人権争議の研究—戦後民主主義と社会運動—』（部落問題研究所・2009）を参照。なお青年法律家協会〔編〕『人権争議：近江絹糸労働者のたたかい』（法律文化社・1955）には、多くの労働法研究者が関与した現地報告であった。同争議に関する最新の文献である本田一成『写真記録・三島由紀夫が書かなかった近江絹糸人権争議——絹とクミアイ』（新評論・2019）は、その過度に説明的な表題が示すように、多数の写真が掲載されており、普段の日常生活のなかで労働争議を見かけたり、論じたりする機会がほとんどない現代では、65年前の出来事として、それがどのようなものかを知るに有用である。蛇足ながら、説明調の長々しい本の表題は、三島が近江絹糸争議に材をとった小説「絹と明察」（1964）を発表した（新潮文庫・1987）ことをのべているのであろう。

- 二 権利と権利意識
- 三 権利意識の生成
- 四 労働者の権利意識の生成
- 五 労働者の権利の性格と権利意識
- 六 戦後日本における権利意識
- 七 日本における労働者的権利意識の問題

まず野村は一で「権利意識」について、「『これは自分の権利だ』という自覚」であると概略的に捉えている。そして人に「権利」があるというとき、それは権利者に対して、一定の社会生活上の利益範囲を国家的強制力をもって保障している」ことを意味し、反面「他の人々は、権利者の有する権利、したがって権利によって保障された利益範囲に対する支配を承認しなければならない」という、他の権利者に対する義務を予想していると捉える(25-26頁)。続けて二で、このことは近代法上、制度として承認されているとする。しかし法制度上権利が保障されていることは、必ずしも権利者が現実に権利を主張したり、またそうする条件があることを意味するものではないと、野村は注意を喚起する。すなわち権利があってもこれを権利として自覚しない者もいれば、裁判提起の不便や困難さなどから、その存在を自覚しながらも権利の主張をできないような場合もあれば、ある者の権利主張がほかの者らにより尊重されないということもあろう(28頁)。それゆえに野村は「権利意識」の内容を次のように説明している(29頁)。

「法律によって保障された権利でも、……これを権利だとして自覚し、守ろうとする意思が存在しないかぎり、またこの意思を行動にまで移さないかぎり、また権利の行使をそれとして承認する社会的条件や社会意識が存在しないならば、なかなか社会のなかに実現されえないのである。権利のあることを自覚し、これを主張しようとする意思と権利の行使を承認し尊重しようとする意識こそ、権利意識と呼ばれるものの内容である」。

つぎに野村は三の冒頭で、つぎのように宣している(30頁、下線は引用者)。

「法律によって規定された諸権利は、常にこれを実現すべき社会的担い手を前提としている。そして担い手となる階級がそもそも担い手となるとい

うこと、すなわちその要求の実現のために闘うということは、その要求こそ正当であるという自覚に裏打ちされている。そしてその闘いのうちにこの正当性の自覚は強まり、逆に闘いの幅と深さを形成していくのである。自らの要求こそ正当であるという自覚の伴わないところに闘いは起らないし継続しない。そしてこの要求を闘う闘いにうち勝ったときに、それらの諸要求は近代法の上に権利として定着してきたのである」。

上に引用したように野村は、人が自らの主張や要求を実現せんとした行動を「闘い」と表現し、このような文言を上記引用箇所でも繰り返して使用している。それは、近代法上の権利が新興ブルジョワジーにより、封建制に対する「闘い」を通じて実現したものであることを強調しているのであろう。野村は、このことを日本国憲法97条と12条に表現されているとする。

それでは、近代法が適用される資本主義社会において、労働者の権利意識は、どのように実現するのであろうか。野村は、**四**で資本制生産様式のもとにある社会で労働者が自らの「生きること」「働くこと」の基本的要求は、権利意識——これについては、制度上承認された自らの権利だとの自覚と、いまだ承認されていないときには、権利として認められるべきものだとの意識の二つの側面がある——に支えられた労働組合運動を通じて、実現するとする(31-34頁)。資本制社会はその維持・存続に労働者=労働力の存在を不可欠とする。個別資本による労働力の摩滅には、資本主義国家も黙視することはできない。それゆえに労働保護法制を実現し、労働組合を承認する。しかし、それは資本主義的生産を可能とするだけの労働力の確保にとどまるものである。別言すれば、労働組合結成が認められるとしても、それは資本の支配体制を脅かさぬ限度においてである(34頁)。

こうして労働者の権利が国家法上承認されたとしても、これを否認しようとする勢力との緊張関係が継続する。労働者の権利やその具体的な展開としての労働法は、立法過程においても、解釈・適用の過程においても、一方の「労働者意識」と他方のこれを「否定する意識」とのあいだの相克の関係のなかにおかれている。労働者は生成の過程のみならず、維持・発展させるためには、労働者の権利意識をもつ団体の闘いが必要である(以上、**五** 35-37頁)。すな

わち労働者の権利意識が定着しても、それは国家法上の権利と同一のものではない。労働者が自らの権利を存続させるには、常にこれと対抗する勢力との「闘い」を継続させなければならないということであろうか²⁰³⁾。

(3) 団結権の重視と法解釈

ここで、上記のことに関連して、「団結権」日本労働法学会〔編〕『新労働法講座』1労働法の基礎理論〔再版〕²⁰⁴⁾(有斐閣・1969)のちに『野村著作集』2巻53-67頁収録に言及しておきたい。同稿の目次構成は、つぎのようなものである。

- 一 団結と団結権
- 二 憲法における団結権の意味
- 三 団結権を担保するもの
- 四 使用者の干渉と労働組合

同稿は、『展開』に収録されている、野村が先の二稿を発表したあと、その円熟期ともいふべき1969(昭和44)年(当時67歳)に発表したものであることから、初井は「野村……団結権理論の骨格のすべてが示されている」とのべている²⁰⁵⁾。野村はまず一で前掲「団結意識」稿の内容を要約して示したあと、二で、従前の論稿とは異なり、団結権が法的に承認されてきた歴史過程を摘記するのではなく、「事実としての団結」と「法的規範概念としての団結権」と区別し

203) 中山・前掲「戦後民主主義と野村法学」2完106頁。なお野村は自身がしばしば寄稿した労働法律旬報500号(1963年9月)の巻頭(2頁)に「権利闘争ということ」についてのべている。そのなかで野村は、(1)権利侵害の現象面だけでなく、それが労働政策上の組合対策でもあることを認識し、権利闘争が官公労働者のみならず、民間労働者との共通の要求として立ち向われるべきだと指摘していた。

204) 同稿は、初版刊行時(1966年)の執筆者(宮島尚史)の割愛希望により、野村が新たに執筆したものであった(同書「はしがき」2頁)。なお、その詳しい経緯については、有泉亨「労働法講座編集あれこれ」現代労働法講座第2巻『労働組合』(総合労働研究所・1980)しおり1-3頁が明らかにしている。

205) 初井・前掲『野村著作集』第2巻「解説」302頁。

ながら、とくに自らに向けられた「事実はずぐには法規範にならない」「資本制国家における団結権等は国家の政策意思の表現であって、そこには自ずから資本主義法としての本来的限界をもっている」との批判に答えている(56-58頁)。すなわち前者について「一般論としてそのことを少しも否定しない」とし、また後者の限界があること自体、「まさにその通りだと賛同する」として、いずれの指摘についても肯定している。しかしながら野村は、「日本における団結権等についての憲法の規定は、まさに労働者の団結体が、資本に、あるいは資本主義国家の労働政策に対決してきた事実を、そのものとして規範内容に取り入れたもの〔である〕と考えたのであって、この点に対する限り私は今までの考え方を改める必要を感じてはいない」と続けている(56-57頁)。このようにのべる背景として、野村には、つぎのような認識があったのであろう(56-57頁)。

「労働者の権利意識としての団結権と国家法上における団結権とは重なる時点がある。それは資本主義国家の体制的危機が現実化し、労働者階級の運動が極度に体制そのものを脅かしたさい、それとの妥協ないし譲歩としてあらわれる場合である。第一次大戦後のワイマール憲法や第二次大戦後のいくつかの資本主義国家の新憲法における労働基本権規定などを例にとることができるであろう。……日本国憲法二八条が規定化された時点においていわれた団結権等の労働基本権は、まさに事実としての団結権を内容とし、それを権利として承認したものだと考えているのである。こうした労働運動の闘いが団結権等の保障を憲法において承認せしめたこと自体、憲法規範がこれを率直に承認せざるを得なかったのである」。

戦後わが国の憲法における労働基本権の承認、それに先立つ労働組合法の制定は、欧米諸国の例にみられたような場合とは異なり、占領軍による日本の民主化の実現の一環として、外部から「与えられた」ものであった。野村は、そのようなものであっても、基本権保障の実現が支配階級の側からの「譲歩」の現われであったと捉えていた。中山和久は野村の応答について、資本主義国家の法としての限界を認識しながら、憲法28条が労働者階級の基本的要求をそのものとして承認したというためには、同97条を引用する等では、なお不十分で

あったとする指摘もありえようとする。ただし同人はあわせて、野村において「資本主義法としての限界」という点について、弾力的に捉えていたのではないかと、擁護している。つまり論理的に措定される資本主義の限界は、固定的なものではなく、弾性を持ち、野村はそれが資本主義を克服しない限り超えることができないとは考えていなかったのではないかと述べている²⁰⁶⁾。これは、資本制社会において労働者の権利の承認と行使が許容される範囲は広いということであろうか²⁰⁷⁾。

2 裁判例の展開にみる官公労組の権利闘争との伴走

さて『展開』の第二部と第三部は、第一部における記述を受け、官公労働組合の権利闘争の展開を時間的経過に即して追跡したものである。一方の第二部

206) 以上、中山・前掲「野村法学」2・106頁。なお同「日本の法学者一人と学問／野村平爾：労働者の立場から生ける法を形成」法学セミナー301号(1980・3)151頁は、「野村にとってみれば、こうした……批判は〔相手が〕法律解釈にあたって批判者自から設定した枠に収まっていないとする批判にすぎず、そのような枠を設定しない側にとってみれば痛痒を感じないものだったのではなからうか」とも述べていた。つまり、基本的な価値観の相違ということであろうか。しかし、そのような理解にたつかぎり、議論はそこで終わってしまい、以降の展開はありえないということになってしまうのではないだろうか。

207) この点に関して横井・前掲「野村先生のことなど」12頁は、野村が法理論構築にあたり「事実立脚し事実を重視しようとしていた」が、野村は決して「そのことだけで満足」していなかったであろうと推測していた。すなわち、そこでは「つねに、なぜそうした法理論を構築するかという問いかけと不可分であった」からであるという。このように指摘したあと、横井は、つぎのように続けている(同前所)。

「もし野村法学にたいして、あまりにも政治主義的、あまりにもイデオロギー的に過ぎるとの批判を投げかける者がいたとすれば、おそらく野村先生は『そのとおりです』と莞爾として答えられたのではなからうか。多分先生は、学問ないし社会科学とは本来そうしたものは無縁ではありえない、と考えておられたであろうからである」。

このようにいう横井の脳裏には、価値判断を抜きにした社会科学としての労働法学は存在し得ないとの課題意識があったのではなからうか。

は、ILO87号条約批准(1965〔昭和40〕年)にいたるまでの政府の対応と組合運動の経緯を明らかにしている。他方、第三部は同上ILO条約が批准されたのちの1960年代半ば以降の国内裁判例の展開に示された権利闘争のあり様を追跡している。

(1) 権利闘争としてのILO条約批准要求

「戦後団結権史の側面」という副題のふされた第二部第一章「ILO八七号条約批准運動の展開」は、つぎのような構成のもとに執筆された。

- 一 はじめに
- 二 批准要求の運動は何故に起ったか
 - 1 立法における団結権および団体行動権の制限
 - (1) 争議権の剥奪について
 - (2) 団交権・協約締結権の制限について
 - (3) 団結権の制限について
 - (4) 団結権侵害に対する救済について
 - 2 争議権等剥奪の代償制度の機能
 - (1) 公労法上の強制仲裁制度の機能について
 - (2) 人事院の給与勧告等について
 - (3) 地方公務員法上の人事委員会等の機能について
 - 3 争議権剥奪下に官公労働者の状態はいかに変化したか
 - (1) 官公労働者の賃金その他の労働条件悪化
 - (2) 賃金・労働条件悪化は何によって生れたか
 - 4 官公労働者の実力行使の展開
 - (1) 実力行使の推移
 - (イ) 第一号裁定時／(ロ) 第三号裁定時／(ハ) 第八号裁定時／(ニ) 裁定一四号をめぐる問題／(ホ) 一四号裁定以後の経過／(ヘ) 公労委第三号裁定時(国鉄の三二春闘)
 - (2) 三二年春闘以後における問題
 - (イ) 処分撤回闘争／(ロ) 春闘および処分撤回闘争の提起した問題

点

5 団交再開の闘争と法廷闘争

(1) 国労の藤林幹旋案の受諾

(2) 団交義務確認訴訟判決と機労三役の改選

三 ILOに対する抗議申立とその後の推移

1 全通の闘争と結社の自由委員会への抗議申立

以上が法律時報34巻9、10、11の各号(1962)および35巻1号(1963)に連載された4回分の目次を示したものである(57-124頁)²⁰⁸⁾。これに対し、以下は続稿として同37巻7、9、13の各号(1965)に三「ILOに対する抗議申立とその後の推移(続き)」として、3回掲載されたものである(124-181頁・目次中〔 〕内の数字は雑誌掲載時のそれをさす)²⁰⁹⁾。

2 〔一〕 第三二次結社の自由委員会報告以降の政府の動き

208) 同稿の法律時報35巻1号における連載4回目の末尾74頁で、野村は、当初の予定である連載4回でILO条約批准問題と、それに関する残された課題の提示にいたることができなかったが、「あまりに長く多くの頁をのべて占領^{〔マ〕}することが心ないことにも思われますので、本稿はここで一度打切らせて頂きます」としていた。中山・前掲「野村法学」2・105頁は、同稿を、野村・前掲「形成と解体」および同・前掲「労働運動と労働法」とともに、野村が「労働法の歴史と労働政策の側と、労働運動の側との交錯の中に形成される激流とみる立場」を示した「独自の労働法史」を表わしたものだとしている。なお同前所は、野村には、労働組合運動が路線の対立の歴史であるにもかかわらず、運動への直接的な批判がなかったことが注目されるとのべている。野村が行なったのは、ユニオン・ショップ協定の効力——「ユニオン・ショップ条項と団結権の保障」法律時報27巻9号(1955)のちに前掲『理論と展開』に収録——であり、組合分裂と組合財産の帰属いかん——「組合分裂と組合財産分割請求権」労働法(学会誌)31号(1968)のちに前掲『野村著作集』第2巻に収録——という法律問題としてであったとのべている。

209) 約1年半後に同稿連載を再開する(法律時報37巻8号〔1965〕)にあたり——ただしタイトルは「展開過程・1」と表記している——、野村は「はじめに」で政府が87号条約批准の国会での手続にいたったことから「続稿を書く機会を与えてもらうことにした」とのべている。

- 3〔二〕 全通団交再開闘争とその一応の結末
- 4〔三〕 第一次八七号条約承認案と国内法整備法案の提出
- 5〔四〕 スト権奪還委員会の成立
- 6〔五〕 各労働組合の結社の自由委員会への抗議申立
 - (1) 全通の追加情報と国労の抗議申立
 - (2) 日教組の抗議申立
 - (3) 国公共闘の抗議申立
 - (4) 自治労の抗議申立

7 五四次、五八次報告その他〔ただし、これは単行本化に際し、加筆〕²¹⁰⁾

野村は第一章の冒頭近くで「ILO八七号批准運動の歴史は『戦後日本における団結権・争議権の発展史』であり、……日本の組合運動における労働基本権奪還の運動の一側面でもある」(58頁)とのべている。

団結の自由および団結権保護条約(87号)は、ILOにおける基本的条約の一つである。同条約は1948年7月——奇しくも、わが国でマッカーサー書簡が示され、政令201号が出て、官公労働者の争議権等が否定された年の同じ月——に採択され、1950年発効し、2003年までに加盟国187か国中155か国が批准している。同条約の中心は、第2条および第3条であろう。

第2条「労働者及び使用者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、およびその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する」。

第3条1「労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する」。

2「公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えねばならない」。

210) ただし本書『展開』に収録する際に、上記のように加筆がなされ、また第二章として別稿が付け加えられたとしても、同稿それ自体は未完のものであった(中山・竹下・前掲『野村著作集』第1巻「解説」316頁)。

すなわち87号条約の第2条は(1)労働者と使用者が「自ら選択する」職業組合を設立し、これに加入する権利を有すること、(2)「事前の許可をえることなく、(3)「いかなる差別をなしに」このような団体を結成し、加入する自由がある。また第3条は、労使団体が(1)「その規約および規則を作成」し、(2)「自由に、その代表を選」び、(3)団体の「管理および活動について定め」、および(4)団体の「計画を策定する」ことの四つの権利を有することを規定している。そして同条第2項は、公の機関はその権利を制限したり、権利の合法的行使を妨げるような干渉をしてはならないとしている。本条約は、軍隊と警察を例外として、等しく労使双方に適用されるものである(9条)ことから、その適用範囲は広い。公務員も通常の労働者と同じく、結社の自由を享受する。なお本条約は「労働者及び使用者」という文言を使用していることから、労働組合の結成のみならず、使用者団体をも含めた職業団体の結成に関する、国家からの自由を定めたものと捉えることも可能であろう。しかし本条約で保護されるべきは、労働組合だと解されている。すなわち、ここでの使用者とは『実質的には労働者である使用者』が想定されているということに注意しなければならない。ILOの監視機構は、経営管理職である労働者が一般労働者らの結成する労働組合に参加するのを制限することは認めているけれども、偽装的な昇進により、自ら選択する組合に参加することを結果的に禁止するような法やその実行を条約に違反するとされる²¹¹⁾。

ここで紹介する、『展開』第二部第一章として収録された法律時報誌に前後7回にわたって連載された論稿の表題は繰り返すが、「ILO八七号条約批准運動の展開」というものである。しかし同稿の過半を占める前段部分(57-124頁)、すなわち法律時報34巻9ないし11号(1962〔昭和37〕年)および35巻1号(1963〔昭和38〕年)掲載分は、ILO87号条約それ自体には、ほとんど言及されていない。それは、野村にとっての関心は、二の見出しに端的に表われているように、87号条約「批准要求の運動は何故に起きたか」ということに

211) 以上、『講座ILO(国際労働機関)—社会正義の実現をめざして—』(下巻)(日本ILO協会・1999)30-32頁(吾郷眞一)。

あったからであろう。すなわち、一方は「なぜ公労法や公務員法を改めるかまたは廃止する必要を感じ運動を展開しなければならなかったか」(61頁)ということであり、他方は「なぜこれらの運動を国際的舞台に持ち出し、八七号条約批准の促進をILO諸機関の日本政府への勧告という形において実現しようとしたか」(同前所)ということであった。別言すれば、これらは、ILOへの提訴にいたるまでのわが国官公労働者における労働基本権の制限・剥奪がなされた経緯とそれに対抗・抗議をする労働者らの組合運動と、それに対し懲戒処分や刑事責任追及をもって応えた政府の対応について、時間的推移を追いながら批判的に明らかにすることであった。それはいわばILO条約批准闘争前史ともいうべきものであったといってもよかろう。野村自身はILO批准闘争について、日本政府がILO条約を批准せざるをえない事情のなかで、国内法に関しどう対処しようとしたのか、その政治・経済情勢のなかで労働者の権利の展開には、どのような限界が考えられるかということを明らかにしようとしたものであったとのべていた²¹²⁾。すなわち野村により二の冒頭箇所「今後の八七号条約批准運動の大きな原因」として、七つのことが指摘されている(62-63頁)。

- (1) 日本の官公労働者の団結権および団体行動権は、「立法的に大きな制約」がある。
- (2) 官公労働者からの「争議権の剥奪についての代償措置」である仲裁裁定制度等がそれに見合うべき機能を営んでいない。
- (3) 「その結果としての〔労働基本権を制限した〕10年の歴史は労働者の生活上・雇用上の利益をまもりえないことを立証してきた」。
- (4) そのため組合が行なった実力行使は一面では労働者の権利意識を高めたけれども、他面、「組合抑圧の行政方針によって、〔組合役員や争議への参加労働者に対する解雇を含む懲戒や、裁判闘争とそれにとまなう金銭負担などの〕おびただしい犠牲を組合側に強要すること」になった。

212) 野村・前掲「批准運動の展開」(4)74頁。

- (5) このような弾圧と闘うには法廷闘争と結合することが必要であるけれども、それは「多くの期待を持ちえない」状況にあった。
- (6) 「国会を通じてこれらの抑圧の法的基礎を提供する立法改正を実現するには、国会内〔野党〕勢力が必ずしも強くない」。
- (7) ILOは戦後、87号条約(1948)、98号条約(1949)および105号条約(1957)が採択され、結社の自由委員会が設けられ、条約未批准国に対しても組合権擁護のための申立に基づいて必要な措置をとることを理事会に勧告しうる事情ができた。「そこでこれらの手段を利用すれば国内における運動の展開を外から有効に支援させうる条件が存在した」。

日本でILO87号条約批准が問題となり始めたのは、1957(昭和32)年6月の同総会あたりからであった²¹³⁾。同年春闘に際しての実力行動に対し、当局により国労(国鉄労働組合)および国鉄機労(機関車労組のちの動労〔動力車労組])を中心にした大量処分がなされ、それに対する処分撤回闘争が実施され、これに対し当局は再び処分をもって応えるということが繰り返された。国労・機労が解雇処分となった役員を再選したことに對し、当局は公労法(公共企業体等労働関係法)4条3項——「公共企業体等の職員でなければ、その公共企業体等の職員の組合の組合員又はその役員となることができない」と規定されていた(地公労法5条3項も同じ)——に違反するとして、団体交渉を拒否した。同様の対応は、翌年の春闘に際しての全通(全通信従業員組合〔2007年解散、全郵政〈全日本郵政労組〉と統合して、日本郵政グループ労組〔JP労組〕となる])の職場大会戦術に対しても繰り返された。裁判所に訴えても、「公労法は……職員のための団結に対して公共企業体等が団体交渉を正当な理由なくして拒否することを不当労働行為とする政策をとっている」が、「公労法にいうところの『職員の組合』とはいかなる組合であるべきかは立法政策上自由に定

213) わが国におけるILO条約批准をめぐる議論については、最高裁判所事務総局〔編〕『ILO関係資料集』368-378頁に引用されているように、多数の文献が発表・刊行されている。

められる」として、団交応諾義務確認の訴えを斥けた（機労事件〔東京地判昭和32年11月2日労旬別冊290号〕²¹⁴⁾。こうしてこれらの組合はILO結社の自由委員会に申し立て、翌1958（昭和33）年11月の同理事会に提出された結社の自由委員会第三二次報告（179号事件）のなかで、公労法4条3項が労働者の代表選出権（87号条約3条）への干渉にあたる可能性がある等の意見が示されるにいたった²¹⁵⁾。

要するに、官公労働組合および総評（日本労働組合総評議会）にとって、国内で裁判に訴えても有利な判断をえることはできず、弾圧立法の改正を実現しようにも、当時の国会における与野党の議席数から困難であるなどの事情から、ILOという「外圧」を利用して権利回復を実現しようと思図したものであった²¹⁶⁾。以上のことは、野村がこの法律時報誌の連載稿のなかで詳しくのべている。

214) 野村は同判決が『団結権を憲法上保障することによって公共の福祉が維持される」とする憲法の精神および団結権の行使自体から国民全体の利益に対する直接的かつ具体的な危険が発生することがない』との「団結権について正しい歴史として正しい立場」にありながらも、何故に団交義務について「単純に公労法の条文の文字解釈だけにとどまったのか」を検討している（「公労法第四条第三項」同・前掲『労働法ノート』14・のちに前掲『野村著作集』第5巻49-52頁）。

215) 野村が最初にILOの存在と活動の知識をえたのは、戦前の米欧留学の際であった（山本・前掲『野村著作集』第5巻「解説」284-285頁も言及）と思われるが、それが具体的にはいかなるものであったのかは不明である。

216) 沼田稲次郎「権利闘争と野村先生」労働法律旬報972号（1979）7頁。1957（昭和32）の国労および動労の事件は、ILO総会で原口幸隆労働者代表——ILOは、公益・労働者・使用者の各代表の三者構成からなる——による団結権尊重を求めた決議案提出に始まる。野村が関与するのは、翌年、全通の組合三役（執行委員長・副執行委員長・書記長）が免職となったが、当局により適法な代表者（現職職員中より三役）が選出されなければ、公労法4条3項に違反する組合から団交要求には応じられないとして、団交拒否が1年8か月ものあいだ、続いたときに全通から相談を受けたことを契機とするものであった。結社の自由委員会への提訴に際し、野村が指摘したのは、（1）公労法4条3項（逆締付規定）ではなく、同法17条（争議行為の全面禁止）をより重視することと、（2）公労法17条違憲論ではなく、争議行為禁止により全通組合員の生活がいかに困難な状況にいたっているか、公労委の仲

野村がILO結社の自由委員会への提訴について具体的に言及するのは、野村が2年半後連載を再開した後半であった²¹⁷⁾。しかしそれは、ドライバー委員

裁判定が賃金決定の代替機能をはたしていないことなどの「事実」をもって示すことであったという(中山和久「ILO闘争と野村先生」同前誌9-10頁および島田信義「野村先生の労働法学」同前33頁)。

217) なお野村は同稿を法律時報誌に連載する以前から、すでに官公労働者の労働基本権問題について関心を寄せ、論稿を発表していた。山本吉人によれば、『野村著作集』第5巻官公労働法と権利闘争(労働旬報社・1978)には、「労働者の権利闘争に関連のある諸論文を中心に収録」しているけれども、ほかの巻とは異なり、既刊の「『展開』に収録された論文はあえて再録しないという原則」をたてたうえで、収録すべき論稿の選択がなされたとのべている(同「解説」同前書277、278頁)。そこで、両者の収録論文を併せみれば、野村の問題関心の推移も理解できると思われるので、『野村著作集』第5巻中「ILO条約批准闘争の展開」の表題のもとに収録されている論稿表題を、以下に掲げる。

「公労法第四条第三項〔昭和三年一月〕」前掲『労働法ノート』14

「郵便物遅配の責任〔昭和三年一月〕」前掲『続労働法ノート』12

「公務員組合の登録と団結権〔昭和四年六月〕」同前書2

「団結権保障とILO条約〔昭和三年三月〕」憲法問題研究会〔編〕『憲法を生かすもの』(岩波新書・1961)

「八七号条約批准のあとにくるもの〔昭和三年五月〕」労働組合主義2巻5号(1961・5)

「勤務条件措置要求と勤評規則〔昭和七年四月〕」前掲『続労働法ノート』4

「憲法第八条と地公法——都教組勤評闘争事件に関連して〔昭和七年七月〕」

同前書15

「八七号条約の批准とその後の課題昭和七年八月」月刊労働問題51号(1962・8)

「ようやく動きだした労働基本権法理〔昭和八年二月〕」前掲『続労働法ノート』

14

「公労法第一七条違反の争議行為と刑事責任〔昭和八年四月〕」同前書10

「地方公務員の組織〔昭和七年二月〕」同前書3

「八七号批准と公務員の団交権〔昭和八年八月〕」月刊労働問題63号(1963・8)

「争議権のILO的考え方と憲法第二八条〔昭和八年八月〕」前掲『続労働法ノート』6

会（結社の自由および団結権の保護に関する条約に関する対日実情調査調停委員会）が発足したところで終わり、同連載それ自体は未完のままで中断された。続きは第二章「ILO調停案の評価と権利闘争の課題」に委ねられている。ただし同章は、ILO87号条約批准をめぐる権利闘争に関する総括というよりは、むしろドライバー事実調査調停委員会——1965(昭和40)年1月に来日し、約2週間にわたって調査と調停に従事——の報告書を紹介し、労資双方に示した調停案および、それに関連したプラス・マイナス双方の側面を示すものであった²¹⁸⁾。

こうしてILO87号条約が批准されたあと、課題はむしろ最高裁を含む裁判所に対し、いかに働きかけるのかの方へと移行し、そのことは『労働基本権の展開』第三部に収録された論稿のなかで論じられることとなった。

「待たなしのILO八七号条約批准〔昭和三九年三月〕」エコノミスト47巻11号(1964・3・17)号

このように一覧を作ってみると、『野村著作集』第5巻収載の官公労働者の労働基本権に関する論稿の多くが二つの『労働法ノート』に掲載されたものから成り立っていることがわかる。すなわち野村は官公労働者の労働基本権に関する法解釈論的な課題については、同前二書に収録された論稿を中心に諸種の雑誌に発表することにより対応していたのである。

218) 野村「^(ママ)権利斗争とは何か」(上) ^(ママ)労働ニュース(総評教宣局)1302号(1964・1・28)12頁は、87号条約批准闘争の過程で、それだけが権利闘争ではないし、スト権奪還とともに、労働者の基本的な権利を奪い返すことがスト権奪還闘争であり、そのためには職場での活動も重要であるとの考え方が打ち出された。しかし一般組合員のなかに、そのような考え方が必ずしも十分に浸透しなかった、また民間組合のあいだには、スト権奪還は官公労働組合・労働者の問題であり、自分たちには関係ないという意識が強かったと指摘していた。そして同(下)1304号(1964・2・4)4頁は、そのような傾向は「まことに悲しむべきことだけれども貴重な教訓を提供している」とのべている。なお同(中)1303号(1964・1・31)13-15頁は、三井三池炭鉱^{よつやま}四山鉱における落盤事故(1961年10月18日か?)を例にして、労働組合が行う闘争は、不当弾圧反対であれ、国会でのそれであれ、合理化反対であれ、「わがちがたく一つに結びついている」としている。

(2) 権利闘争としての労働基本権裁判

ついで「スト権奪還」を目指した権利闘争と、それに対する司法裁判所の対応の変遷を通覧するというのが、『展開』第三部の課題であったのであろう。ここでは、裁判例を素材としながらも、判例批評・研究とは異なる、判例を素材とした「官公労働運動、権利闘争のための理論提供」²¹⁹⁾を行なわんという性格は、第二部以上に強く現われているに思われる。野村は全農林警職法事件判決(後掲)が示されたのち、官公労働者の争議権問題については、大きく三つの段階に分けることができるとのべていた²²⁰⁾。それによれば、第1段階は、公共の福祉が労働基本権に優越するとしていた時期である。第2段階は、10・26判決および4・2判決に示された公共の福祉を、「国民生活に対する重大な障害」を回避するという意味に置き換え、争議行為を禁止することにより保護すべき法益と、労働基本権を保護することにより実現すべきそれとを比較衡量しようとの「限定解釈論」を採用した時期である。そして第3段階とは、「公共の福祉」「全体の奉仕者」論に帰着した、実質的には第一段階への復帰傾向の顕著な4・25判決後の時期である²²¹⁾。本稿では、このような野村の視点(論述の順序)にしたがい、『労働基本権の展開』第三部中第1段階に対応する、第一ないし第四章のうち第一および第二両章、第2段階について論じる同前書第五、第六および第七の各章²²²⁾、そして第3段階にあたる第八章について、紹介・検討する

219) 山本・前掲『野村著作集』第5巻「解説」287頁。

220) 同じく1962(昭和37)年3月から1974(昭和49)年12月の全農林事件にいたるまでの、裁判例の動向を追跡した諸論稿を集めたものに、中山和久『争議権裁判例の軌跡——現代官公労働法の焦点』(一粒社・1975)がある。

221) 野村「労働判例の動向とスト権奪還へのみち」全通時報143・4合併号(1973)のちに野村・前掲『著作集』第5巻所収234-235頁。このように裁判例の展開を三つの段階に区分する捉え方は、今日一般的なものとなっている(たとえば、道幸哲也「労働基本権の制限—全農林警職法事件」ジュリスト別冊『労働判例百選〔第8版〕』〔2009〕13頁参照)。

222) 国家公務員および地方公務員について、法は争議行為を禁止する(国公法98条5項、地公法37条)が、その違反に罰則規定を欠く一方、その教唆・煽動・共謀・企画する者に対する処罰〔3年以下の懲役または10万円以下の罰金〕規定(国公法110

ことにしたい。

(ア) 官公労働者の労働基本権問題に関する最高裁判例の動向—第一段階

野村はまず、第一章「労働基本権にかかわる一連の判決」は、『『権利闘争』ということについては、実は簡単に口にされながら、必ずしも実体としてまだはっきり把握されていない』（「はじめに」202頁）として、勤評反対十割休暇闘争が地公法61条4号違反に問われた都教組事件（東京地判昭和37・4・18下刑集4巻3・4号303頁）以来、同年中に示され労働基本権に関する司法判断を中心に紹介している。それらは、次のような構成となっている。（1）「団結権・団体交渉権をめぐる」：埼玉高（県）教組事件（浦和地判昭和37・11・〔日付不明〕）、全通岩手地本事件（昭和37年10月22日16労旬別冊477号2頁）、浦和教組事件の各判決、（2）「有給休暇戦術の評価をめぐる」：（都教組事件〔前掲〕、佐賀教組事件（佐賀地判昭和37年8月27日下刑集4巻7・8号713頁）、（3）「公共の福祉と争議行為の制限について」：（全通中郵事件〔東京地判昭和37・5・30下刑集4巻5・6号485頁〕、都教組事件〔前掲〕、佐賀教組事件〔前掲〕）、（4）「争議行為禁止の代償制度」：（都教組事件〔前掲〕、佐賀県教組事

条1項17号および地公法61条4号）を設けている。紹介を省略した『展開』中の第三章「労働組合運動と教唆・扇動共謀等——高知地裁判決を機縁として」は、これらが治安警察法17条（1900〔明治33〕年）や破防法（1957〔昭和27〕年）などに連なる治安刑法の系譜に属し、労働組合運動を治安対策の対象として捉えるものではないかとして、批判的に検討している。また第四章「労働法への治安法規の浸透現象——点検闘争に関する安西郵便局〔静岡県〕事件高裁判決〔東京高判昭和40・1・29〕に関連して」は、全通労組により上記郵便局局舎内でなされた「点検闘争」——職場内で労基法等の法令や労使協定が適用・実施されているかどうかを点検し、違反を発見したときは、これに抗議し、その是正を実現させんという組合活動（職場闘争）——のなかでなされた組合員の行動——郵便局長が両手を上げて立入りを止めたにもかかわらず、局所内に立ち入ったこと、同局長の腕を引っ張った、胸を押してよめかせた——を「点検闘争に名をかりた暴力事件」として実刑判決（懲役3月）を言い渡した二審判決（一審は懲役2月、執行猶予1年）の事実認定や法的評価のあり方を「治安法的考え方の労働法への浸透」（294頁）として批判的に取り上げている。

件〔前掲〕)、(5)「争議行為と刑事責任」:(都教組事件〔前掲〕・全通中郵便事件〔前掲〕・国鉄摩周丸事件〔函館地判昭和35・3・5下刑集2巻3・4号445頁、国鉄室蘭機関区事件〔札幌高判昭和37・10・11〕、国鉄柳井駅事件〔山口地岩国支判昭和35・9・5国労関係裁判例集〈1〉538頁、国労名古屋地本事件〔名古屋地判昭和37・7・7判時311号4頁〕の各判決である。そして(6)として「国労北陸おおび新潟地本の不当労働行為救済命令」を取り上げている。野村は、上記の裁判例や救済命令を検討したうえで「公共の福祉」を根拠に官公労働者の労働基本権を制限ないし禁止することを適法としてきた最高裁の考え方が動揺し始めたのではないかと積極的・肯定的に捉えていた。

ところが野村の理解は翌年の1963(昭和38)年春闘の最中であつた3月15日に示された国鉄檜山丸〔艦船侵入〕および全通島根〔松江郵便局公務執行妨害〕両事件に関する最高裁第二小法廷の二つの判決(前者:刑集17巻2号23頁、後者:判時330号11頁)により、打ち碎かれてしまった。

このことを踏まえて野村は、第二章「三・一五判決以降の裁判所の動向と権利闘争」で、「三・一五判決以降、この考え方は実際上下級審裁判官に対してどんな影響を生じ〔させ〕たか」(246頁)を検討している。それによれば、「最高裁判決と同一の傾向を示した下級審判決」「最高裁判決に正面から抗議した三判決」「最高裁判決の機能を実質的にさけた判例」そして最後者の類型に属するが、「他の闘争形態について合法性を承認せられたいくつかの例」という四つの傾向がみられたと指摘している。そのうえで野村は「二つの相対立する労働基本権に対する考え方があり、そしてこの背後にこれに相対応する社会的矛盾が存在している」(265頁)と指摘している。そのうえで「われわれの採る路はその明るい面を伸ばすことであり、暗い面を絶滅させることである」としている(266頁)。

当時は、いまだ下級裁判所(裁判官)においては、最高裁の判断とは異なるそれを示すものもみられた。しかし1970年代以降、最高裁事務総局による「統制」の強まりのなかで、地裁や高裁がそれぞれの事案に応じた、独自の判断を示すこともなくなったことは、大いなる相違点であろう²²³⁾。

(イ) 官公労働者の労働基本権問題に関する最高裁判例の動向—第二段階

10・26判決と4・2判決を中心とした最高裁が旧来の判例法理を変更ないし修正した時期である第二段階における最高裁の対応を検討しているのが、第五および第六の両章である。まず前者の「全通中郵事件判決と残された問題点」で、野村は同判決の特徴を3点にまとめている²²⁴⁾。すなわち(1)従来の公共の福祉論をとらず、労働基本権と国民のもつ他の基本的法益との比較衡量論がとられたこと、(2)従来にくらべて労働基本権を尊重すべきことが明確にされ、基本権制限の最少限度論が示されたこと、(3)可罰的違法性の認められる場合が限定されたこと、公労法17条違反の争議行為にも労組法1条2項適用されることが明らかとなり、判例の混乱に終止符がうたれたとして、肯定的に理解した。しかし一方で、同判決の問題点として、公労法17条を合憲としたこと、そして刑事制裁の対象となる「国民生活に重大な障害を及ぼす場合」として、具体的に①政治的目的のための争議行為、②暴力をともなう場合、そして③不当に長期に及ぶときの三つをあげていることを指摘している²²⁵⁾。続く第六章「一〇・二六判決以降の判例の動向」は、表題の示された通りの下級裁判例の動向を紹介し、10・26判決「の中の考え方が下級審判決の上に残してきた極めていい影響を捨てて」いる(344頁)²²⁶⁾。

223) そのことを明らかにしているのは、横井芳弘「ある下級審にみる最高裁判所の拘束性と労働基本権——東京地判昭和五五・三・一四日教組事件の検討」ジュリスト722号(1980)268-275頁である。

224) 同事件(最大判昭和41・10・26刑集20巻8号901頁)については、多くの判例評釈・判例研究が発表されている(最高裁判所事務総局〔編〕『最高裁判所労働関係判例要旨集』〔法曹会・1983〕裁判年月日別索引46-47頁に掲げられている〔判批〕一覧を参照)。

225) 野村が同判決に言及したものには、「全通中郵事件高裁判決の問題点」法学セミナー140号(1967)・のちに野村・前掲『著作集』第5巻所収157-163頁および前掲「労働法ノート54/一〇・二六判決の矛盾」法律時報39巻14号(野村・同前『著作集』第5巻所収157-163頁)がある。

226) 同様の論稿としては、ほかに野村・同前『著作集』第5巻に収録された「教育公

そして第七章「四・二判決と最高裁の姿勢」(法律時報41巻7号〔1969・6〕)は、1969(昭和44)年4月2日に示された最高裁大法廷判決である都教組事件(刑集23巻5号305頁)と〔全司法〕仙台安保六・四事件(刑集23巻5号685頁)を取り上げている。前者が全通中郵事件判決の「労働基本権尊重論の系譜を展開した」(347頁)のに対し、後者が「逆に労働基本権を制限する理論の延長線上に位置」するものであった(同前所)。これら二つの判決は形式的にも、内容的にも対照的で、そして結論も無罪と有罪と正反対のものであった。しかし野村は、両者が労働基本権の保障という観点からすれば、プラスの意味でも、マイナスのそれにおいても全通中郵事件(前掲)の延長線上にあるものとして、それほど違わないとのべて、その説明を試みている²²⁷⁾。

(ウ) 官公労働者の労働基本権問題に関する最高裁判例の動向—第三段階

第八章「全農林警職法判決の分析と批判」364頁以下は、都教組事件判決(前掲)からわずか4年しか経過していないにもかかわらず、大法廷が一度変更した判例法理をふたたび変更して全通中郵判決より前のそれに逆転させた4・25全農林警職法事件判決(刑集27巻4号547頁)を分析の対象としている。野村は、そのような判断を誰しも予想だにできなかったものだとしている²²⁸⁾。ここでは、

務員の争議行為と刑事責任——最高裁上告審の目前に」労働法律旬報677号〔1968〕169-173頁)と「労働法ノート59/地公労法適用の地方公務員と分限処分」法律時報40巻11号〔1968〕174-178頁)がある。

227) 4・2判決以降の権利闘争を展望し、前注・論稿と同じく、前掲『野村著作集』第5巻に収録された論稿としては、「憲法と労働運動」現代法ジャーナル4号(1972)・193-201頁)と「これからの権利闘争のために——都教組、安保六・四判決を経て」全通時報196号(1969)・179-192頁)がある。

228) 四・二判決当時、9対5であった多数派が、四・二五判決では8対7の僅少差で少数派となり、公務員の争議行為問題について最高裁の判示内容が逆転した。新たに最高裁判事となった者の対応に着目してみると、6対3で従来の少数派を多数派に押し上げるという結果にいたったことになる(野村・前掲「四・二五判決」228頁)。これら二つの大法廷判決のあいだの4年間とは、四・二判決に対して、自民党内から偏向判決との非難が起り、同党内に司法制度調査会が設置される一方、裁判所内においては「平賀書簡」問題や青法協(青年法律科協会)加盟裁判官の再任が拒

野村が従来から指摘してきた10・26および4・2両判決における限定解釈論の弱点を衝く形で、正反対の結論へと導いたとしている。まず、4・2判決の「限定解釈論」について、4・25判決は違法性の強弱をつけることは可罰の限界を不明確にする。10・26判決で比較衡量は労働基本権を尊重・確保する方向で配慮されていた。これに対し4・25判決のいう「国民全体の共同利益を維持増進すること」というきわめて抽象的なもので、罰則を争議行為の原動力となった者に加える——10・26判決では、争議行為に通常随伴する行為を可罰対象から除外していた——ことを是認する方向で機能していた。それは旧来の「公共の福祉」論と同じものではないかと野村は批判していた。

なお野村は4・25判決直前ともいえる同年1月、早稲田大学を定年退職する²²⁹⁾に際して行なった最終講義²³⁰⁾で、つぎのような議論をしていたことは注目される。野村は同じく懲戒処分²³¹⁾の効力が争われた事案であり、かつ同じく10・26大法廷判決の判断枠組みによりながらも、結論を異にした全専売事件(山形地判昭和47年11月27日-無効)と動労事件(東京地判同年12月19日-有効)を取り上げて、当時いわれた『ストライキ権奪還はすでに射程距離にはいった』との言に関連して、注意を喚起していた²³¹⁾。野村は、当時労働側に拡がっていた楽観論を戒めていたといってもよからう。

「ストライキ権を禁止されていても幅広いストライキが反覆して起こる情

否されたりして、これらをあわせて「司法権の独立」危機として議論され、社会的にも大きく注目された時期と重なっていた(野村・同前稿228-229頁および同「労働判例の動向とスト権奪還への道」全通時報143・4合併号(1973)のちに野村・前掲『著作集』第5巻収録236-237頁)。

229) 1973年3月、早稲田大学を退職したのち、野村は弁護士登録をするとともに、同年4月より日本福祉大学において、学長に次ぐ「学監」という職位に就いて5年間勤務した(小島健司「日本福祉大学学監野村平爾先生」法律時報51巻4号〔1979〕37頁)が、その間毎週、東海道新幹線を利用して、名古屋まで赴いたという。

230) 野村「公社職員の争議行為と懲戒処分——山形地裁判決(昭四七・一一・二七)と東京地裁判決(昭四七・一二・一九)の意味するもの」法学セミナー209号(1973)のちに前掲『野村著作集』第5巻202頁以下に収録。

231) 野村・同前稿208頁。

勢の中で、禁止規定が文字とおりに機能しないという一般的状態が出てきたとき、〔政府は労働側に〕どこかで最小限の妥協をしよう……という新しい局面が現われる、その局面に近づきつつあるのではないかと思います。／ただ、その場合に考えておかなければならないことは、保守政権にとってこれは譲歩であり、妥協ですから、労働攻勢がどの程度力を持ち、どの程度の継続性を持つかを一方においてにらみながら、できるだけ技術的にも争議行為を頻発しないように、あるいは起こったとしてもどこかに歯止めを置くことを考える。できればストライキ権を持つ労働組合になっても、その体質を闘わない組合となるような立法ならびに管理の形をつくることを考慮するだろう。

労働側がスト権奪還の射程距離内に入ったと主張したとしても、やすやすと無条件に回復されることはなく、どこに限界が設けられるかという問題が伏在している。10・26判決と4・2判決により「公共の福祉優位論から〔国民生活全体の利益との〕比較考量論に移行した」(213頁)としても、それを抽象的なレベルでの議論にとどまり、争議権行使の限界を「具体化する試みをしないままに、単に“国民の迷惑”論という形と同じものだと考えてしまうと、せっかくこの“公共の福祉”論から一歩を進めたことが再び逆もどりをしてくることになります」。先の2つの山形および東京両地裁判決は、このことを教えていた。4・25判決とは、野村の鳴らした警鐘が残念ながら、現実のものとなったともいえるのかもしれない²³²⁾。

232) 野村が4・25判決以後のことについて言及し、同前『野村著作集』第5巻に「逆転判決下の権利闘争」の見出しのもとに収録されたものとして、ほかに「官公労争議権のゆくえ——四・二五判決を乗り越えて」エコノミスト52巻30号(1974)239-248頁がある。

七 結び——権利闘争論の行方

1 「スト権スト」の敗北と最高裁・名古屋中郵事件判決批判

1975(昭和50)年、野村が『労働基本権の展開』を刊行した(10月29日〔同書の奥付による〕)、その約1か月後の11月26日、公労協(公共企業体等労働組合協議会)加盟9単産(国労・動労・全電通・全通・全専売・全林野・全印刷・全造幣・アルコール専売)の各労働組合は、三木武夫内閣(自民党・1974〔昭和49〕年12月9日—1976〔昭和51〕年9月15日)に対し三公社五現業労働者のスト権回復の立法要求を掲げて、ストライキに突入した²³³⁾。それは官公労働組合がILO闘争以来長年にわたるスト権奪還闘争の総仕上げとして位置づけて実行したものであった²³⁴⁾。その背景には、①1965(昭和40)年5月のILO87号条約批准と公労法4条3項(逆締付規定)の同法からの削除、②長年の赤字体質打開を企図した当局の生産性向上運動(「マル生運動」)に対する、スト権奪還闘争の中核を担った国労(国鉄労組)と動労(動力車労組)による「マル生粉碎闘争」の勝利、③10・26判決から4・2判決へと続く判例の新しい流れや、④1973(昭和48)年春闘以降の「国民春闘」路線のなかで関係法規により

233) 野村・前掲「労働判例の動向」238頁は、全農林事件判決が国公法に関する司法判断であること、同規定を立法により改めることが可能であることを指摘し、「労働基本権保障は歴史の発展方向であり、国際的動向である」として、つぎのようにのべて、(全通)組合員を鼓舞していた。

「ストライキ権はわが権利だという官公労働者の権利意識は、一つの判決によって消し去れるものではない。……このような運動の中で、その一翼として公制審を動かし、立法をかちとることも可能なのである。このもえ上がった炎を消すことのないよう運動を高める作業こそ今一番必要なことだと考える」。

ただし、その後の歴史的事実の展開を踏まえて読み返せば、いわば虚しさを感じざるをえないものであるようにも感じられる。

234) 以上、角田邦重「昭和五〇年一月二六日—労働法／スト権スト」ジュリスト900号『法律事件百選』(1988)240頁。

禁止されていたにもかかわらず、現実には、当然のごとくにストライキが実施されたことに示された権利意識の向上などの諸事情があったのであろう。スト権スト開始当日、政府がスト権問題を審議するために設置していた公共企業体等関係閣僚協議会に、同専門委員懇談会からの意見書が提出された。その内容は、ストライキ権は団体交渉を補完するものであり、公企業体労働者にスト権を付与するには、その前提として各事業体に当事者能力を与えるための経営形態の変更が必要であるとするものであった。政府はそれを受けて、スト突入から6日目の12月1日、専門懇の意見を尊重し、民主主義国家の根幹を脅かす違法ストの圧力には屈しないとの「政府の基本方針」を決定した。このような経緯をへて公労協は、12月3日ストライキを中止した。国鉄がほぼ全国・全線でストップする8日間・192時間に及んだ政治ストは、見るべき成果を獲得することなく終わることとなった²³⁵⁾。

先に野村も紹介していたように、全通中郵事件（前掲）および都教組事件（前掲）に関する大法廷判決により、事実上刑事罰からの解放がなしとげられ、ついでストライキに対する懲戒処分を違法とする下級裁判所の判断が相ついで出現するなど労働側にとって有利な社会状況が出現し、さらには当局による民事責任追及の側面からも救済されるようになった。しかしそれから、わずか4年後、全農林警職法事件（最大判昭和48年4月25日〔前掲〕）により、以前の状況にもどってしまった²³⁶⁾。このような社会情勢をうけ、官公労働組合が結集し

235) 政府からスト権付与の言質をとることができなかった背景には、総評や民間労組からの実質的な支援・支持を受けることができなかつたり、政府・自民党内の派閥対立などの政治的事情など、様々な要因があったのであろう。そのような側面については、熊沢誠「スト権スト・一九七五年日本」清水〔編〕前掲書483-526頁および高木郁朗「公労協『スト権奪還スト』（一九七五年）——政治ストの論理と結末」労働争議史研究会〔編〕『日本の労働争議（1945～80年）』（東京大学出版会・1991）345-381頁において言及されている。

236) 最高裁が自ら従来の判例を変更するとき、その多くは下級審が同一類型事実の事案について最高裁の先例とは異なる判断をし、それらが積み重なり、最高裁がそのような動向を追認して判例変更するという経過をたどる。しかし4・25判決の場合、

た公労協はストライキ権回復を立法により、実現しようとしたのである。しかし、その試みは、挫折してしまった。

スト権スト敗北の翌年、最高裁は前年の岩手県教組事件(最大判昭和51・5・21刑集30巻5号1178頁)に続いて名古屋中郵事件(最大判昭和52・5・4刑集31巻3号182頁)に関する判断を示し、全通中郵事件(前掲)で示された判断枠組みを覆した。同事件における事実関係は、基本的には全通中郵事件と同じく、全通中央闘争本部からの指令に基づいて、名古屋中央郵便局にて2時間ほどの労働時間に食い込む職場集会を開催したことが郵便法79条にいう「郵便業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたとき」に該当するとして、その責任(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)に問われたものであった。同事件では、同様の事実が11年間という時間的隔たりをへて、まったく正反対の結論へといたった²³⁷⁾。全農林事件(前掲)が8対7であったのが、全通名古屋中郵事件の場合は、13対2という結果となった。この間の最高裁判事の交代人事が政府主導のもとでなされたことがうかがえる。そして同事件について、労働側代理人(弁護士)として関与した²³⁸⁾野村は、同判決について発言している。すなわち(1)野村は公労法17条1項の合憲性の根拠について、全農林事件(前掲)と同じく、財政民主主義論や当事者能力欠如論など、スト権スト当日に示された「専門懇意見書」と共通することを指摘し、非現業公務員はもとより、三公社五現業の職員には、憲法28条による団体交渉権と争議権は当然に保障されず、国会の裁量により、いかに取り扱うかが決まるという理解について、その「法理的根拠」を五つに分けて、丁寧に反論してい

10・26および4・2両判決以降、圧倒的多数の下級裁判所が官公労働者の労働基本権に関わる事案について、これに従った判断をしていた。そのような下級審裁判例の大勢を無視して最高裁が判例変更を行なったのは、「まぎれもなく政治的判決であり、しかも反動的判決」であったことは、確かであろう(沼田稲次郎ほか〔編〕『労働法事典』(労働旬報社・1979)197頁)。

237) 同判決については、当時、複数の法律雑誌が批判的な特集を組んだが、これについては、早津・後掲論文37頁(注)3にかかげられている。

238) 山本・前掲『野村著作集』第5巻「解説」291頁。

る²³⁹⁾。その際、野村の筆致は、従来にも増して、おだやかなものであるのが印象的である²⁴⁰⁾。

このような全農林事件（前掲）に始まる一連の再逆転判決を受けて、野村は権利闘争の再構築を呼びかけた²⁴¹⁾。そして野村は亡くなる前年の夏、これまでしばしば言及・引用してきた全5巻の『著作集』の出版と前後して新書サイズで本文200頁ほどの、文字通りの小著を出版した。野村にとっての遺著となった著書の表題は、『労働者の権利闘争』というものであった（学習の友社・1978）。それは、野村の従来の著書と同様に、既発表の論稿群をもって再構成したものであった。同書の目次構成は、以下のようなものとなっている。

はじめに「職場における権利闘争」月刊労働問題245号臨時増刊『春闘読本』（1978）

239) 野村「名古屋中郵事件判決の検討と批判」法律時報49巻9号・のちに野村・前掲『著作集』第5巻257頁以下。なお野村は全通名古屋中郵事件判決について発言したのものとして、ほかに「治安警察法に根をもつ名古屋中郵事件反動判決」労働運動139号（1977）・のちに野村・後掲『労働者の権利闘争』168-189頁に収録と「名古屋中郵事件判決の批判と検討」労働法律旬報930号（1977）がある。なお早津裕貴「最高裁判例法理の再検討／④名古屋中郵事件—労働基本権の制限」労働法律旬報1955号（2020）24-42頁が同判決に関する最新の文献であろう。同前論文は、すでに同判決からすでに40年以上の時間が経過し、公務労働の民間委託や非正規職員が増加しているなどの状況変化と近時ドイツの公務労働の状況を踏まえて、論じている。

240) このことについて、山本・前掲『野村著作集』第5巻〔解説〕291頁は、野村は判決に一喜一憂することなく、労働運動に権利闘争を貫くことを期待していた、とのべている。

241) 同前『野村著作集』第5巻には、「逆転判決下の権利闘争」との表題のもと、つぎのような論稿が収録されている（225-276頁）。

「四・二五判決と司法権の問題〔昭和四八年六月〕」法律時報45巻8号

「労働判例の動向とスト権奪還への道〔昭和四八年六月〕」全通時報143・4合併号

「官公争議権のゆくえ〔昭和四九年七月〕」エコノミスト27巻30号

「労働三事件判決の不当性〔昭和五〇年一月〕」労働運動109号

「名古屋中郵事件判決の検討と批判」法律時報49巻9号〔昭和五二年七月〕

第一部 「はたらくものの権利」←「働くものの権利」(1) - (13) 学習の友180、181、183、184各号(1968)、185-187号、190-195号(1969) および*「職場での権利とは(みんなの労働組合教室 労働者との一問一答6)」労働運動113号(1975)

第二部 「労働協約とはなにか」←私鉄総連パンフレット『労働協約の本質』(1953)

第三部 官公労働者の基本的人権に関する最高裁判決

第一章*「治安警察法に根をもつ名古屋中郵事件反動判決」労働運動139号(1977)

第二章「労働三事件判決の不当性——最高裁における公務員の政治活動の否認をめぐる」労働運動109号(1975)

第四部*「国家と法——労働者としてどうとらえるか」勤労者通信大学〔編〕『労働者の権利と労働法』(労働者教育協会・刊行年不明)

あとがき

その表題が示すように、本書は長年にわたって労働者・労働組合への啓発活動に従事してきた野村らしく、「労働講座のテキスト」となるべく公刊されたものであった。内容的には、新たな主張がふくまれるものではなく、すでに病が進行するなかでまとめられたもののためか、野村自らが加除整理の筆をとったものではなかった。本書の中心となるのは、本文中中ほどの第一部と第二部、とくに注目すべきは、第二部として収録された、かつて私鉄総連のパンフレットとして印行された『労働協約とは何か』であろう。同稿は、昭和20年代における野村の、労働協約とは団結活動を通じて獲得した労働条件内容を明文化したものであるとの理解を示すものであった。それが当時25年という時間が経過した後も、そのまま掲載されている。本書全体を通じて主張されているのは、権利闘争論であった。そして最後に収録された論稿——おそらく1960年代末に発表されたものでないかと推測する——のなかで、つぎのようにのべていた(215頁)。

「いまは労働者は高度経済成長政策の下の思いきった資本の側の『合理化』に苦しめられています。職場の労務管理ははげしさを加えています。外か

らはインフレ、物価高、低賃金、公害に苦しめられ、日本の軍国主義化の方向にそった戦争への道に政治の姿勢がはっきりしてきておりますし、そのための教育の反動化や司法の反動化がでてきています。労働者は団結をかたくして、これらの、労働者の権利をうばい、たたかう力を失わせようとする試みにたいしてたたかっていくことのもっとも必要な時になっているといえるのではないのでしょうか。／これらのことを頭において、私たちは『労働者の権利と労働法』を身につけてたたかひの武器にしていくことが大切だと思います」。

ここに、労働者・労働組合への啓蒙に熱心に従事した野村の思いが示されているのであろう²⁴²⁾。野村は同書刊行の7か月後の1979(昭和54)年1月22日、3年前(1976〔昭和51〕年3月)手術をうけた直腸がんからの転移性の肝臓がんのため亡くなった²⁴³⁾。享年77歳であった。翌23日、24日の通夜・密葬のあと、翌月の2月3日東京・青山葬儀所で「お別れする会」が催行された。同人の生前の社会的活動を反映して、文字通り各界・各層から多数の参列者があったという²⁴⁴⁾。

242) むしろ、こちらを引用すべきであったかもしれないが、野村の絶筆となった学習の友306号(1979・2)「私の好きなことば」欄に寄せた短い文章のなかで、現役召集された際の部隊付教育担当将校のことばについて、「軍人ざらいでしたが……妙に忘れられ」ないものとして、「学んで闘い、闘って学ぶ」をあげて、つぎのように説明していた(野村よね〔編〕前掲書・表題については、同書・奥付に記されたものをとった)。

「それは学習をして実践で確かめ、実践してその中から学習を深めるという意味を持っているからです。ほんとうの生きた知識はこうしてかちとられるものだと思います。こんな気持ちで、わたくしは五十年以上も労働者の権利闘争論を追求してきました」。

そのいわんとすることは、両者同じであろう。野村の学問姿勢が如実に表われているように思われる。

243) 沼田稲次郎「野村平爾先生の逝去に哭す」季刊労働法111号(1979)174頁。労働法学上の方法のみならず、奇しくも、野村が死去するにいたった病因も、末弘と同様のものではあったということにならうか。

244) このことは、法律時報51巻4号「野村平爾追悼」特集36-45頁に掲載されている、

2 公共企業体の分割・民営化と官公労働組合の権利闘争の挽歌

スト権スト実施の翌年2月、国鉄当局は国労・動労に対し、同ストライキを違法として、202億円もの損賠賠償請求訴訟を提起するにいたった²⁴⁵⁾。一方、野村が亡くなったあと、官公労働者の労働基本権、とりわけ争議権の回復問題は、立法論へと議論の中心を移っていった。それにしたがって労働法学の課題も判例研究から立法論へと議論の重点を移行させていった²⁴⁶⁾。しかし、官公労働者の労働基本権の回復は、1978(昭和53)年6月公企体等基本問題会議の意見書提出をへて、80年代に入り「行政改革」の一環としての三公社の分割・民営化がなされるなかで解決されていった²⁴⁷⁾。すなわち専売公社および電電公社は1985(昭和60)年それぞれ株式会社に移行(前者:日本たばこ会社〔JT〕、後者:日本電信電話会社〔NTT〕)し、国鉄も1987(昭和62)年五つの地域ごとに、五つの旅客鉄道会社(北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州のJR各社)と貨物鉄道会社(JR貨物)に分割・民営化された。これにより各

各界の多彩な人びとによる「お別れのことば」からも、容易に知ることができる。そのほかの野村追悼文については、野村よね〔編〕前掲書142-144頁掲載の野村「追悼文献目録」を参照。

245) 最終的には、1994年12月27日、亀井静香運輸相(当時)の斡旋により国鉄清算事業団とのあいだで和解が成立し、訴えは取り下げられた(国鉄闘争支援中央共闘会議『202億訴訟和解の成果をJR紛争の全面解決へ』[国鉄労働組合・1995]http://kokuro.la.coocan.jp/songai.htmlを参照)。

246) たとえば野村の弟子である初井常喜は野村逝去から約3か月後、『「スト権」立法闘争論』(労働旬報社・1979)を発表した。また桑原昌宏は『官公労働争議権の研究:アメリカ法からの示唆』(ミネルヴァ書房・1980)に続いて、『公務員争議権論:日本とアメリカ』(日本評論社・1983)を刊行した。そして菅野和夫は「公務員団体交渉の法律政策——アメリカに見るその可能性と限界」(1)-(3)法学協会雑誌98巻1号、12号(1981)、100巻1号(1983)および「公共部門労働法——基本問題の素描」(1)-(3)法曹時報35巻10号-12号(同)を相次いで世に問うている。

247) この点について蓼沼・前掲『戦後労働法学の思い出』310頁は、「三公社のスト権問題が……〔分割・民営化により〕最終決着をみる可能性を、スト権スト当時予測しえた労働法研究者はいなかったと思われる」とのべている。

企業に働く労働者および彼らが組織する労働組合は、公労法（公共企業体等労働関係法）の適用対象からはずされ、労働組合法が適用されるにいたった。公労法は国営企業のみを対象とする国営企業労働関係法となった（なお郵便事業についても、2007年民营化された〔日本郵便会社〈JP POST〉〕）。また公務員についても、「官民格差の是正」の名のもとに、60歳定年制の実施や年金・退職金の切り下げなどが実施されていった。これらの制度改革、とくに公共企業体の分割・民营化の過程のなかで、戦後わが国労働組合運動における「戦闘的潮流」を担った官公労働運動とそれが主要な担い手であった総評（日本労働組合総評議会）——全加盟者のうち、官公労働組合の組合員が3分の1を超え、さらに、その中心を担ったのが国鉄労働組合であった——は影響力を低下させていった。そして総評は1987（昭和62）年に発足した全日本民間労働組合連合会（全民労連、日本労働組合総連合会〔連合〕）に合流するために、1989（平成元）年11月解散するにいたった。こうした労働運動の変容を背景にしたものであろうか、公共部門労働者の労働基本権問題については、労働法学界のなかでもしだいに議論されることも少なくなっていく。そののみならず野村が心血を注いだ「権利闘争」ということについても、ほとんど誰もいわなくなっていく。それは呼びかけるべき相手ないし権利の担い手として想定した者がいなくなっていくためであろうか²⁴⁸⁾。

248) 国労は1982年、野村の功績を引き継ぐ若手労働法研究者を激励し、労働運動を支えるべき労働法学の構築を願って「野村賞」を創設し、以来25年のあいだに、11名に賞状と賞金が授与された（なお同基金の一部は、野村の葬儀に際しての弔慰金を遺族から寄付されたものを含む）。しかし国労が国鉄分割・民营化以降、組合員が減少するなかで同賞を維持することが困難になったことから、2007年、同賞は同労組の第75回定期全国大会（8月2・3日、静岡県伊東市）で廃止が執行部から提案され、了承された。なおその残余基金は、法政大学大原社会問題研究所（300万円）、関西労働法理論研究会（100万円）、そして諸経費をのぞいた残余はDLR基金——正式名称は不明であるが、国労権利闘争犠牲者救援を目的とするもの——に寄付された（中山和久「野村賞廃止に思う」国労文化488号〔2007〕8-11頁および相田利雄「国労『野村基金』解消に伴う大原社研への寄付金贈呈式に出席して」大原社会問題研究所雑誌589号〔2007〕87頁）。